

平成22年第6回（9月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	項
1	6	永原 良子	1.ホームヘルプサービス業務について 2.交通対策について	2
2	1	矢ヶ崎紀男	1.辰野町の教育の現状とめざす方向 2.戸別所得補償制度の概要について 3.阿部新県政について	1 5
3	3	三堀 善業	1.町民のための行政を	3 0
4	4	中谷 道文	1.セーフコミュニティの取組みについて 2.第5次総合計画について 3.荒神山ウォーターパーク跡地の利用促進と環境整備	4 2
5	10	成瀬 恵津子	1.電気設備工事の指名競争入札について 2.新町保育園園庭の芝生化モデル事業について 3.保育園の育成事業について	5 2
6	11	宮下 敏夫	1.介護老人施設「福寿苑」の今後の運営について 2.デジタル化に対応した地域情報化計画の推進状況について 3.一般会計・特別会計の統合について	6 5
7	8	岩田 清	1.保健福祉センター業務用エコキュート設備設置業務入札について	7 8

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	項
8	9	根橋 俊夫	1.保健福祉センターエコキュート設備設置業務について 2.職員不祥事に対する対応について 3.辰野病院の経営改善について	9 6
9	5	中村 守夫	1.小中学校不登校について 2.高齢者の所在不明とその実態について 3.県道整備について	111
10	12	宇治 徳庚	1.有害鳥獣被害防止の強化策の構築について	122
11	7	船木 善司	1.分煙対策について 2.安全・安心なまちづくりについて 3.阿部新県政に対する矢ヶ崎町政の関わり方について	132

平成22年第6回辰野町議会定例会議録（7日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成22年9月8日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	矢ヶ崎 紀 男	2番	前 田 親 人
3番	三 堀 善 業	4番	中 谷 道 文
5番	中 村 守 夫	6番	永 原 良 子
7番	船 木 善 司	8番	岩 田 清
9番	根 橋 俊 夫	10番	成 瀬 恵津子
11番	宮 下 敏 夫	12番	宇 治 徳 庚
13番	山 岸 忠 幸	14番	篠 平 良 平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	林 龍 太 郎
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	小 野 眞 一
総務課長	小 沢 辰 一	まちづくり政策課長	松 尾 一 利
住民税務課長	松 井 夕起子	保健福祉課長	野 沢 秀 秋
産業振興課長	中 村 良 治	建設水道課長	増 沢 秀 行
水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	金 子 文 武
教育次長	林 一 昭	病院事務長	荻 原 憲 夫
福寿苑事務長	宮 原 正 尚	消防署長	赤 羽 守
両小野国保診療所 事務長	向 山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康 彦

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	赤 羽 裕 治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第3番	三 堀 善 業
議席 第4番	中 谷 道 文

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので第6回定例会第7日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。3日正午までに通告がありました、一般質問通告者11人全員に対して質問を許可いたします。質問、答弁を含めて一人40分以内として進行してまいりたいと思いますのでご協力をお願いいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	6番	永原 良子	議員
質問順位	2番	議席	1番	矢ヶ崎紀男	議員
質問順位	3番	議席	3番	三堀 善業	議員
質問順位	4番	議席	4番	中谷 道文	議員
質問順位	5番	議席	10番	成瀬恵津子	議員
質問順位	6番	議席	11番	宮下 敏夫	議員
質問順位	7番	議席	8番	岩田 清	議員
質問順位	8番	議席	9番	根橋 俊夫	議員
質問順位	9番	議席	5番	中村 守夫	議員
質問順位	10番	議席	12番	宇治 徳庚	議員
質問順位	11番	議席	7番	船木 善司	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席6番、永原良子議員。

【質問順位1番、議席6番、永原 良子 議員】

○永原（6番）

おはようございます。通告にしたがって質問していきたいと思っております。はじめにホームヘルプサービス業務についてお聞きします。昨年から続いている不況のあおりで働き盛りの人がリストラされたり、若い人の就職がとても困難になっております。私の回りでも就職活動に翻弄している人が少なくありません。そんな中で「福祉関係の仕事の募集がありますが『ヘルパー2級以上の資格がある方』というのが

雇用条件にあるので是非資格を取って仕事に就きたいが民間での講座は9万円以上も掛かり1箇月の収入以上にもなり、また町内ではやっていないので岡谷、伊那、塩尻まで行かなくてはいけない、とても大変なので是非町として講座を開いてくれないか」という要望が聞かれます。町では平成12年から4年間、町主催でやっていたことがあるので雇用育成のためにもホームヘルパー講座の開設を要望しますが町長の考えをお聞きします。

○町 長

おはようございます。9月議会一般質問、今日第1日目で質問順位第1番の永原良子議員の質問からお答えを申し上げていきたいと思えます。今ご指摘のようにホームヘルプサービスということで、有資格者とあるいは無資格者ということでもないんですが特にそういった資格は規定せずに家庭でそれを活かそうという考え方。あるいはまた就職はできないけれども一定の例えば3級なら3級というような資格というようなことの中で、今までも推移したことはご指摘のとおりだと思います。辰野町でも過去は家族介護力の、底辺拡大ということで今申し上げました3級課程ということでは、平成11年から14年まで約79名の修了と言いますか、そういった講習を講習会を修了して、それだけの方が講習を受けております。また就職できるという就業できるというヘルパー2級以上とあえて言うんでしょうが、しかしこれからはあまり2級、3級というような考え方がなくなってくるようでありまして、専門的な知識はあるか、ないかだけで決めていくような国の方策にもなるかということで、非常に混迷期に来ていることも今事実であります。同時にまた現在大変就職難でそういう所へ勤めたいという方はあるわけですが、逆に勤めて欲しいという、要するにヘルパーさんの不足というような事態は少しは前よりは改善されてきているというふうなことで、需要の方がいくらかこう満ち足りてきているような状況に現在あると。ただ訪問看護はまた違います。これは看護師が回って行くことですがそちらの方はまだ足りないようではありますが、訪問介護というような形の中では今現状ではそのような状態でありますので現在としては、講座は予定を現在していないというような現状であります。今後推移を見ながら、ということでもあります。以前では行政では例えば掛かった費用の2万5,000円を限度に半分までするとかいろんな規定があちらこちらの市町村にもあるようでございますが、今現在はやっている所もありますが辰野と同じように一度、一応これは今現在は中止してきていると

いうふうなことで時代要請、不景気の仕事を探す立場はまた別ですがまずはさきほど言ったような需要の方の関係方の中からいきますと、一応一旦お休みという状況が現在進んでいるところであります。以上であります。

○永原（6番）

今改善されてヘルパーさんも足りているような感じだっというふう、お答えですが、実際に私の知っている人も現在資格がなくてですね仕事にパートで勤めているんですが、資格がないとやれる仕事も限られているのでちょっと勤めてる関係上、資格がなくて肩身の狭い思いをしてるっていうことで「1年経つとそういう所で働くと20%の補助ができる制度もあるので1年経つまで待とうかな」っていうことも言っているんですが、その「足りてる」って言ってますが現在要望としてですね、取りたいって人がいてそういう資格があると職業に就けるっていう現状がある中で2級、3級はもう終わっているんですが2級も私が調べたところではさきほど町長が言ったように3年後くらいからはそういうもう2級じゃなくて専門職になるっていうことが言われてますけれども、当分2、3年はヘルパー2級っていうことは続けてくっていうふうに記載してましたのでここ2、3年のことでも仕事に就きたいそういうヘルパーの資格を取りたい、けれども9万円以上が掛かってとても大変だっというので講座を開いてくれっていうことなんです。でもし講座が今、伊那市と駒ヶ根で伊那市は毎年講座を開いています。駒ヶ根も講座を開いています。それとあと岡谷では去年の不況がありまして、ホームヘルパーの2級の資格を取るにあたりましてですね、受講料の去年は2分の1以内、限度額の5万円で、今年を受講料の3分の1、限度額3万円っていうことで講座は開いてませんけれどもヘルパー2級の資格取得に関わる受講料を助成している制度があるので、是非講座が無理ならこういう助成制度も是非行っていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○保健福祉課長

ホームヘルパーのこの養成講座、何年かやってきたわけですがけれども看護職としての評価基準が低くなってきたっていうことやら、受講生も減少してきたというふうなことで講座の方は実施をしておりませんし、今後も予定しておりません。今の非常雇用の関係で難しい中ではございますけれども、将来国の方の方針も変わってくる、今議員さんの話だと2年後っていうような話でございますけれども、内容的には個人の資格というふうなことでございますので、今のところちょっと予定をし

ていないというふうなことでございます。

○永原（6番）

今のところ予定をしていないっていうことなんですけれども、実際その方は町内の職場に福祉関係に勤めている方もいらっしゃるって、町内の町の施設にも勤めていますので資格を取ると町のためにもなるし、働きがいもあるし給料も自然とやっぱ資格があると、あるとないとでは違うので収入も多少上がってくるっていうことで是非そういう講座が無理なら助成をっていうことで、またある若い方は普通の企業に勤めたんですけれどもちょっと上手くいなくて、今福祉関係の所にパートで勤めているんですが「ヘルパー2級の資格を取って今後そういう福祉関係の仕事でもっと正社員を目指して頑張っていきたい」という気持ちが芽生えてきた。その点ヘルパー2級の資格を是非取って頑張っていきたいっていう意欲も見える方もおりますので、是非財政難だと思いますけれども、こういう補助、育成、町の町民のために是非やっていただく考えは、再度町長ないでしょうか。

○町長

今、当初お答え申し上げたとおりでありますし、また課長の方で今お話を申し上げたところでありますし2、3年であってもということですが、この制度が国が大きく変わろうとしている時でありますので、そこで2級3級とかいろいろな今と違った状態でやってしまっただけでそれがまた無意味になるということも考えられるわけでありまして。もちろん有意義な人もあるでしょうし、3級は認めないとかいろいろなふうなことになっちゃうんじゃないかという可能性もありますので、精査はして検討はしてみますけれども、一応現状では難しい状態だなとこんなふうにも思っております。それは個人の職業ですので、資格ですから資格があった方が就職は有利である。経済対策というような意味ではこういうこともやる所もあるのかもしれませんが。あるいは福祉の連続の中でやってる市もたまたま見受けられることもあります。辰野と同じように一応時期過ぎたりということでもまた様子を見ている所もあろうかと思っております。今言いましたようにあくまで個人の有資格を取ってくということでもありますから、理屈言い出すときりないですが車の免許取るも同じ、あるいはまた大工さんたちが一定の資格をまた職業訓練所に行って取って来ても同じ、いろいろ日本中には沢山の資格があります。その中でこの介護の方だけヘルパーさんだけの補助をすとかいうことになると、じゃほかもあっちもみんなやってくれないかってい

う形になってまいりますし、どれが一番妥当であるのか検討してみなきゃならんことかなど、こんなふうに今現在は思っております。以上であります。

○永原（6番）

私は個人の資格って町長言いますけれども、これから高齢社会に向けて介護関係のことは本当町全体のことだと思うので是非この事業を補助事業とか、講座事業は是非やっていただきたいと思います。それでは次に移ります。ホームヘルプサービス業務の現状と課題についてです。今「ヘルパー事業だけではやっていけない」と各事業者さんからはヘルパー事業に対しての困難さを聞くことがあります。そこで町のホームヘルプ業務の現状をどう見ているか、また今後の課題は何か、今現在町長はどう見ているかお聞きします。

○保健福祉課長

お答えします。町ではホームヘルプサービスは実施はしておりませんが、現在辰野町の方では社会福祉協議会、それからJA、辰野介護センター、この3箇所で行っております。このホームヘルパーの利用者数でございますけれども、ちょっと調査いたしましたところ112名というようなことでございます。またこの3つの団体のホームヘルパーの正規、また臨時の皆さんの登録者が40人というようなことでこの112名、非常に手の掛かる方もあるしサービスも多岐多様、また毎日というような方もいらっしゃるというようなことでございますけれども、この利用者数の人数これは介護保険の受給者については増加しているわけですが、こちらの方の利用者についてはこちらの方で見ると、利用者の横ばい状態っていうような状況でございます。したがって現在は訪問介護サービスの需要は変動はあるけれども概ね良好と言うか丁度良い状況かなというようなことで、私どもの方は現在そんな形で思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○永原（6番）

そういう中で課題としてはどういうことを上げてますでしょうか。

○保健福祉課長

利用者のニーズ等がですね、いろいろなものがかかり出てきております。そんな中で訪問入浴サービスだとか、それから自立支援そちらの方も各事業所でいろんな状況を把握しながらあたっていただいているということでございます。課題と言えば安定した仕事量ではないっていうようなこと。急に具合が悪くなって取り止めだ

とか、入院や何かで仕事がなくなるケースもあつたりして臨時職員さんにとっては収入が不安定となるっていうようなことがあるっていうようなことで、割合にこのホームヘルプの方、若い人たちが応募がないというようなことも聞いております。以上でございます。

○永原（6番）

私も調べたところによりますと本当に、ホームヘルプサービスっていうかその仕事ですね、一番は時間帯でやったりするのでその給料っていうかそういうのが安定性がない。それから急に具合が悪くて入院してしまう。入所の所が空いたのでそこに入所してしまう、っていうことで予定が立たらないっていうか平均的な安定性がないっていうことがね、ヘルパー事業では一番大変なところであつてやはりお勤めして家計の足しに、家計でやっていきたいっていう場合は毎月安定したお金が入るっていうことが、生活していく上で大切なので若い人たちはやはりそういう安定してないと施設の方の仕事に就いたり、ほかの安定した仕事に就いてしまうっていうことが本当に私も一番課題だと思います。ですけれども「ヘルパーの仕事でヘルパーに入ってもらつてとても助かっている」っていう町の介護者っていうか、受ける利用者さんの声も沢山ありますのでこれから本当にこのホームヘルプサービス、高齢社会に向けて今から現状を把握して、また課題を把握してやるのが大切だと思います。「ヘルパーが独り立ちするには3箇月は掛かり、利用者さんの一人ひとりの生活を支えることは本当に大変だ」って経験豊かなヘルパーさんが言っていました。町としても本当にこういう安心して暮らせる、歳を取つても安心して暮らせるっていうことでヘルパーっていう仕事はとても大切だと思いますので今後、現状課題を把握してやっていただきたいと思います。次に町及び社会福祉協議会としてのホームヘルプサービス業の今後の展開について、ちょっと重なる部分がありますがお聞きします。これからは高齢社会ではなくて超高齢社会、っていうふうに言われています。本当に私たちが今まで経験したことのない社会が来ると思います。国でも県でも超高齢社会に備えてさまざまな取組みをしています。その中でも認知症対策は大きな課題の一つだと思います。信濃毎日新聞社でも認知症、長寿社会取材班が半年を掛けて県内外の介護家族、施設などへアンケート調査や施設の見直しを促した記事を展開し、取材から浮かび上がった問題点を拾い上げて整理して今年6月末に認知症対応社会に向けた8つの提言をしています。団塊世代が間もなく65歳以

上の高齢者の仲間入りをして2025年には75歳になり、超高齢社会になっていきます。とても急がれている社会問題だと思います。国でも2025年の超高齢社会を見据えた課題認識として、高齢住宅の建設と24時間在宅ケア体制が確立されると2025年の目指すべき姿を描くことが必要であると言っています。そんな中で町としても町民の高齢社会を守る上でもホームヘルプサービス事業はとても大切だと思いますが、さきほどおっしゃいましたけども今後の展開についてお聞きします。また今から若いヘルパーさんの育成が必要だと思いますが、町長はその点どうお考えでしょうか。

○町 長

今、永原議員のご指摘のようにもう前は4人に1人高齢者ということで、25%の高齢化率という時期がありました。その頃はもう27超えれば超高齢社会だということで永原議員のご指摘のとおり現在はもう30%、あるいは中には市町村によっては40%なんていう所もあるわけでありますから、正に超超高齢社会に日本全体が突入している状態であると、こんなふうにも言えるかと思います。したがって人口は日本中が減っておりますけれども、高齢者、特に超高齢者というような形の捉え方でいきますとそちらの方は増えているという形になってまいりますので、それを面倒を見る施設あるいはまた福祉政策、ひいてはまたヘルパーさんはじめ総体的な医療まで含めて需要は拡大しているというふうに私は思っております。そういった意味におきましてヘルパーだけでなく、社協も辰野町もあるわけですが介護保険導入から見てまいりますと社協とて1業者であると、こういう考え方で捉えたりしているわけでありますから、それぞれが特徴を持ったサービスができるようお願いをし、民間もあります。そういった中で少しでも多く受け入れ施設、医療、ヘルパーほか総体的な需要拡大に向けての、簡単に言うと待機がないような状態に持っていかなきゃならないとこういうには考えております。以上であります。

○永原（6番）

本当に大変な社会が来るとは思いますが、現実的に実際本当に来ますので今から、今から準備して備えておかないととてもその場になって「さあ、ヘルパーさんが足りない」ということになるのととても困ると思いますので、是非お願いします。認知症の方は朝夕おむつ交換にヘルパーさんが来てもらっても、ちょっと認知があるとそんなに手が掛かるわけではないんだけど、日中独りでは置いとけないっていう状態の方が数多くいらっしゃいます。近くに身寄りもなく子どもたちも遠くで

生活して本当に困っていて、結局日中独りでは置いとけないので施設に預けるようになってしまった。施設に預けたは良いけれども本当に何か親を施設に預けるっていうことは身を切られる思いのところもありますので、そういった面でももうちょっとヘルパー業務でもっといろいろできることがあれば是非、今から準備してやっていってもらいたいと思います。

次に移ります。交通対策についてです。町では交通対策について以前から私も要望していました交通弱者のための地域公共交通対策委員会を庁内で7月5日に始めたそうですが、月1回のペースで委員会を開き方向性を打ち出すようにしていくって言ってましたけれども、その後の進捗状況についてお伺いします。

○町 長

今ご指摘のように辰野町では地域公共交通庁内検討委員会を行いまして、7月8月と2回行ったところでございます。なぜこういったことが必要であるかということではありますが、まず資金の問題、それから地形の問題、前から言っているとおりです。簡単にはなかなかできない。しかし簡単ではできないから放っておくかと言いますと、できる所からでもやってったらどうかという考え方を私が持って検討してみろと。全部公平町中隈なく上手く歩けると、バスがですね、バスとかいうかお迎えとか交通が、そうでなくてもとりあえず本当に困る方は福祉タクシー対応であります、何かならないかという検討でありますのでそんなに軽々には、軽々と言いますか短時間には答えは出ないと思いますが、あの方法この方法、そしてまた議員の皆さんにもご相談申し上げて一定のできる範囲内の中でできればやっていきますが、まだまだ検討段階でズーッと検討しているのかと言われましても、難しい中をどうやってこう泳いでみるかということでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。ご指摘のとおり2回現在は研究をしております。

○永原（6番）

今2回検討しているっていうことなんですが、今後の見通しについてですけれども本当に国からもこの地域交通のことは交付税が減らされてきていて、各市町村でも本当に困惑しているところがありますが、町としても本当に今3年くらいのスパンで検討状況にしてけば補助も下りますし、是非この事業を月に1回をもっと積極的にやってっていただきたいと思いますが、ほかの市町村でも私が調べた所は本当に地域公共交通は生活していく上でもまた地域の活性化にもつながり、とても重要

な事業なので事業を始めている各市町村の6割は自己補填をして続けてくることが6月10日の『信濃毎日新聞』に載っていました。市町村の取組みの支援体制が国でも県でも地域公共交通の確保、維持改善に資する調査の支援などは県の方でも来ていただいて会議が持たれますので是非そういったところを庁内だけ、役場の庁内だけでなくもっと外に向けてやってくってことなんです、もっとドンドンやってもらいたいんですが、なぜドンドンできないのかっていうことをお聞きします。

○町長

なぜドンドン進まないかっていうことは、さきほど私の方で先に言ってしまった答弁のとおりであります。地形的、資金的いろんな難しさがあるからであります。もう一つは議員もご指摘でありましたけれども、国の仕分け事業にこれが当たってしまいまして国の方も地方で、過疎地もあったりする中でドンドンと交通の体制はやってけということをお県に下ろして、県がリーダーになってあちらこちらが検討し組んだ所があります。言わば梯子を掛けて屋根に登らされた。そしたら梯子外されちゃったと。仕分けでカットされたというのが現状でありますので、今長野県の町村会の方も大騒ぎでこれに向けて、国に向けて県と一緒に陳情するとこんな矢先でもございます。そのことも含めてであります。何とか良い方法ないかなっていつも私も思っておりますので、また皆さん方からも良い方法があれば完全無欠に全部網羅して公正公平っていうと不可能だと私は思っています。できる所からどうだろうと、それは不公平じゃないかとかこういうこともまた論議の中へ出るんじゃないかと思っております。どういうふうにして良いのか、一生懸命月1遍のあるいは2箇月に1遍ぐらいの度合いぐらいで検討しておりますので。担当課長の方から少しお答えを、お答えと言いますか付け加えをしたいと思っております。

○まちづくり政策課長

大筋につきまして今町長申し上げたところでございます。町の公共交通庁内検討委員会で路線バス、デマンドタクシー、デマンドバス、福祉タクシー等の方法、また近隣市町村の状況の把握等を実施を行いまして、今町民アンケートの内容を検討をしているところでございます。なるべく早い時期に町民アンケートを実施しながら、方法のある程度のものを検討をしていきたいというようにしているところでございます。以上です。

○永原（6番）

私が言いたいのはですね「すぐやれ」とかそうじゃなくて実施にはとても大変なので時間が掛かります。ですので国の方も3年のスパンで検討をしていくっていうことに対して補助も出てますので、そういうことを庁内の会議じゃなくてもっと順序立ててやるっていうことで、国土交通省でもですね地域公共交通の活性化のよりよい成果を導くためのポイントとか、いろいろな指導のことがホームページを出せばいっぱい載っています。それで実際の事項例も全国の事項例もいっぱい載っています。その中でですね本当にその庁内だけで会議をしててもちっとも始まらないと思うんですよね、役場の中だけで。もっとこういう段取りっていうかもう見ると分かるようにいろんな人の立場の人が集まって、そういう協議会を作って検討に入っていくっていうことが大事で、あとでもちょっと触れますけども今後辰野病院もですね新しくするっていうことですので、そういう病院の通院の足の確保もとても大切になってくると思うので、一番辰野町だけが大変じゃなくてほかの市町村も大変な中、こういう公共交通っていうことは生活にとってとても大事だっていうことでほかの市町村もお金を掛けてやっているわけです。長野県でもですね「本当にこの問題は大切だ、今後の高齢社会に向けて大切だ」っていうことで長野県公共交通対策会議が主催で5月15日に、また長野県公共交通活性化協議会が主催で8月21日に県民集会が開かれています。県民集会が開かれるっていうことは本当に大切な課題だっていうことでやっていると思うんです。木曾町なんかでは毎年2,000万から3,000万町が負担してまして町民の生活交通システムに力を入れてます。「公共交通は医療とか教育、商業などと他の分野と結び付くことで町全体が機能する地域のインフラであり、公共交通単独での収支検討はなじまない」って首長さんが言っているように「7谷あってダメで大変だ、お金が掛かる」っていうことを私は聞きたいわけではなくてなぜ月に1回とか2箇月に1回じゃなくてもっとドンドンそういう指導の下で県にもお聞きすれば県から来て担当者が一緒になって話し合いになるっていうふうになってますので、もっと広い意味で辰野町のこれからの交通を考える、そういうことで会議が持てないかっていうことをお聞きしていることで、町長はその交通対策をどういうふうにしたこの辰野町の中の位置付けとして考えているか再度お聞きします。

○町 長

そもそもこの問題はですね、以前はこういった地域交通を行政でやれば当然採算が取れっこないわけですので、国と県の補助があったんです、運営に。いつまにやら段々段々減らされて結局町村だけでやるようになってしまった。したがって持ちきれない所は止めてってしまった。辰野町も現在はそういった中で川島線と飯沼線だけが、区民の皆さん方のまた強力と理解とまた出費も入れて継続をしているところであります。議員おっしゃるとおり我々は知識がないとか、あるいはこういった指導がなくてこの公共交通ができないんじゃないんです。県からいくら指導に来てもらっても同じです。辰野町はもう既に1回実験をしたことが4年程前にあった筈です。実際に2箇月、3箇月バスを回してみても実際何人乗るだろうか、路線はどうだろうか、変更はどうであろうか、デマンドはどうであろうかさんざやりました。今欲しいのはそんな指導じゃない。やった時にやるまではのせてくれますが、そのあとは放っばらかしになるから、やったら採算が取れないし財政の厳しい所では維持ができないんで国と県の補助が必要だとかこういうことなんです。これはやっぱり取り込んでいかないと、どこだってただいくら指導だって指導のやり方なんか誰が考えてもできますよ。若干違うにしてもですね、また目新しいものがあればまた別ですけども、それはいくら指導に来てもらっても要するに維持できるかどうかのその補助金の問題を我々は考えて、国から県から少しずつ出してもらえないかな、元へ戻してもらえないかな。「コンクリートから人へ」っていうんだったら交通もそうであろうというふうに私ども考えて今陳情しているところであります。そういったことを合計相まって進めないとかこういったことができないわけで、指導者がいないから、県の指導を受けないからそれで滞っているわけでは全くありません。以上であります。

○永原（6番）

私が言いたいのはですね「補助がないからしなくて良いのか」っていうことなんです。ほかの市町村とか県内でも本当に沢山「このことはこれから大事なことである」っていうふうに考えて補助が減らされても一般会計から補助する。新聞報道によりますと「安曇野市は生活交通確保の観点から事業は必要、補助の憂慮に関わらず継続する」っていうふうにいっています。伊那市でも「補助金の大幅減税は事業実施そのものに影響をする」としていますが「運行取り止めは選択はできない」っ

ていうふうに「運行取り止めはしない」というふうに言ってまして、6月10日のさきほども言いましたけど『信毎』の記事を見ますとですね、6割以上がこの地域公共交通事業っていうものはこれから高齢社会に向けて、交通弱者のこともある、生活の維持のこともあるっていうことで6割以上がですね、補助が減らされても予算、一般会計から補填をするっていうふうに考えているんです。だから私が聞きたいのは、なぜほかの所は補助が減らされたりしてやっていると辰野町はできないのかっていうことなんです。それで先日も女性団体連絡協議会との町政懇談会の中でも町内周回のバスの運行の件も出されてるようでしたが「検討中」という返事だったと思います。ですので補助が下りないのは辰野ばかりじゃなくてほかの県内でもいろいろある中で、ほかの市町村はバスも運行したりいろいろやっています。私の県からの指導っていうことはそうじゃなくて、会議、そういう会議でいろいろなデマンドとかそういういろいろなこと、そういうシステムがあるのをもっと検討して町民に向けて発信したり、町内のいろいろな立場のタクシー会社さんとかいろんな立場の人を入れて検討することがどうしてできないのかっていうことを聞いているんです。どうでしょうか、町長。

○まちづくり政策課長

今議員ご指摘のようですが、庁内検討委員会で資料等は収集をしてそのあと、辰野町の公共交通会議設置要綱によりまして各種団体、関係者、監督官庁等の幅広い関係者によるところの、辰野町公共交通会議を立ち上げていく下準備をしているところでございます。今議員おっしゃいますように補助金が減ったから町も撤退は当然しておりません。ご存知のように飯沼線も維持しておりますし川島線も維持しております。また福祉タクシーも増強と言いますか件の増加をしておりますので、単純に補助金が減ったから廃止をしたというような路線はございませんので確認をお願いいたします。以上です。

○永原（6番）

時間も来ましたので是非ドンドン真剣に頑張ってもらいたいと思います。

次に辰野病院の患者の送迎サービスの実施についてですが、毎年ですね、辰野病院の患者の送迎について、これから辰野病院も現在経営困難で、通院困難で大変で赤字も大変です。辰野病院の通院には交通弱者の方をはじめとても大変な方がおります。今後移転新築する辰野病院への通院の足の確保については病院経営にも関わっ

てくると思います。経営努力の一つの課題だと思いますがその点はどうお考えでしょうか、お聞きします。

○副町長

現在のこの町内の検討委員会ですけれども、基本的には現状の現状調査して今の状態はどうかということは今研究している段階です。それを受けてさきほどまちづくり課長の方でも言いましたけれども、一応は公共交通会議に案として持つていくための今準備を進めているところです。この間の県のそういった公共交通の研修会等も町の職員も行ってます。資料も得てます。その中でも出てましたけども新しいそういった交通手段を単なる、例えばデマンドで回すだけではやっぱり今の状況の経済の中ではやっぱりそれでは不十分であるというふうに先生も言っております。その中で辰野町ではいろいろな状況を踏まえていろいろな方法・手段、複合的に調整の中で新しい辰野町にあった方法っていうものを今見出そうと一生懸命やっているところであります。もう少し時間をいただいてこの病院のことも含めて今研究をしておりますけれども、アンケートの中でも病院の透析の皆さんの交通手段、そういった問題もアンケートをします。それから川島線のバスの時間表のことについても、今現在の利用の状況についても今アンケート取ってこれからしますので、その段階で皆さんに事業者あるいは地域の町民の方、それから監督官庁の幅広い中の皆さんお集まりいただいて、その中で更に深めていくというふうに準備をしておりますので、是非もう少し時間をいただきたいと、そういうことであります。

○永原（6番）

すみません、時間なんですけど交通弱者の町の体制と辰野病院の患者の送迎はまた重なる部分もありますし、重ならない部分もあって別にキチンと考えていく必要が私はあると思います。その患者の送迎の中でも特に透析患者さんの送迎のことは私も再度質問しているんですけども、患者会さんが毎年毎年、要望書を出す中で本当に送迎っていうか、透析の通院に対して本当に大変だっていうことを毎年出しているんですけども、なかなか改善がされないっていうことがあります。本当に透析患者さん、透析したあともぐったりしてその立場になってみないと分からないことが沢山あると思います。辰野病院も透析患者さん満杯で待機している状態なんですけど、是非そういう透析患者さんを含む辰野病院の送迎サービスについて町全体の交通弱者の対策の重なる部分じゃない部分っていうのもしっかきそれは別として辰野

病院の患者の送迎については、辰野病院としても町としてもキチンと考えていくべきだと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長

時間きてますので、質問には入らないでください。

○永原（6番）

じゃ、終わりにします。是非、要望は日々ありまして「もう少し、もう少し待ってくれって」もうズーッと待ってますので是非ドンドンと進めていってほしいと思います。以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席1番、矢ヶ崎紀男議員。

【質問順位2番、議席1番、矢ヶ崎 紀男 議員】

○矢ヶ崎（1番）

それでは辰野町の教育の現状と目指す方向についてということで質問をさせていただきます。学校教育の基本方針では『人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値をたっどび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して、学校教育の充実、進展に努める』と掲げられております。また子どもたちの健やかな成長のために学校教育とともに家庭や地域における様々な教育機能の充実が必要であります。1つ目としてまず最初に教育予算について質問をさせていただきます。平成22年度当初予算によりますと、一般会計の中で教育費に占める割合は7億8,429万円で10.2%であります。重点目標の中で教材、教具の充実を図る予算処置として、総合学習等の財政的支援、コンピューター教育への対応等、効果的活用に取り組むこととしております。これらの予算処置を行う中でいかに充実させていくのか、合わせて大きな予算を伴う、学校の耐震化事業と新町保育園の新築、老朽校舎の改修、改築を今後どのように進めていくのかを伺います。

○教育長

只今の質問であります。教育予算に関してであります。安心、安全な学校づくりということをご心掛けてまいりましたので、各学校耐震工事が進んでいなかった部分を積極的に進めてまいりました。今までに昨年、西小学校の教室棟、また東小学校の教室棟、現在今中学校の教室棟と管理棟、2棟を耐震工事中であります。大分

進んできたわけでありましてけれども、あと校舎として残っているのは東小学校の管理棟がございます。これは耐震と同時にですね大型改修を考えているところであります。老朽化もありますけれども東小の管理棟の所、非常に外敵に関しては無防備な校舎になっておりましていつ誰がどんなふうに入ってくるか分からないような構造になっていきますので、そのへんのところも併せてもう少し外敵から防備できるような校舎を造っていきたいというふうに考えております。これをできれば今年の内設計をし、来年に予算を盛ってできあがればこれで教室棟は町内の学校は全部終わるかなとこんなふうに思っています。そのほかにあと体育館が残っております。体育館につきましては南小体育館、西小体育館、川島、それから両小野の体育館がまだ第2次診断が済んでいませんのでこれを早急に進め、必要ならばこれにお金を掛けてく必要があるかとこんなように思っているところであります。それもここ1、2年、2、3年くらいの間には完了させたいというふうに考えているところであります。そうすれば建物としての安心、安全な校舎造りはこれでできるかなというふうに考えているところであります。それから中身に關わりまして今お話もありましたように地デジ、テレビの地デジ化でありますとかそれからコンピューター化等々、昨年国の緊急経済対策を利用いたしましてかなり充実をさせました。地デジは各教室へ全部入れましたので、今後また新しい学習指導要領の中で必要になってくる備品があれば更に充実をしていききたいというふうに考えています。特に理科とか数学あたりであるいは社会科あたりで必要になってくるのが考えられます。それからあと、保育園の關係で新町保育園であります。保育園の關係は今指摘ありました教育費の中には入っていません。別に民生費の方でカウントしておりますので教育費の中ではありませんけれども民生費の方で予算化をしておるわけでありまして。過日9月1日の日に新町保育園の起工式を行いました。4億数千万円を掛けて行うわけでありまして、今までできてきた保育園の中でも最も良い保育園を造ろうというふうに今頑張っているところであります。それからソフト面に關わりまして人件費がかなりお金が掛かっております。町内小中学校合わせて6校へですね、正規職員また臨時職員合わせますと56名を今配置しております。この給与もかなり大変な数になっているわけでありまして。量になっているわけでありまして。更にこの56名のほかにもですね、例えば養護教諭が出張した時とか年休を取った時とかいうような時に、代替えの養護教諭を措置する費用も含まれておりますし、給食の調理員さ

んがお休みを取る時も代替えの人がいなければ困りますので、そういった代替えの費用も取ってありますのでそういった点でもかなり費用が掛かっているところではありますが、更に各学校ではいろいろな人材をまだまだ欲しいというふうな要求もありますので、予算と見合わせながらできるだけは措置をしていかなければいけないかなと思っているところでもあります。なお文部科学省がつい先日予定として発表したところでは、2011年から2018年の間に小学校1、2年生を30人学級に、それから小学校3年から中学3年までを35人学級にする予定であると、こういうふうに発表をしておりますので、もしそれが実現されれば学校の先生の数はもう少し増えて良い教育ができるようになってくるかなということを期待しているところでもあります。予算に関してはそんなところかなと、であります。

○矢ヶ崎（1番）

それでは教育関係の2番目の質問といたしまして、幼保、小、中、高、大と社会教育、地域住民との連携融合について質問をしたいと思います。新しい学習指導要領の下に平成14年から実施されている、学校週5日制の下、ゆとりの中「生きる力」を育成することを基本的な狙いとしていますが、そうした中で更に学校教育の充実を図っていくためには幼保、小、中、高、大の連携を進めるとともに学校、家庭、地域社会が一体となった教育活動を推進していくことが必要となってまいります。そうした中で学校教育と社会教育、そして地域住民との連携融合についてどのように今後推進していくのかをその方向を伺います。

○町 長

一部私の方からもお答え申し上げたいと思います。学校支援地域本部事業ということで辰野町も取り組んでいるわけですが、結構これは県下でも辰野は進んでいる方だというような位置付けであろうと、こんなふうにも認識いたしております。なお前からもう4、5年前から小中、あるいは中高との交換事業などは連携ということで高等学校もありますし、中学小学校もありますのでその中で先生が中学が小学校行ったり、また中学が高校へ行ったり高校の先生が中学来たり、こんな授業も基礎的なこととして今はもう更には進んでいる部分もあるわけですが、小野では小中一貫教育に向けてのもう具体化、具現化が進んでるところでありますし、こういった連携も今図ってるところです。なおまた辰野町は大学のある町ということで豊南短期大学もありますし、今幼児教育などを主体にあるいは子ども支援センターなどに

も大学からも出向いていただいたりして、連携した子育て支援ほか始まっておりますので、更にまたこういった今までのコミュニケーション学科だとか国文だとか外文ばっかではなくて、更に広くそういった子ども育成というような見地の中からも幼児教育という考え方の中からも、連携を深くしていきたいなというふうにも考えてるところであります。あと教育長の方から詳しくお答え申し上げます。

○教育長

今概括的に町長からお話をいただいたわけでありましてけれども、例えば保育園と小学校の関係であります、一番密に今連携を取っているのは羽北の保育園と南小かなと思っておりますが、年に1回や2回の連絡会とかいうことではなくてですね日常的に子どもたちが交流をするということが大分できてきておりまして、小学校1年に入る時に保育園からスムーズな入学ができるようなことを考えているわけがあります。なおほかの学校でも先生方の連絡会や保育園の先生が小学校の授業を見るとかあるいは小学校の先生が保育園へ行って実習をすると、実際に保育をするというようなことをとおして小学校と保育園の連携を強めているところでもあります。それからまた保育園と中学の関係はどうかと言いますと、中学生の職場実習とか保育実習というようなことで保育園へ出て行って実習をしたり、保育を体験するということが行われるわけでありまして。また小学校と中学におきましては今町長も申し上げましたように、先生方が交換授業をする、小学校の先生が中学で授業をする、中学の先生が小学校で授業をするというようなことを行ってきましたし、ここんところ3年程は県の方の事業であります小中連携学力向上授業というのがありますのでその授業を受けて県内4校だけですが、その内の1校として辰野中学を指定していただいて加配をいただき、その先生が小学校へ行って算数の授業をする。中学の授業もするというようなことをやって小、中ですね連携を深めているところでもあります。そして小学校から中学へ上がった時にスムーズに中学に入学できる、中1ギャップというようなことを解消することも狙いでもあります。学力の向上も狙いでもあります。そんなようなことを行っており、また中高の関係におきましては辰野高校と辰野中学と連携をしまして、中学の先生が高校へ行って授業をする。高校の先生が中学へ来て授業をする、というようなことをしてお互いに授業交換をし連携を深めようと考えているところでもあります。また辰野高校でも最近非常に辰野町へ目を向けて「辰野町検定」でありますとか、開かれた学校を盛んにしておりますの

で、町との関連をより一層深めていくことも可能かなというふうに考えているところでもあります。また豊南短大がごございますので、豊南短大、今幼児教育学科ができておりますので町内の保育園との関係を深めているところでもあります。教授が専門的な立場で町の保育士さんたちに講演をいただくとか、話し合いをすることかいうようなこと。そしてまた学生を連れて保育園へ出て来て実習をすることかですね、実習をすれば今度は学生は単位を取れるとかですね。また子育て支援センターへもリトミックの実習に行くとかいうようなことを深めているところでもあります。今年はずっと深めたいという願いも大学側から出てきておりますので、今保育園と連携をしながらもっと深めよう、関連を深めていくことを考えているところでもあります。また社会教育施設としましては町の図書館、あるいは美術館があるわけですが、図書館におきましても例えば短大の生徒が図書館実習に来るとかですね、ボランティアに来る。中学生が職場実習に来るというようなことで連携を深め、また美術館では美術館の学芸員が短大の1講座を担当するというようなことがあったり、また短大の美術の先生が出てきて小中学校作品展の審査をしてくれる。そしてまた小中学校の美術の先生方と絵についての懇談をするというような機会を取ったりなんかして、あるいは短大の先生が保育園へ行って絵を描く指導をしてくれる。いうようなことをとおして大学と中学や保育園との関連を深めていきたい、いうふうに考えています。また町民との連携ということで、今町長も申されたように学校支援地域本部事業という国の事業を今やっているところでありまして、3年目が経っています。町内でこのボランティアに登録をしてくださっている方が今年は400名を超えています。そして団体としては8団体があります。例えば美術協会でありますとか書道協会でありますとかそういった所の皆さんであります、これらの皆さんが通学の見守り隊をしてくれるとか、あるいは草取りをしてくれるとか、樹木の剪定をしてくれるとかいうようなこともありますし、更に事業の中へ入って例えば書き初めの時の書道のやり方を直接指導してくれるとか、あるいは絵手紙を指導してくれるとかあるいは音楽会に行ってピアノを弾いてくれるとかいうようなそんなことをやっているわけでもあります。学校の方も大変助かっていますし、またそのボランティアをやる町民の皆さんも非常にこれが生きがいになっていると、喜びになっていると、「更に自分の学習を深めなくては」というような意識が出てきているというようなことで、町中みんなが各学校へ関わりながらそれぞれのメリットを生み出している

ということでございます。今町長も申されましたようにかなり辰野町の地域本部事業は先進的に大々的にキチンとできているということを評価されておりました、県の教育委員会のこの事業の担当者たちが県の教育委員会あるいは教育事務所の担当者の皆さんが7、8名辰野町へ来てこの事業の研修をしたいと言っておりますので、近々南小学校で実際にボランティアをしている姿を見ていただき、研修をしていただき話し合いを進めるといようなことにもなっております。そんなことであらゆるいろいろな機関がですね連携をし融合をしながら町全体の教育力をアップしていきたいというふうに考えているところであります。

○矢ヶ崎（1番）

是非高い評価をいただくのであれば先進的な取組みとして、積極的に今後も推進をしていっていただきたいと思えます。それでは3番目といたしまして小中一貫教育について質問をしてみたいです。当町においても23年4月開校を目指し、準備が進んでおります初めての取組みが成功し、スムーズに移行できるよう期待するものでありますが、長野県下においては小中一貫教育は現在1校で行われていると承知しておりますが、どのような教育効果がそこに生まれ、地域との関わりあるいは学校行事、そして学力面等総合的にどのような結果というか、出ているかこれを伺いたいと思えます。

○教育長

両小野小学校、中学校につきまして小中一貫教育を目指しているところであります。平成23年度来年度4月から本格的にこれを施行していきたいと考えているところであります、検討委員会や小中学校の先生方が今どんな形で進めるのが一番良いかを検討しているところであります。そして現在試行的に小学生が中学校の校舎へ行って授業をしたり、中学の先生から教科担任制のような形で授業を受けたりする試行をしているところであります。来年度からはこれをもう少し本格的にキチンとした形で行っていききたいと考えておりますし、また一番の目玉にしたいと考えているのは憑の里でありますので、憑科というふうに仮称、名前を付けているわけがありますけれども、地域を盛んにし地域を愛し地域に根付くそんな教育をしていきたいというのが最も大切に考えているところでありますので、そんなこともこれから進んでいくかなと思うところであります。県内で先進的にやっている所は菅平小中学校の一貫校があります。まだもうちょっとあるんですけれどもあまり本格的に

はやっておりませんので、一番本格的にやっているのは菅平だと思います。先般そこへ行って研修をさせていただきました。菅平の場合は特にスキーと外国のお客様が沢山スキーに来るので英語教育、この2つに特別な授業時数を組んでやっていくというのがここの特徴でありました。複式的なものとして学習成績がドンドン上がってきたというふうなことも聞いてまいりました。グラフで見せられて本当にびっくりするほどグラフが右肩上がりになってくるというような状況もありました。また京都の一貫校へも行って視察をしましたが、御所の近くの中学でありましたけれども、小学校中学連携したところで学習成績が非常に上がってきたということで京都大学へ沢山行く堀川高校という高校がありますけれども、その高校へズーッと沢山進学するようになったと。そして京大へ行くようになった。したがってここの一貫校から堀川高校、京大というルートができてこの地区へ転入してくる小学生がもの凄く増えたということをおっしゃいました。そんなこともあろうかというふうに考えているところでもあります。学力が本当にそんなにすぐに上がってくるかどうか疑問もありますけれども、そんなことも期待できるかなと思っているところでもあります。それに加えて小中のギャップをなくす。さきほどおっしゃいましたが中1ギャップというようなものをなくして、スムーズに中学校生活に入っていく学力を伸ばすことができるかというふうに考えているところでもあります。地域を愛し、地域に密着して地域を盛り立てるといふことは、始めてすぐ分かることではありません。何年か経たないと効果が見えてきませんが、そんなことを期待しながら来年度から大いに進めていきたいと考えているところでもあります。

○矢ヶ崎（1番）

今の小中一貫教育についてはその学力面では非常に右肩上がりで効果は大だと。この憑科というものは地域の伝統文化とかあるいは伝統を継承していくとかそういうような教育を行うものかどうか、この点はいかがなものでしょうか。

○教育長

そのとおりであります。地域の特性を習ったり地域の文化を継承したり、そういったことで自分たちの地域の上に立脚した人間ができる。自分たちの地域を愛していく、そんな人間をつくりたいというふうに考えているところでもあります。

○矢ヶ崎（1番）

それでは4番目の質問に入りますけれども、4番目として学校の適正規

模について質問をしてみたいです。地域に根ざした教育活動を目指し生きる力を生む教育や基礎学力の向上に努めている中で、小規模小学校における総合的な教育効果が問われております。どのくらいの規模が教育上適正であるかの概念は大変難しい課題であると思いますが、常に子どもたちにとって何が一番幸せかを第一に考えなければならないということは共通認識であろうと思います。町、教育委員会の考える学校の適正規模はどのように考えているか、この点について伺います。

○教育長

ご指摘の適正規模であります。これは非常に難しい問題だと思います。何を調べてみても適正規模はどのくらいだということはどこにも書いてありません。誰にも何にもそういう基準を作っていないわけでありまして、町でも何人が適正規模なのかということとはちょっと一概には言い切れなかなというふうに思っているところでもあります。大規模は大規模のメリットもあるしデメリットもあると思います。小規模は小規模のメリットもデメリットもあるかとかこんなふうに思います。その中で一番効果が大きいのはどのくらいかと、こういうことだろうというふうに思いますけれども、そこのところは私もちょっと何人かということとは言い切れなかなというふうに思っています。県内を調べてみますと今小学校が400校くらい県内にありますけれども、学校の児童数が30人未満というような学校は県内で秋山小学校とか上村小学校など7、8校あります。30人未満の学校であります。それから児童数が少なくなってくると複式学級化になってきますけれども複式学級の数が今県内でおおよそ年によって違いますけれども、20学級くらいはあるかなとこんなふうに思っています。あるいはこの学校によっては50人、60人規模であってももう少なくなったから合併しましょうというふうにして合併している所もありますし、地理的な状況やいろいろな状況からかなり少ない10人とか8人とかいうような所でも運営している学校もあります。そんなことでですね、一概に費用対効果だけで教育は語れないところがあるかというふうに思いますけれどもこれから先、町民の皆さんや地域住民の皆さんと共通認識を深めながら、子どもにとって一番最良なのはどのような方法かなっていう、どんな学校のあり方かなっていうことを考えながら進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○矢ヶ崎（1番）

子どもたちにとっては大小関わらず同じ土俵の下で同じ教育を受ける権利という

ものは保障されているわけでございますので、是非小規模校であってもいろいろな面での配慮というかそういうものをお願いしたいと思います。それでは教育関係の最後の質問でございますけれども、食育と給食について質問をしてみたいと思います。健全な身体と精神を育むためには給食は大切なものであります。そのためにも食育についての取組みはより重要であります。当町における食育そして給食についてはどのような現実が取組みが行われているのかこの点を伺いたいと思います。

○教育長

ご指摘のとおり給食は大変大切だというふうに考えているところであります。近年長野県内でも栄養士でなくて栄養教諭という形で発令されることが多くなってまいりました。今年度辰野町でも栄養士でなくて栄養教諭という形で栄養士が1人中学へ配置されました。したがってこの先生を中心にして町の食育ですね、食育全体給食全体をどういうふうにしたら良いのかを検討しようということで、現在既に各家庭へアンケートなどを配ったものを回収し、それを分析しながらどんな食育を進めていくのが良いのかを検討している最中でありまして、したがって今までよりは一段と食育に対する教育が進むかなというふうに思っているところであります。これはただ単に給食をどんなふう食べるかとかいうことのみでなくてですね、もっと非常に大きい立場でトータルに食育っていうものは考えていく必要があるだろうと私は考えております。例えば、社会科の授業の中で食糧生産でありますとか、食糧の輸入輸出の問題でありますとか、ずーっと考えていけばレートの問題でありますとかいろいろなことが出てくると思っています。また理科の学習の中では品種の改良だとかバイオだとかいうようなことも食育の学習として出てくるであろうと思っておりますし、家庭科の調理実習、その他いろいろなところで関わって食育が出てくるだろうというふうに思っていますので、そんな大きな形で食育をやっぱり進める必要があるだろうというふうに考えています。また町内の皆さんと協力をしながら地産地消を進めていくということも大切だろうというふうに考えています。なおまたかつて給食検討委員会という委員会がありまして、給食のあり方を検討していただいたところであります。平成20年の3月にこの委員会から答申をいただいておりますので、この答申の結果によりまして民間委託をするか職員の臨時化をすることが望ましいと、こういうふうに答申をいただいておりますので、それからもう大分経ったわけでありましてけれども、今教育委員会の内部でもこの答申を尊重しながらこれから先

どういふふうに進めていくのかを考えているところであります。

○矢ヶ崎（1番）

それでは大きな2番目の質問といたしまして、戸別所得補償制度の概要についてお伺いをしてまいります。農林水産省が対象を畑作にも拡大し2011年度から本格実施する予定の戸別所得補償制度案の概要がここで明らかになりました。それによると畑作への支給額は10年度にモデル実施した米と同額の作付面積10アールあたり1万5,000円とし、米も10年度と同額を確保したとのことであります。1つ目の質問として遊休地解消への取組みをどう進めていくのかについて質問をしてまいります。今回は畑作について最低でも米と同額の1万5,000円を支給することにしたことに対し、県内の農業関係者からは遊休農地化を防ぐ対策になり得るなど歓迎の声が多いようであります。水田と比べ基盤整備が進んでいない畑の耕作放棄対策になるのではないかと多いに期待をするものであります。概要によりますと、これまで補助金を受けられなかった小規模農家も支援対象となる見込みであり、町内の農家にとっても大変プラスに作用するものと思われまます。担当課も町営農センターと協力し概要説明をきめ細かく行う中で、遊休地解消へ向けた取組み期待するものであります。今後どのようにこの制度を活かしていくのか今の段階での考えを伺います。

○町長

それでは2番目の質問でありますけれども、戸別所得補償制度の概要についてということでありまして米、水田につきましては今議員のおっしゃるとおり進めてるところでありますし、それで今度畑作の戸別補償制度ということで小麦だとか大豆テンサイ、あるいは馬鈴薯などを対象としているわけですがまだ現在概算要求段階と、このように認識をいただきたいと思ひます。実際にとおってまいりますと確かに遊休荒地解消につながることを期待されますし、また国の具体的な方針が出れば当然これは良いことであるので進めたいと思ひますし、現段階での具体的な現在は取組みは考えておりませんが、早くそうなって欲しいなとこんなことは同じように思っているところであります。課長の方から付け加えがあればお話を申し上げます。

○産業振興課長

農業新聞等によりますと、8月の24日の段階では10アール当たり面積払いの関係については1万5,000円というようなそんな数字が示されておりますが、9月に入り

まして同じ面積払いにつきましては2万円というようなそんな数字も出てきておりますので、町長答弁のとおり概算要求の段階でありますので具体的に変われば町の方も営農センターとともに考えていきたいと、こんなふうに思っています。

○矢ヶ崎（1番）

概算要求の段階でありますけれども国にとってもあるいは大切な食糧の問題でありますので、自給率の向上とかそういうものも鑑みの中でおそらく概算要求がある程度認められるんだらうと、そういうような思いがするわけでありますので是非そういう時になった時のためにも準備をお願いしたいと思います。それでは2番目の質問として中山間地域等、条件不利地への対応はどう行っているのかを質問してまいりますけれども、これも同じような内容かと思いますが、要旨によると中山間地域等の条件不利地は別途直接支払いの対象とするとあるが、これはどういうものを目指しているのか分かる範囲で具体的にお伺いしたいと思います。それと同時に直接支払いを受けている今の中山間地域であっても、これを継続しながら新たな戸別所得補償制度を活用していくことが可能かどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長

畑作の補償制度では中山間地域の扱いにつきましては今年度、町も第3期対策を取組みをしているところでありますけれども、その第3期対策と同じように実施されるものとこんなふうに思っております。それから3期の中では緩和措置が取られまして1ha以上の団地の要件だとか、あるいは体制整備の要件等が見直しをされておりますのでこちらの方も畑作物と同じように適用になってくるのではないかと、こんなふうに思っております。それから中山間地域の支払いを受けている地域であっても、戸別補償の関係については受けられると今現在の段階では考えております。以上です。

○矢ヶ崎（1番）

それでは最後の質問でございますけれども、阿部新政権についてお伺いをしております。知事を4年間勤めた村井前知事が31日に退任し、1日には阿部新知事による県政がスタートしたわけであります。公約に掲げた「信州型事業仕分け」実施に向け水面下で準備を進めつつ、また選挙で訴えた「県民主権」を具体的な形でどう実現し、その中で独自色を出していくのか、追加経済対策など新知事としての力

量がまず問われることと思います。阿部新知事は初当選後、県内市町村長らとの挨拶回りを重ね、その中でも当然辰野町長もお会いしたと思いますが阿部新知事の印象はどのように捉えたか、まず伺います。

○町 長

印象ということですか。

○矢ヶ崎（1番）

はい。

○町 長

はい。短期間の激戦の中で阿部新知事が生まれたということでもあります。着任9月1日前に精力的にあちらこちら全部回れたかどうか分かりませんが、上伊那広域の方へも来られまして、あんまり大した長い時間は無理でしたけれども各市町村長との全体での懇談はできました。しかし今辰野町は充て職ということも変ですが、県の総務文教部会長ということで県の町村会で役員で出てますのでそちらの方はもうしっかり前から2回程も阿部新知事とそのまつわる皆さん方も一緒になって懇談を何回もしたとこです。辰野町にとりましては阿部さんが横浜の副市長をやったとか、あるいは前に田中県政の時の副知事であったとか非常に親しみの多い方であり、どういうわけか何度も辰野へ訪れてると。最初っから県知事を狙ったかどうかということ抜きにして、一旦はそういうことがあったのに関わらず辰野へはちょいちょい寄った。副知事の時も寄ったし、副市長の時も横浜の時も寄りましてし、また当然県知事に出るっていう選挙が踏ん切った時にも当然寄りますとこういうようなことで、非常に親しみの持てる方ではないのかなとこんなふうにも感想的には思ってます。感想だけで良いですか？政策は？

○矢ヶ崎（1番）

それでは今感想を伺いましたのでいよいよ新県政の運営で望むものについて質問をしてまいります。県世論調査協会の県民世論調査では望む県政として「市町村との強調」「前例にとらわれない発想」を求める回答が上位に並び、この2項目で4割を超えたとのことでもあります。また村井県政を「大幅」でなく「少し」変えることを望む意見も強かったようでもあります。村井県政の4年間を振り返り、町長として何を継承しつつ新たな県政運営を望むのか伺ってまいります。

○町 長

まだ阿部新知事さんの方も公約とか所信演説ぐらいの段階でありますので、具体化してどれがということには入り込めないところでありますが、大体の考え方というものは出ております。従来の制度や仕組みとらわれないような視点で業務執行をする。といっても全然これ取り込まなでバラバラにてっていうとまたメチャクチャになっちゃいまして、良いことまでダメになっちゃいますから改革するところは改革するだろうということ、思い切ってこれ制度をあるいはまた仕組みを捕らわれない方が直接県民主義とかですね、直接市町村に乗り込むとかそれが良い場合にはやってくるという、全部じゃなくてそういうことも応用段階の執行仕方の中で使われるだろうとこういうふうに思ってます。また暮らしや労働の現場を大切にすることだと。これはどこでも言うことでもありますし、阿部知事さんも言われたということです。それからまた県と国の壁、県民と県の壁、縦割りの県庁組織の壁を乗り越えることを求めています。ということです。これ簡単に何でも良いからってやっちゃいますと、これは釈迦に説法で私どもが言わなくても大丈夫ですが何かあると全部壊っちゃって、じゃあ新しいのったらメチャクチャになっちゃうんです。だから消防団の組織図何でもそうです。改革するんならキチッと抑えるところ抑えてこの部分だけ変えるとかしっかりやってたがをしっかりと緩めないような方法でやらないと、何か今新しいムードや言葉が流行っている時代で、縦割りじゃない横割りが良いったら縦割り全部ダメにして横割りやってみましょう、メチャクチャになっちゃいますから。ということで当然これは分かった上でそのことをやって、そういう新しい手法も中に入れるとこういうふうに私は考えてるところであります。そうでなければ私どももまたそういった場合、またいろいろ言って来なきゃいけなくなっちゃいます。そんな言うこと必要ないだろうと思われま。常識的な方だと思ってます。あと上伊那辰野町という形になってまいりますと、要望的にはやっぱり一番大事なものは病院の問題であります。いつも言ってますとおり医師不足の問題、それから診療報酬のドンドンと切られてきた問題、こういったものが2つ一緒になって赤字経営になっちゃってるわけですから、特殊なことをやれば黒字になる所もありますけれども、普通にやれば大体大赤字になる、これを早く解消するようお願いをしてきたいというふうに思ってます。辰野町も当然これあの病院の方の関係は県でできることって言っても県、県自体も医者をプールなかなかできななでますので、だから

医師不足で大変なんですが当然県のホームページ、自分のホームページも出してますし県のドクターバンクの方にも登録当然してますし、いろんな多面的な中でやって更にまた個々に当たっていかなきゃならないということですから、また知事さんのお力もお借りできればまたお願いをしてみたい。辰野の丁度議員の皆さん方に話に来られた時に、帰りに町長室に寄られてそんな中で「一番大きい問題は、やっぱり医療じゃないか」って言ったら「その通り」だと。「この医師不足解消しなきゃいけないね」と、あの頃はまだ県知事に出馬するとかしないとか言ってませんでしたから、仕分け人の阿部さんというような感覚の中で捉えてたろうと思いますが、そんなような感覚はちゃんと持ってられるようであります。あとはリニア問題ですがこれは県でBルートって決定しているんですから、それが国があまり関われない、お金がない、お金が天下り先に使われちゃってるからある一定の額出せない。じゃあこっちをやるっていうとこっちを抑えなきゃいけない。じゃあこっちをやるっていうとこっちも抑えなきゃいけないというふうなことが現象が起きてきている。それで菅政権もやろうと思ってもなかなか公約が進めないところがある。そうじゃない、無駄使いを早く減らしゃあ良いんですね、とそれは感想ですが。そういうふうにやっていますと国も公共交通機関ですからリニアに対しても関わられる。そうなってくると政治的な政治的っていうのは悪い意味でなくて、国民全体がこのリニアのルートをどう使うのが一番ベターなのか、大回りだって言ったってわずか7分ですから東京と大阪間、7分でもこういうふうに長大トンネルなんて危険な所通すんでなくてできるだけ表を通して、しかも降りようと思えば観光なら長野県を通してどっちみちこの近く通るわけですから、というふうなこともやって進めていけるようにやっていますか、いかなきゃならんのだらうと思います。一番根本はこれは国が口だけ出してもお金出せないというところに問題があります。JR東海は採算だけで考えてます。いかにどれだけの投資でどれだけの売り上げが上がるか、これだけを考えてますからそういうふうになってっちゃうわけです。一番良いのは直線で結べば一番良いと、こうなってっちゃう。ということもまた県知事にも働きかけていきたいと、こんなふうに思ってます。あとは153号線の改良だとか、有害鳥獣対策なんですけどねこれは国の方へすぐ私ども県の町村会ですぐ言ってまた地元の代議員にも、それから長野県出身の今の政権党の皆さん方にもよくお願いをしたところですが、仕分け人ってやってこうやっていますからちょっと変、あまりよく分からなくて理屈の中へ屁理屈

で切ってる部分が大分見られます。よく研究して切っている所もあります。研究して残してる所もあります。しかし殆ど知らなくて屁理屈の中で切っちゃってる、屁理屈の中で活かしてる、こういうところが沢山見受けられることは皆さん方もご存知のとおりです。そういう中で有害鳥獣を見事切ってっちゃったんですね。有害鳥獣対策資金が切られちゃいました。何やろうとしてもこういったことを分からなくて切っちゃう。要するに防護策、辰野町はおかげさまで切られそうになったんですが全額沢底のものとかそういったものも切られなくて済んだんですが、長野県ではとても大変だったです。全国でも下手すると半分ぐらい切られちゃったんじゃないですかね。あんな極端なことするもんじゃないと思いますね。いくら、だから無駄が見えないんですよ。無駄が見えない人たちが切ってる部分もあるんです。だから困るんです。だから阿部さんの県におきましてはまた仕分けやるって言うんですから、市町村長の意見や議員さんの意見や県民の意見をよく聞いて、本当に無駄っていうものをよく見た上で切っていただきたい。そうじゃないと人間の全部分かる人間ていないでしょうが、自分の得意とする分野しか見えない人に切らせるとこっちは大事な所が切られちゃう。ということもありますので、気をつけてやっていただくように当然お願いはできる立場にありますので、そんなことをしていきたい、こんなことでよろしいでしょうか。お願いします。

○矢ヶ崎（1番）

今、医療確保とそれから鳥獣対策についてこれから質問しようと思いましたが時間も関係もありますので今町長が答えていただきました。今後とも是非医師確保とそれから鳥獣対策この町にとっても大切な課題でありますので、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議 長

只今より暫時休憩とします。なお再開時間は11時45分といたします。

休憩開始 11時 33分

再開時間 11時 45分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席3番、三堀善業議員。

【質問順位 3 番、議席 3 番、三堀 善業 議員】

○三堀（3 番）

それでは質問をしてみたいです。タイトルは町民のための行政をという非常に漠然とした大きなことを掲げましたけれども、内容はもっともっと具体的に小さいことが沢山ありますので、また具体的にお聞きしたいと思います。

まずまちづくりにつきまして、この今年からまちづくり委員会が新しくなりました。私も 2 期ほど経験しておりますのでいろいろと心配するところもあったり興味があったりいろいろします。そのことの中で直接まちづくり委員会にどうのこうのということではなくて、私の今までの経過から何点かお聞きしたいと思います。まちづくりあるいは村おこし、町おこしということではそれは成果を収めてる例がいろいろありますし、またなかなか成果の揚がらない所もありますが、それにはどのようなものが原点にあるか。そしてそれをどうすれば良いか。どのように考えておられるか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○町 長

いきなり大変難しい高邁な質問でありまして、これがしっかり答えられれば全て問題は解決できるんじゃないかと思われるような感覚の問題だろうと、こんなふうに思っています。まずまちづくり、町おこしの原点、どの辺を原点として捉えていくかということなんですが、まず民意というふうにとっていくか、またワークショップなどを行いながら住民総ぐるみで町おこし、村おこしをやっていくのがベターなのかと、あるいはそういった手法を取って成功している所もあります。町おこしの中でみんなが人が集まって来る、一つの企画をする、イベントするなどはそうでありましょう。はてまた財政の今後は切り口から見てって、どういったものをつやぱり財政力がないとただ人が寄ってみてもなかなか村おこしができないという場合もありますから。それに対してはどのような方が良いだろうかと、企業誘致が良いだろうかと、あるいはまた一つの企業おこしと言いますか、農工商全部併せての意味です。商業でも良いし、農業とていつも言ってるように法人化すれば企業でありますので、そういったブランドなどを作っていく方が良いのだろうか、こういうふうな切り口でやってく場合もあるでしょう。あるいはまた地域連携、一つの町だけでなく近隣の共通している部分あるいは違った部分それを、違った部分は特性として出し、今回も観光立町を辰野町も掲げてますが広域も広域連合長もそんなように

偶然考えて一緒にいるわけでございますので、共通部分は一緒にやって、特徴は特徴で出してくとこういうふうな事の中で町おこしをそれぞれやっていく。しかしそれには連携が大事だとかういうふうなこともあるでしょう。あるいはまた持てるもう一度特産、特性、町の生きざま、光は何だろうかというふうなことを模索して掘り起こして試してみる。我々はくだらんことだと思っても外部に対しては非常にこれが有効である場合もあります。そういったことを誇りにして楽しんで生きていく、こういったことが知らず知らず町おこし、村おこしになっていくだろう、いうふうなことです。あるいはまた道路造りも良くないとそこへここへ来て渋滞しちゃってる状態では町おこし、村おこしもない。そうかってあんまり道を良くしちゃいまして、ドンドンと通過交通が飛んでって町へもう全然寄ってくれなくなっちゃったと、こういうこともまた逆では起きてくるでしょう。ですから大変これは難しいっていいですか、一つのこういう論文になるぐらいだろうと思いますから、原点はこうだとなかなか言い切れない部分もありますが、世代がみんなでもって、一定の世代だけが良いんでなくて、若い者から子どもから高齢者までが世代間交流、そういう施設も辰野もいくつもありますけれども、そういった事の中で進めていくのも良いだろうし、いろいろだから切り口がいろいろある。年齢で切る、方向で切る、あるいはまた文化的なジャンルで切る、あるいはまた経済的なそれこそチャンネルでみんな分けて切ってく、こんないろんな方法があると思いますがそれぞれを原点にして、今辰野町は何が必要かと考える中で進めてかなきゃならない。常にどっかはこれ考えてはいます。皆さんもそうでしょうし住民の皆さんもそうでしょうし、我々もどっかどうかで原点原点を模索しながらこれを進めたり、中止したりほかのものを入れたり、こういうような事の繰り返しはしてると思っています。ちょっとあまりにもさきほど当初言ったような、すばらしい高邁な質問でありますので一気に短く語れなくてすみませんがそんなことに思っております。

○三堀（3番）

考え方は私もそのとおりでと思いますし、またそうした考え方の中で細かい具体的なものが進められていけばよろしいかというふうに考えます。私が申し上げたのはそういう大きなことではありますけれども、今度は個々に入ってどうかということとをいろいろと見ますといわゆる同年代でありますとか、あるいは高齢者だけでやっける村おこし、町おこしっていうようなのが非常に多い。ところがなかなかそれは

続かない、年齢が高ければその段々になくなってけばそれで終わってしまうし、またある程度の年代でやると次の年代が続いて来ないというようなことがございます。そういうことを考えますと、異世代で構成するという形の村おこしあるいは町おこしというものが、というより昔からつながってきてるそうした村全体の行事であるとかいろいろの経過だと思います。それが今、村全体、町全体でやるということが殆どなくて1地域1地方、細かい単位になってしまっているというようなことを考えますと、なかなか町全体にそれを持ってくるということが非常に難しい。これ時代の流れの中でもって核家族化が進むとかいろんなことがありますので、これやむを得ないと思いますし、それでもよろしいかというふうに考えます。良いこともあり悪いこともあり、それが世の中だと思いますのでそれは結構ですけれども、その中でやはり個々に考えた時に私『信濃毎日新聞』の建設標というのをいつも見ているわけがございますけれども、いわゆるこの中に投稿されてきている殆ど毎日と言って良いくらい孫とのこととか、子どもが何かのところでもってこういう人たちと交流したとか、あるいはこういうものを発見したとか何とかってというような町の行事に参加してどうだとか、それをお父さん、お母さんと参加したあるいはおじいちゃん、おばあちゃんと参加したというような経過のものが割合そういう投稿が多く載っております。殆ど毎日のくらいあります。そうしたところを見てもやはり子どもの方がそうしたことを機会があれば望んでいるんじゃないか、またあるいはそれが極自然ではないかということ。それからもう一つ、子どもたちと私接触する機会がある中で、感じるのは自然との接触の中で興味を非常に持つということ。昔花が咲けばチョウチョが来る、トンボを捕りに行く、セミを捕りに行く、あるいは川に行けば魚があると。秋になって柿がなっていればそれを取る、食べる。今美味しい物ばかり沢山ありますのであまり柿なんかそんなに美味しいものでないかもしれないけれども、外で食べるというものは非常に子どもたちにとっても楽しい。そしてまた味も一人でなくて何人かで味わえばその味わいは違ってくるというようなこともあろうかと思えます。是非そのことも含めて今後は個々の細かいところを拾い上げて村おこし、町おこしに反映していただきたい。その一つとして私は絵を描きますので絵の中で子どもたちと接触すること。それから囲碁、将棋というようなものの中でも接触しております。それから食事等も良いと思います。これ公民館活動の中で地域で支えていけばできることだと思います。そんなに難しいことじゃないか

と思います。是非そのへんを進めていきたい。これ私の意見として申し上げますので次へ進めます。

さきほど町長の話の中に人口の問題がありました。これ人口が私も町長が12年前ですか、町長なった時に一大居住拠点都市構想、それから3万都市を目指すというようなことも私も実際にそう思っておりましたし、そうなるであろうと考えておりましたが、なかなか現実とは違うものであって、今日2万1,000を切るというような数字になってしまっているの、そのへんが非常に寂しいところがございますがその中で町長が言葉をよく使う、企業立町ということ、これは町の基盤を強化するために非常に大切なことだと思います。今後も進めていかなければならないことだと思います。実はその企業立町、企業誘致ですけれども要はいわゆる雇用が確保できるかできないか。最近の企業は非常に従業員を少なくするというような、それで経営をするというような企業が多いわけですけれども、今後は企業立町という立て前から町長、本当に需要につながると、雇用につながると、その企業誘致を真剣になって考えていただきたい。やはり働く者が多くなれば働く者は若いわけです。子どももいます。人口も増加すると同時に高齢化率の歯止めにもなってくるということを考えますので、是非今後の企業立町には雇用を主にしたそれは大きな大企業は来なくても良いです。どんな企業でも良いから是非雇用を重視した企業誘致をお願いしたいと思います。そのへん町長お考えはどうか。

○町長

それでは2番目の質問にお答えを申し上げていきたいと思っております。人口増に対してどのように対応していくかということでもあります。確かに一大居住拠点3万都市というふうなこともありましたけれども、辰野だけでなく日本全体がこの少子化があまりにも過ぎて、止まると思ったらまだまだ止まらずに1.54ショックが1.28とか段々減ってまいりまして日本全体がもう人口減に入ってきている。丁度世界全体とは逆の現象が日本には現れてきている状態ではありますが、しかしそれでも減る度合いを減らしていこうと、減る度合いを減らそうと変な言い方なんですけれどもそんなに減らないように努力してかなきゃいけない。できれば少しでも増やすような方法が良いだろう、こういうことも考えていくわけでもあります。そういう中で企業立町ということで賛同いただいているわけでありましてけれども、雇用を主体にした企業などをとということで、相当今まで企業立町進めて私もまいったわけでありまして

が、その後この3期目の終わり中間ぐらいからリーマンショックですかね、サブプライム世界中がえらいことになりまして、今企業の方へ話してみてもゼネコンあたりの情報取ってみても全く動きなしと。企業も出るならばあるいはまたその雇用を主体とした量産ものなどは殆ど中国、あるいは東南アジアへ行ってしまふ。要するに賃金格差の問題で今現在出ちゃってるわけです。それでいて同じ東洋人ですから日本人と同じぐらいの、習慣的にどうなっているか分かりませんが基本的には頭脳的には使えるということらしいです。したがって量産のものは行ってる。あと残っているのは研究機関だとかそういったもので、試作品だとかそういったところありますけれども。あるいは日本でしか作れないもの。いろんなことがあろうかと思ひます。そういう中でまだまだ付加価値の高いものは日本に残っているわけですが、さあと思ひましたところまたここへ来て、円高が進んでいるということで1ドルが80円ぐらいになってきちゃってる。こうなるとせつかく海外行ってそうはいつでも大変だからこの分野は日本へ戻そうというふうなフィードバックを考えてた企業が、また戻って来るところへ余分にまた海外へ自分たちのものを持ち出してそちらの方で生産しなきゃいけなくなってきたというところであります。そういう中でやはりどういったものが一番格差化であろうかということでもありますけれども、やはり日本は資源のない国、人件費だけが優秀な頭脳と器用さと技術力とそしてまた低賃金が資源としてずーっと、それは低賃金は良くないですからそれを段々上げながらこの高度成長を持ち上げてきたと。いよいよ世界に冠たる国になって人件費も上がってきた、そしたら人件費の安い所へ生産体制を吸ってちゃったと。こういうことでこれこそ本当に自然の流れのどなりに動いているわけでもありますから、中国もまた人件費がズーッと上がってくればもっと安い所があればそっちの方に行かれちゃうでしょうし、ということで一番良いのは世界中が同じようなレベルの賃金格差がないような状態になれば、技術力のある所がドンドン残るってまたこれ一番良いことなんです、なかなか日本人の考えるような思いどおりにはいかないということでもあります。非常にいずれにしましても今お話申し上げましたことは企業立町で企業誘致するにはまた一輪掛けて難しくなってる。しかしこれはめげずに情報も取ったりしてますので、また来ていただく会社があれば何とかお願いしてでも頭下げてでもお百度踏んでも辰野へ来てもらうように考えなきゃいけないと、こんなふうにも思っているわけです。現在でも2、3当たってる会社もありますし土地

を買ってくれてまだ来ない会社もありますので、土地を自分でお金出してありますからすぐやってくれりゃ良いのにとと思いますが、それがこの経済恐慌、世界恐慌態勢の煽りを受けているだろうと思いますが、小さい会社、あんまり大きくないんですが2社ほどもう辰野へ土地を買ってそこへ来る予定になってる所もあるわけでありまして、その方も中心にしたりまたいろんな情報も得たりして、進めていきたいとこんなふうに思います。同感であります。

○三堀（3番）

私のこれ具体的には申し上げませんが、知ってる中ではある町の市の市長さんがどうしてもこの企業来て欲しいということの中で、たった5分でも良いから是非話をさせてくれんかということで再三足を運んで獲得して、雇用の多い企業を来てもらったというような例も聞いております。是非格好が良いだけじゃなくて、実際に雇用につながるようなちっちゃくても何でも良いと思います。そのための先行投資は一向に差し支えない。是非雇用につながる企業誘致を進めていただきたい。今お聞きする中で2社ほどの予定があるということですがけれども、この方も是非具体化するよう進めていただきたいと思います。

次にまいります。男女共同参画社会の構築のためにはということですがけれども、私も男女共同構築のためのこの委員会には1期入っておりましたがそれという、そのためにもやはり気になっていることをここで町長にお聞きいたします。町の女子職員の数、これは女子職員というより職員の数が減っておりますので、段々にその当然それなりに減ってはいると思います。それからその中のいわゆる係長は何人いるか、補佐は、あるいは課長はどうだというようなことを考えますと、井口さんが課長のあと、今はここにおられる松井さんが課長でおられますけれども今までの経過の中で、課長はようやく井口さんから誕生したということだと思います。これからはやはり有能な女子職員の養成、登用をする、進めるべきだと。やはりそうしたことで町の構成、職員構成もそういうふうな形になっているということになれば役に付いたから良いとか悪いとかっていう問題じゃないかもしれませんけども、やはり有能な女子職員を養成する。そしてまたその職員を登用するということにつきましてそのためにどのようなことをお考えになり、または具体的にもし意向があればお聞きいたします。

○町 長

男女共同参画社会っていうのは私の第1期目の公約でもありましたし、そのように女性登用ということでもあります。その後更にまた住民の皆さんと一緒にワークショップ形式、あるいはいろんな審議会などで検討してみても「正にそうあるべし」ということでもあります。それに対しましていろいろ進めてみてやってきたり、農業委員の皆さん方にも2名女性が入っていただいたり、公民館長歴代女性が今のところ続いているとか、いろんなことも実績実行は上がってきております。どうしても町議の皆さん方に女性を半分ぐらいというように考えてもみたんですけども、これも私が選ぶわけじゃないしどうしてもそこで足踏みをしてしまう女性もいらっしゃるとういうことでもありますから、やっぱり全体的に考えますと女性の皆さんもいよいよとなったら何回も表へ出なきゃいけないんだっていう覚悟を既にしててもらわないと、急に言われると引っ込んじゃう。文句は言ってもおおなかでじゃべることは嫌だとかいろんなことも出てきまして、前もっての覚悟が必要だろうとこんなふうに思います。町も井口課長に続いて松井課長が今女性ということですが、その前に1人課長補佐までいった女性がいます。ちょっと早期退職になったもんですからそのまま課長にならずに課長補佐で終わりましたけれども、というようなことで常に町だけのことだけ考えれば女性もいつどこで、幹部になるか分からないんだと、要するに課長になるか分からないと。そのためには常日頃のなっても良いように今から勉強しとけと。これいくら覚悟があっても能力があってもある程度の訓練しないと急にできるものではないこともお分かりかと思えます。そういったことも含めて、やはり職員の模範とならなきゃいけないし、職員もやっぱり今回もいろいろ問題ありますけれども、リードしなきゃいけない立場にあるわけですから、ただ自分ができるから優秀だから、何ができたから、ペーパーテストができたから、それで人の上っていうわけにいかない。覚悟と訓練と能力と実力と技術がなければならぬ。こういうふうに考えておりますのでそのようにできるだけ各部署で進めるように努力したいとこんなふうに思っております。

○三堀（3番）

是非今後辰野町には男女共同参画が定着しているんだ、というような町にしたい。今町長の言われたように渡辺さん、磯野さん、そして現古村さんというように公民館長3人が続いているわけです。こうしたことはほかの近隣市町村あ

るいはほかの所いってみてもあんまり例がないじゃないかと思えます。我が私のその地元の下辰野は土屋由美子さんが初代の女性初代の分館長になり、そして今は赤羽弘江さんが2代目を継いでおります。お二人とも大変有能な方だしいろいろの面で知識もありそしてその資質と言いますか、大変良い方でございます。そんなことでこの続いて3年目、4年目になってきてるわけですけれども大変分館の活動も潤いがありスムーズに行われております。これには主事の力も確かに大きなものがございますけれども、非常にそういう点では下辰野は良かったかなというふうに今感じてるわけです。そもそも瀬戸文館長、秀男さん文館長の時に私区長でその二人でやい今度は女性の文館長にしようじゃないかっていう話を二人で持ち上げて実現したことでございます。やはりただ思ってるだけ、あるいは考えてるだけでなくて実際に行動する、それは是非やってくれというところまで進められるような今後も姿勢で取り組んでいただきたい。お願いいたします。

それでは次にまいります。2番目の国、県の政権交代に対し町の姿勢はということでございますが、これは今先の矢ヶ崎議員の方からいろいろご質問がありまた町長の方からの答えもありました。したがってこれは省きます。

3番目の綱紀肅正というところでございますけれども、この問題持ち出すとどうしても人事の問題が出てくる。私はそれはあんまり好きなことじゃないですけれども、やはりそこまでいくといたしかたないことかというふうに感じます。ここで申し上げたいのはどうもちょっと人の見方にはよるわけでございますけれども、少々その重なってきている問題が。町長4期目1年まだ経ってない中で最近医療費の特別給付金の受給者証の未交付あるいは国保特定検診のカラ封筒だとか、子ども手当の振り込み漏れ、職員の使い込み、入札説明の先日のその項目の消し忘れだとかっていうようなこと。先日倫理研修会を職員が開いたということは報道で承知しておりますけれども、どうもこのところ続いて一連の不祥事がある。これだけで終わるということならこれで良いわけですけれども、やはりいろいろのことを心配になります。常に緊張感を持って仕事をしているかどうか、そしてそのための管理がキチツとなされているかどうか、大変ここ不祥事が重なってしまうとそういうことが気になってしまいます。是非そういうことなくて良いように今後進めてもらいたいわけでございますけれども、町長今現在こうした形の不祥事が重なっている中でまだ結論の出ない件もございます。どのようにお考えになっているか、私一人の問題

ではなくて町民全部が心配してる。人と行き会おうと今年は「暑いね」ということの言葉が口を衝いで出てしまう。そして次には「町はどういうことだね」というような言葉がまた続いて聞かれる。誠に残念な経過でございます。現在の今町長のお考えを率直にお聞かせください。

○町 長

一連の職員不祥事などの問題につきましては、町の長といたしましてただひたすら申し訳なく、お詫びを申し上げる次第でございます。このようなことが続く時には続くとは言われるものの、あまりにもあまりでございますのでそれなりに全部手を打って、もう一つ大きな問題も解決しなければいけないこともありますけれども、こういったことが起きないようなやはり職員としてのもう一回心構えなどを再確認し、もちろん講習その他いろんなことをする中でまた課長としての、また任務をどのようにもっていくか。副町長中心にどのようにまた組織改正を構築仕直すか、あるいはそれだけで良いのか、いろんなことをまた今検討いたしておりますので間違いがこういったことでミスの起こることのないように、また一番最初に起こったような公金的な問題につきましては、これはもう言うを俟たないわけでありまして、この間も昨日、一昨日か講習もいたしましたけれども更にまた打ってかなきゃならない。我々も公僕というふうな形の中でよく言う時には言ってるんですが、奉仕者であると。公務員というのはその住民の皆さんの中にあぐらかいて威張っているもんじゃないんだと、公僕であるということでありまして。町民の皆さんが役場へ来たらいったいどういうふうにするかというようにもたまたま朝礼の中で聞いたり当てたりして聞いています。スーパーマーケットでいうお客様と同じように扱わなければならない。「いらっしゃいませ」「よくいらっしゃいました」「ありがとうございました」ぐらい言わなきゃならんというふうな気の利いた答えがあるようにも見えるんですが、私はそれではいけないと、もっと上だと。上という言い方はおかしいんですが、もうちょっと関連が深いと。ただスーパーマーケットへ気が向いたから行って物を買って「ありがとうございます」「いらっしゃいませ」ではないと。住民の皆さんていうのはこの町に税金を納めているんだから、一つの組合員のようなものであると。だから発言権を持っているんだ、いろんな形で発言権、単独で発言権も良いでしょうけれどもいろいろ許された団体的な発言権もありますししますので、下手すると公務員の生殺与奪権を持っている。選挙をとおしたりいろ

んなことをとおしたりしてある。したがって単なるお客様が来たとかそういうんじゃないでなくて組合員、お金を出している組合員が来ているんだよと。このような意識を持ってということを行っているんですが。言った時は良いんですがあまり言うともれまたマンネリ化するというところでちょっと間を置ける。間を置くとまた、だから形を変えて違う人が言った方が良いのかなど思ったり今いろいろ悩んでるところですが、答弁にもなりませんけれども、ひたすら申し訳なく反省して、更にまたこういったことが絶対に起こらないようなしっかりした体制を出していきたいと思います。ちょっとこう続いて起こった中はさきほど言ったように全て申し訳ない。やっぱり指導力あるいはまたそれぞれの綱紀粛正をもう一回締めなきゃならないっていう部分がもう 100 %です。ただちょっと離れて見ますと職員数が相当減ってきているという、これは言い訳になっちゃいますからこんな時に言うと本当は良くないんですが、そういった一般質問の中でありますのでお分かりいただきたいのは、非常に職員数が減ってきている。減らさざるを得ない、交付金が下がっているせいです。ということで思い切って辰野町は近隣の同規模の町よりも更にまた職員を減らしてあります。外にあった保健福祉課と水道課も当時は入れなんで外へ出してありましたが、全部入れてもまだ昔より少ないぐらいの状態ですから、事務吏員そのもの自体は減っております。そういう中でやるのが非常に増えてきているという。政権も代われればあれをやるこれをやる、今度やっちゃう、確認をしなさいなんだかんだって、だから普通の流れ以外のことが起こってきている。それを覚えて定着させるとまた違う方法になるっていうことで、言い訳ではないんですが現象的には職員が減っているところへ持ってって仕事の新たな仕事みたいなことがいっぱい起こってきている。しかしこれは辰野ばかりじゃなくて全国一斉で同じでありますので、全国一斉にそういった問題が起きているわけじゃありません。辰野だけが起きてしまった。辰野だけではないんでしょうけれども、この辺では辰野だけが代表して起こってしまった。これは私どもが反省しなきゃならないところでもあります。ただベースとしてそういう状況の中でこういうことが起こってきている、こんなふうに考えてますので更にまた綱紀粛正また副町長からも話をいただいて、見解を述べていただいて進めてまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。今の現状の感覚はそういうところでもあります。

○三堀（3番）

町長のお気持ちはよく分かります。これ大相撲もそういう問題ありましたね。品格だ、無届けだ、伝統だ、部屋の暴力だと言っているうちにとうとう一人の力士がいじめが嵩じて亡くなってしまった。そこまでいけばこれで相撲界の倫理委員会も動いてましたし綱紀肅正ができるだろうというふうに感じておりましたので良いと思いますけれども、ところがそのあとがあったわけです。賭博問題。これは大変な騒ぎになって名古屋場所が開かれるかどうかというところ、それから先に相撲界が存続できるかどうかというような問題まで発生したわけです。そういうことを町に置き換えてみると、暴力団だとか何とかその賭博だとかそんなことは町にあるわけがないというふうに信じておりますから、それは良いんですけれどもやはり細かいって言いますか幾つか小さいものが重なると次には大きなものがくると、これ世の常です。その小さい内に抑え込んでしまう。自分たちの手の中でできる、肅正でできる内にそれを抑え込んでしまうということが大変大事じゃないかというふうに考えます。さきほど町長職員数の減少ということが言われましたけれども、私もそれちょっとそれを心配しているところです。これはどこかで言わにやいけないかなと思ってはいたんですけれどもやはり職員数が減って臨時が増えるということ、これは当然の成り行きかもしれないしそれがいけないとか良い悪いとかってそういう問題ではなくて、やはりそれにはそれなりの責任の所在、果たして欠落のないような責任の転換ができてるかどうかがその点のところを心配するわけです。今こそ緊張感を持った行政運営が求められる時でありますし、そのための私はお聞きしたいのは人事が適正であるか。これ一番嫌なところなんですけれども、内部牽制組織が十分に機能する人事が行われているかどうか、それを町長十分に掌握しているかどうかそのへんをお聞きします。

○副町長

まずは職員の一連の不祥事、あるいは公金横領に対しまして大変皆さんにご迷惑掛けて本当に申し訳なかったと思います。現在大変大課制って言いますか、になってきたというようなことの中で大変管理職の職務が広がってきているというふうに思います。細部についてまだまだチェックが不十分であるという状況はあるというふうに理解します。その中で増員というわけにはなかなかまいりませんが、現在人事評価ということの中で年3回個人面談を実施しているところであります。こ

れは上司と部下、要は係長が係員、係長は補佐、それから補佐は課長というような課長は副町長で、そういう中で個人面談年3回を実施しているところでありましてけれども、その中で当然職場の環境問題であるとか自分の仕事であるとか、それから自分の個人目標、そういったもの。それから町民からの苦情をどういうふうに対応したんであるとか、職場の人間関係はどうかというようなそういうとこまで含めて、上司と親密にそういったことも含めて個人面談をして対処しているところでありまして。そういった中で、その中で個人面談の中で十分それが職員の今の置かれている状況、あるいは危機管理的な個人で持っている悩みとかそういうのが十分にその中で汲み取れるかっていうことは、難しい部分があることかと思えます。そう考えると今後の中ではいかに職場のコミュニケーションていいますか、職場の中でやはり職員が上司が本当に人間から信頼していろいろなこと物を言い、やっぱりこう考えるというようなそういったコミュニケーションが当然これから作っていかねばいけないし、やはりその関係、個人的な関係の更に職場の中でもやっぱり月1回の定期的なそういった仕事の見直しであるとか、そういった意見のやりとり、「こうやったら良い」とかそういったことを今も進めています。そういったいろいろの方法の中で職場の輪とかそういった部分を今後とも一生懸命取り組んでまいりたいと、そういうふう考えてます。

○三堀（3番）

先日の倫理研修会、あるいは今の言われました年3回個人面談というようなことある毎に「今後は十分注意して」とか「より一層引き締めて」というような言葉をよく聞くんですけども、どうしてもこのような形に重なってしまうとその言葉が虚しく感じる。これからはそうしたことのないように、いろいろなことがあって最後は責任は町長の所へ行くんです。そして小さいことであってもあまり度重なっていけば町長の立場だって危ういことにもなりかねない。税金をさきほど納税者のことも町長口にされておりましたので、十分にそのへんは理解されてると思えますけれどもいわゆる町民の目っていうものはちょっとのスキでも見逃さない、そういう厳しいことを肝に銘じていただきたい。そしてこうしたことが起きて、結果どうなるかと言えばこの辰野町というものの損失になっていく。辰野町のやはり大きな損失をきたす。それを考えますと今後は十分な立場の自覚を持って綱紀粛正し、そして行政にあたっていただく職員の方たちも任務にあたっていただくということを

お願いするわけです。町長は圧倒的に多くの町民の信任を受けているわけです。この圧倒的に多くの町民の願いが、今いうようなところにあるわけです。我々も協力することにやぶさかではございません。どうかこうしたことの質問なり何なりを私今回もう最後にしたい。こんなことは今後ないようにどうか我々も努力いたしますけれども、町の姿勢として本当にしっかり取り組んでいただいて、今後一切ないようにお願いしたいと思います。質問を終わります。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は1時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 29分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席4番、中谷道文議員。

【質問順位4番、議席4番、中谷 道文 議員】

○中谷（4番）

それでは事前に通告してあります3点について質問をいたします。まず第1点目のセーフコミュニティの取組みについて町の考えを質問いたします。この運動は行政、警察、地域、家庭、学校等、全ての関係者が部門横断的に連携協働して、安全安心のまちづくりを進める取組みであり、具体的な活動についてはいろいろのデータや記録や地域の実情を科学の目でチェックし、原因を究明し予防対策を講じる内容のものです。セーフコミュニティの活動は特に新しい特別な活動を始めるのではなく、これまでの活動を活かしながら効率良く高め活動をしていく姿をいうことでありまして災害、事故、暴力、犯罪等に関する予防の取組みを地域住民、行政、地域の団体、組織が縦系列の活動を横断的に統合しトータルとして安全安心のまちをつくる運動展開であります。そこで質問であります、町としてはセーフコミュニティの運動展開について検討された経緯はあるのか。また取り組む意思があるのかどんな考えを持っているのか質問いたします。

○町長

それでは質問順位第4番の中谷道文議員の質問にお答えを申し上げていきたいと思っております。まずセーフコミュニティの取組みについての町の考えと現況とい

うような意味だと思えます。このことは国民安全の日が制定されました昭和35年頃から当町でも安全運動として展開されておりました、いくつかの形態の中で現在のよ様な団体の展開をしているところであります。次のとおりであります。家庭もそうですし、職場、学校、交通関係の機関、あるいは交通等の生活空間における交通安全協会、あるいは防犯協会、各区、消防団、学校PTA、民生児童委員会の協議会、青少年支援マスター、子育て支援マスター、子ども見守り隊、保健補導員、衛生理事等々の皆さんであります。それにかたて加えまして行政側では警察署、行政、教育委員会、消防署、社会福祉協議会等、事務局が連携を取りながらそれぞれの立場で運動を展開しているのが現況であります。現況に不足があるわけではございませんけれども、警察署でも積極的にこれは推進をしているところであります、関係課の検討をしているところであり、伊那署長、今度岡谷から移りました、その後伊那の方の署長さんからもこういったセーフコミュニティ、世界的なWHOの方のそういった認可を受けてみたらどうかと、こんな話は来ているところであります、しかしそれを受ける受けないにかかわらず、現在そのように安全運動をまずすること自体が大事でありますので安心、安全で暮らせるまちづくりに相努めているところであります。課長の方からもお答えを申し上げます。

○総務課長

この件につきましてはこの春に警察の方からそんな提案をいただきまして、それで検討をしてきたところなんです。組織が非常に広範囲にわたるもんでありますから当面調査の中での事務局を持っている所で各団体の事務局を持っている所で意見調整をとということで、7月の20日に町内の方向性を探る検討会を催させていただきました。その中ではいろんな角度から意見が出ておりました費用対効果の効率性ですとか、必要性、その運動を進める目的っていったものを検討をしましたけれども一つの方向が見い出せずにいるところであります。そこでもって一つの方向が出されれば、今度は各団体長さんの皆さん方にもお声掛けをしてその中で方向を決めていきたいと、今そんな段階でございます。きたる9月14日には県警の方でこのセーフコミュニティに関しましての講演会が開催をされておりますので、そのへんでも意見を拝聴する中で方向性を探っていきたいと、そんなふうに考えております。

○中谷（4番）

只今説明を聞きますと、町でも前向きな検討をしているが全体の方向がまだ出な

いと、こういうことをごさいます。費用対効果のこともありますし今後の展開は十分検討必要があるとは思いますが、前向きな検討をお願いしまして質問を続けます。1つセーフコミュニティで認証制度というのがありますので、その点についても併せて質問をいたしますが、この運動は1970年スウェーデンで始まり医療費の膨大化を阻止する狙いで国策として実施されて大きな効果を揚げたため、1989年WHOの世界保健機構がセーフコミュニティ宣言を採択し世界的な運動へと展開が進んでいるものであります。世界基準6指標があり登録料金も今お話がありましたようにお金が掛かるということで認証までに600万ほど入り用だというのは私も聞いておりますが、既に世界181都市が認定され日本では京都府亀岡、青森県の十和田市、神奈川県厚木市が認証を既に取得しており現在横浜の栄区、東京都豊島区また近くでは県内で小諸市、それからすぐお隣の箕輪町が認証取得に向けて精力的に取り組んでいる現状であります。近い将来全国的な展開が予想されます。そこで質問であります、現在企業を中心に広く進んでいるISOの認証と同じように、このセーフコミュニティの取組みに参加し近い将来認証が受けられれば、町の格も大いに上がり町長の目指す一大居住拠点都市構想の推進に大いに役立ち、辰野町に行って住みたと言う人も多く出てくるのではないかと考える次第であります。町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長

それではスウェーデンで始まりましたセーフコミュニティの認証制度取得ということになります。取った所、取ろうとしている所は現状では議員のおっしゃったとおりだと思います。取得までに600万円というお金のことも今言っていました。それでそれだけで良いかっていいますと、毎年これは認証後250万円ぐらいの経費負担があるわけでありまして、そういう形でステイタスであります、確かに一大居住にしても何にしても良い意味のこれは安全宣言、あるいはまたステイタスともなろうかと思いますが、それだけのお金を掛けてまたやっていくことなのか、内容はどうなのか実際何をしなければならぬのかと、というようなことなども比較検討しなければならぬと思ひまして、現在は結論が出ているわけでもありません。9月の14日にまた警察本部の主催の講演会がありますので、なお担当の職員が行ってまた研究し更にしていくものでありますけれども、一応議員の皆さんでいらっしゃいますので、経費的には今のように取得まで600万円、その後も毎年250万円ぐらい

のものは掛かるしそれに対しまして交流、行き来が出てくるようです。向こうから来られれば3日か4日あるいは1週間ぐらいを接待しなきゃなりませんし、こちらの方もまた先進の所へ例えば中国で取ってあれば中国だとか、スウェーデンだとかほかの所へも交流という形で行かなきゃならんというようなことも出てまいるようでございます。もう少し詳しく総務課長からお答えいたします。

○総務課長

今まで研究をさせていただきました課題でございますけれども、具体的には今の安全運動をそれぞれ検証をしていくプログラムがございまして、それを毎年検証をしていかなければいけないというものも増えてくるわけでありまして。それからそういう認証を取得した所とのネットワーク作りというようなものも事業としては入ってくるところであります。効果としましてはさきほど町議さんおっしゃられましたように、地域のイメージが上がるということが大きなものであるかと思っております。その中では各団体の今の活動へ更に負荷が掛かってしまうということで、住民の皆さんがそういう意識を強く持っていただいて前向きな気持ちで一つにならないと成し遂げれない事業かなと思うわけでありまして。それから職員もですね厚木市あたりの話を聞きますと専属の職員3名、そして言語の壁がございましてスウェーデンあるはほかのアジアの皆さんとの進める中では、そういうスタッフも必要になってくるというようなことの中で、小さい町村が取っ掛かってどうなのかなっていう非常に不安感も感じているところであります。そのようなところがございまして少し時間を掛けまして辰野町にあったセーフコミュニティ運動を探っていきたい、そんなふうに考えます。よろしく申し上げます。

○中谷（4番）

只今のご答弁を聞きまして、私も若干そんな感じはするんですけれども費用対効果の問題やら職員配置等、辰野町の経済情勢を財政を踏まえた時に果たしてすぐ取り組むことがどうかと、こんなようなことも心配なところでありますけれどもこれから大きく展開される運動でありますので慎重に検討をされ、前向きに進められることを提案してこの項の質問を終わります。

続いて2番目の質問であります、辰野町第5次総合計画について質問をいたします。まず1点目の質問であります、総合計画はより良いまちづくりを合理的にかつ計画的に進めるために町政の基本方針を定めたものであり、町の全ての計画の

根幹を成すものと位置付けられて町の全ての計画はこの総合計画に即し、立案とされると定義付けられております。町としては大変重要な計画だと思っております。まちづくり政策課を中心にまちづくり委員会、住民アンケート、住民懇談会等幾多の議論集約を経て大変ご苦労の中、現在までできていると思っておりますが正式公表はいつ頃を予定しているのか。また10年後の辰野町の将来像、またどのような構想を持って進むのか概略簡単に結構でございますけれどもものちほどの質問の関係もありますので、町長より構想等についてお聞きをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○町 長

それでは次の質問で第5次総の問題でありまして、いつ頃公表していくかということですが、7月中に各地区を回らせていただいて住民説明会を行ってまいりました。住民の意見も聞きましたしする中でその意見がまとまり次第パブリックコメントということで町側が公開をしていきたいと思っております。なお12月議会には上程し、今年度中には住民に公表していく予定で現在おります。ほか課長の方からお答えいたします。

○まちづくり政策課長

第5次総の町の将来像はということですが、住民説明会での折にもお話をしておりますけれども、町の将来像としましては「ひとも、まちも、自然も輝く光と緑とホタルの町たつの」としているところでございます。また将来ビジョンとしまして「一大居住拠点都市構想」としております。以上です。

○中谷（4番）

辰野町の進め方と考え方、構想につきましてお聞きしました。前期計画継承とすることで「ひとも、まちも、自然も輝く光と緑とホタルの町たつの」それから将来ビジョンとしては「一大居住拠点都市構想」と謳っておりますが、その長期計画はみんなで作った立派な計画でありますので別段申し上げることはございませんけれども、中期的には5年ぐらいの間のことにつきまして若干申し上げたいと思っておりますけれども、短期的に考えた場合特に人口問題というのが辰野町なり町の発展の計るバロメーターとよく言われますけれども、今回の5次総の中では10年後の人口については2万1,000、約現状よりは1,000人ぐらい10年間減るだろうとそんな想定で計画が成されていると見受けております。特に高齢化の進展と併せて人口減少というのは国の交付金や町税など収入減でも大変なことだと思う次第でございます。

す。そこで町長にお伺いをしたいわけでありましてけれども近隣の市町村でも人口の増えた所が箕輪とか宮田、南箕輪等、近隣にあります。辰野町の人口減少をどう捉えどのような対応を進めて長期計画の2万1,000人の人口を2万1,000人で抑えれる、減らさないように取り組むか何か具体的な今期計画、前期の中でお考えがありましたら質問いたします。

○町 長

今人口の増えた町、上伊那郡下だけ取られましてその辺を挙げてられてらっしゃいますが、正にそのとおりだと思います。これはまた地形的な問題もありまして、何度も言っておりますから皆さんもご存知だと思いますけれども、また誰が見ても分かるところでありますが、上伊那では2つのアルプスが見える町とかあるいは2つのアルプス、南アルプスすなわちもう一つは中央アルプスの映える町、というような謳いで駒ヶ根市だとか伊那市だとか言っているところではありますが、辰野町の場合は2つのアルプス、南アルプスと中央アルプスが始まる町であります。したがって非常に狭隘な場所であります。鳥瞰的に飛行機で上伊那撮った写真がありますから見ると一発で分かるとおりであります。それでしたがってなかなかそういう所で宅地面積が、町の面積はずっと多いんですけれども85%以上が山林で平らな所が伊那は7谷っていう間まで平らな所を探しながら求めて人間の可住地、要するに住める所を工面し、その中でも農業、あるいは工業、商業とそのようにしているところでありまして、言わばなかなか空いた所の少ない所とも言えます。たまたま農業行政が国の方の考え方の中で減反、減反だとかいうようなこと言ってますから若干の土地は空いてきて住宅には転向できるわけですが、もしこれが農業政策で今の農地を守るべしと、1反歩たりとも転用ならんという形になってしまいますと住む所がないという形になってきます。そこを知恵を使って今までやっているわけですがそういう中で今現在大きな会社が辰野にもあります。その方々が辰野に実際に暮らしてて、大都会から来てる方が多いものですから住所を辰野へ移してないというような方々、あるいはまた豊南短期大学へ来られてて住所移してない方などもありますので、前からできるだけ移してくれないかというようなお願いは大きな会社をしているわけですが、そうしますとその人たちの所得、人口もそうですし所得も辰野へ入ることになります。しかし家族を置いてこちらへ来られてる方とかありまして未来永劫型に辰野へ住むわけではないって人たちが

もいらっしやいまして、そうなるといろんな学校の問題、子どもたちの問題から見て住所をこっちへ移すわけにいかない、そうした人たちもなかなか出てきてるようでありますから、実際の人口は今現在カウントされてるものより多いものと私は見ておりますが、そうしたまたあとは外国人の問題ですがグーッと増えてグーッと減った所もありますが辰野の場合はそんなに増えなんで、それでもやっぱり減ってるかなとこんなような外国人に関してはそんなところであります。そういう中で一番大事なことは、さきほどのお話もございましたが企業立町って言う以上は企業やはりまた人が訪れるような観光立町なども併せて、観光っていうのも見る所ばかりでなくてここでは語りませんけれども、やはり人が来たくなるようなちょっと一緒に行ってそこで見てみたい、ちょっと2日3日滞在してみたい、こんなようなまちづくりをしていくことも大事でありますが、いずれにしましても企業誘致、それから道路整備問題もこれも辰野もどっちかっていうと、まあどちらかというと遅れてました。大分やってはきてます。もっともっとしなけりゃならない。しかしバイパスを抜いたり、その道路整備しましても広い所のように、じゃあ整備ができたから両側へ店がダーッとスーパーみたいなものが現代的な流行のような大型店が来るかっていうとなかなかそんな道はないんですね。もし西山へズーッとバイパスができたとするとおそらく片側は山側ですから、だから道路の経済投資効果は非常に薄い町になってきます。したがっていましてそこをやってみてもそこへ商店その他はできないだろう。でも住宅ぐらいはできるかなとこんなようなことでありますが、いずれにしましても道路整備は必要でありますし、更にまた住宅政策もアドニス（平出団地）も造りましたけれどもすぐ満杯になってますから、新しい形態の中の子ども子育て優先のバリアフリー化された今まで高齢者、高齢者ですが更にまたちょっと形をちょっと変えてそんなにお金も掛かるものじゃありませんから、この間も課長会でも私言っただけなんです、そういった意味の子育て中心のまた公営住宅を造って入っていただいてという形をやっていくか、そのへんも今後の模索をしなければいけないとこだなあと、こんなふうに思ってますがいずれにしても住宅政策、住宅政策は公営でやるばかりでなくてさきほど言いましたように、住民の皆さん方がお互いに買い取ってできるような所、宅地斡旋なども心がけていかなきゃならんかなとこんなふうにも思っているところであります。以上であります。

○中谷（４番）

只今町長より具体的な課題と取組みにつきまして説明がありまして、私も全国的な課題であり大変だなと思います。また辰野町の地形、その他含めて若干ほかに比べてマイナスな面もあるかと、また町の財政能力、そんなものを含めて大変だとこんなふうに認識はしておりますが、10年後の一大居住拠点都市構想を実現するには何としてもそういった課題をクリアしていただいて、ごく近い短期間の前期にするべく方向を出していただいて、全力をあげて実現に向かっていただきたいなあとこんなように思うところでございます。続けて次の3点目に入りますが、この構想実現のための7つの施策と大綱が示されております。私は見させていただきましてその中で特に重要かつ早急に町政の柱として据えてやっていただかにかいかない点だなと思ったことが2点ありますので、その点をお話してみたいと思います。その1点は「活力ある産業と賑わいのまちづくり」ということで前段三堀議員からありましたように、企業立町の推進を積極的に行って職場の確保を努めることがやはり町の人口を増やす大きな手段の一つではないかとこんなように感じましたが、またもう一つは「効果的且つ効率的な行財政運営をしまちづくりを進める」というこの2点が特に重要だと考えた次第でございます。どうか前期、前期5年間には町の財政を重点的に絞り、この2点の実現のために政策的に財政を投入していただいでできるだけ早い機会に構想が実現できるように、また一大居住拠点都市っていうのはどこまでいけば完成だということはないわけでございますけれども、あまり遠くのことではなくて近めでそれが見えるような状態に是非町長に頑張っていただきなとこんなように思う次第でございます。若干前段の人口問題、三堀議員とダブりますので次の方へ進めさせていただきたいと思います。

次に3番目の最後の質問になりますけれども、2つありますけれども1つ目でありまして荒神山ウォーターパークの跡地の利用促進と環境整備について質問をします。まずはじめにウォーターパークの跡地利用の促進についてであります。辰野病院新築移転問題と連動しており長期放置されておりましたが、辰野病院も正式に旧クミアイ跡飼料地に決定し23年着工の運びになったわけでありまして、地元地域住民としては「もしかして病院が来てくれるのではないか」といった希望を持っていた人々が大変多くあり「いやあのままの放置ではもったいない、何とか町として利用する方法はないのかな」という声が仕切りに出ております。今や、国も県もま

た町も観光に力を入れている折りであり、何とか辰野町の観光立町施策に連動した施設と利用方法を検討願いたく提案をいたします。町の考え方、進め方に何か現在案がありましたらお聞かせを願いたく質問いたします。

○町 長

ご存知のとおりウォーターパークの所ではありますが、あえて理屈的に言いますとウォーターパークの再開もできるかな、その可能性だってなきに、ゼロであったわけではありません。可能性は低かったかもしれませんがそのとおりであります。同時にまた辰野、ご指摘のように町立辰野総合病院の移転新築先の一つの候補であったこともまた事実であったかと思えます。それらをみんなクリアいたしまして、さてこれからどうするかということではありますが、ボツボツ真剣に取り組んで考えてかなきゃならん時期もきてるかなと、こんなふうにも考えております。取り除くだけもしあそこ、ウォーターパークしなくて全部取り壊せっていうことになりますと多大なお金もまた掛かりますし、一部残して何ができるやらというふうなこともあります。また観光立町政策の中へということでもありますので、また具体的な提案などを出していただければ大変ありがたい、一つの検討対象として取り上げていきたいなあとこんなふうにも考えてるところであります。担当課長の方から詳しくご説明申し上げます。

○建設水道課長

さきほどらい話がありますように病院建設予定地が上辰野に決まった関係の中でプールの跡地をどうしようかという形の中で現在、建設水道課内にありますけれども課内にプールの跡地利用検討委員会というものを作りまして、どういう形の活用が一番良いかということにつきまして検討には入りました。現地を隈なく見る機会あるいは内部の討論会と含めて2回程会議を持ちまして検討をしているわけであります。今後各方面のご意見や知恵をいただきましてできるだけ早い機会に有効利用を図っていきたいと思います。さきほど言ったとおり今観光立町の関係でもって役立てるような施設ができれば良いと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○中谷（4番）

只今のご答弁の中でできるだけ早く何とか上手い利用方法をとということで既に検討もしていただいているようでありますので、そういうことで前向きにお願いをしたいと思えます。ただ町長の方から何か提案はないかとこんなようなことがありま

して、私も前回質問した時に「提案を持って来い」とこういうようなことでもございましたので今回もまたそうに言われるんじゃないかということで、ちょっと私案でございますけど、考えてきたものでちょっと発表させていただきます。これ質問事項と別としてよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、提案であります、荒神山スポーツ公園の施設の利用ニーズに連動した観光立町の推進のための利用ということで、公園利用者の宿泊施設等をあそこへ設置して現在、箕輪の長田へ泊まって体育館やグラウンドなんかを使用するというような実態で、パークも季節的に泊まり切れないと、こんな状況でございますのでそんなようなことをフォローをするということで宿泊施設なんかを検討できないか。またもう一つは今観光と併せて体験学習というのが非常に流行っておりまして方々から体験学習で来るようになりますのでそういった皆さんの宿泊、それと地域の農業と連動した体験学習のための宿泊施設そんなようなものはどうかと思ひます。またもう一つは前あったことと同じじゃないかということになりますけれども、温泉、プール等を活用したスポーツセンタージムみたいなものも検討して、この段階になって大変プールの利用も盛んになることが期待されますのでそんなようなことを含めて総合的に町として、何か施設の活用を考えていただきたいなとこんなことを申し添えておきます。

次に続いて荒神山ウォーターパーク絡みの質問でありますけれども、環境問題にちょっと触れて質問をさせていただきたいと思ひます。前段の跡地利用策については町長の答弁内容、課長の答弁内容で理解をいたしました。町としても病院建設があり、道路問題やらなきやいけない、福祉もあるよというようなことで、いろいろとお金の問題やら大変な時期を迎えておりますので即、施設ができるということにこんなには考えておりませんが、当面どうしても対応して欲しいことがありますので提案をいたします。まず1点はウォーターパーク跡地の草刈り等の早期実現ということで、大変あそこが荒れておりますので草等も早期に対応して欲しいと。2点目はウォーターパーク跡地内のプールに雨水が溜まって蚊やブヨが大発生をして近隣人家に非常に被害があつて苦情がありました。またスポーツ公園利用やらマレットゴルフ場等行ってみますと非常に蚊やブヨが多いということで、町民の皆さんからの苦情もきておりますのでこれらの点につきましてはちょっと町が本気でやっていただければすぐ対応できるようなことじゃないかと思ひますので、あえて議会で言うことじゃありませんけれどもそんなこともお伝え申し上げてよろしく

お願いしたいと思います。町の考え方をお願いします。

○建設水道課長

プールにつきましては平成16年の7月に休止をして以来、プールとしては使用していないわけでありまして、その関係で園の一部排水関係につきましては水の手入れを少し加えましたけれども、そのほかは殆ど手を入れてない状態であります。議員申されるとおり、さきほどの利活用検討委員会の中での現地の調査の中でも非常に雑草が生えていたりあるいはもう灌木等も生えているような形の中で非常に今苦勞しているわけでありまして、おっしゃるとおりプールの内部にも雨水が溜まりまして少し淀んでいるような形の中で衛生的にもかなり好ましくない状態であることは事実でございます。この機会がありますので利活用が決まるまでは関係課、教育委員会、あるいは建設水道課等でもって草刈りあるいはプールの水抜き等しまして、近隣の住宅あるいは公園の利用者に迷惑を掛けないような環境整備に努めてまいりますのでよろしくお願いします。

○中谷（4番）

荒神山ウォーターパークの問題につきましては跡地の利用促進と当面の環境整備については前向きなご回答をいただきましたので早期対応を再度お願いを申し上げ提案し、私の全ての質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席10番、成瀬恵津子議員。

【質問順位5番、議席10番、成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（10番）

通告にしたがいまして3項目について質問いたします。まずはじめに現在辰野町で大きな問題となっております電気設備工事の指名競争入札について、何点か質問させていただきます。8月27日の『信濃毎日新聞』に「業務用エコキュート電気設備工事に関して辰野町の指名競争入札見積指示書『質問不可』で4社辞退」と大きな見出しが掲載されました。私はこの記事を読んだ時、行政のとった行動に対して非常に残念で仕方ありませんでした。透明性、公平性、機会均等を考えるとどう考えてもおかしいことでもあります。大きな問題点があるにもかかわらず、町はこの重大性を認識していなかったのであります。新聞に掲載された日から私の所に多くの町民から町行政に対しての怒りの声が殺到しました。私はこの声を代弁し

まして質問に入ります。まずはじめに指名競争入札に町内の業者4者、町外3者が入札に参加し企業に指名されました。しかし町内業者4者がともに入札額を積算できないとの理由で辞退しております。町外の業者も「指示書は不親切な印象だった」と言っております。また2者からの問い合わせの答えを、問い合わせ以外の業者に連絡するという決まりを町はやっておりません。基本的な作業を怠っているのです。このような町内の業者が見積書を出せないような状況にもかかわらず、松本市内の業者が予定価格と同額で落札しております。町内業者を思う親心がある行政なら町内4者が辞退した時点で不自然と感じなかったのでしょうか。もう一度入札をやり直そう、スタートラインに戻そうと町長は思わなかったのでしょうか。またこの入札はこのような大きな問題の中で成立するのか、なぜ町長は決定したのか町長の見解をお聞きいたします。

○町長

それでは質問順位第5番の成瀬恵津子議員の質問にお答えを申し上げます。新聞ざたにもなりました電気設備工事の指名競争入札についての町長見解ということでございます。私の見解述べさせていただきまして、個々担当具体的な担当者よりご説明をまた申し上げていきたいとこんなように思っております。まずはこの度の町内電設業者の皆さん方の辞退となったことに対しましては、大変残念なことであると思っております。本日までの調査段階でこともあろうに町の発注者側の書類に不手際を生じていたことが判明し、町の長としては大変に申し訳なくまず指名をさせていただきました町内の4業者さん、そしてまたご心配願っております議員の皆さん、更には広く住民の皆さん方にこの場をお借りし深くお詫びを申し上げる次第でございます。職員の専門知識の一部のなさがよかれと思ってとった気持ちに反してこのような事態を招いたことでもあり、長として責任を痛切に感じ今後このようなことの起こさないように業者の皆さんとまず、話し合いを近々持ち、対応の悪さも含めてお詫びを申し上げ、専門的な研究も加え地元業者の4業者の皆さん方の要望もありやに聞いておりますので配慮も加えて改善を進めるよう対処をすべく、対策中で現在でございます。以上であります。

○副町長

今、成瀬町議さんのご指摘でありますけれども、通常の入札の手続につきましては入札参加者から問い合わせがあった場合には全てのその他の事業者にお知らせす

ることが原則であります。今回それが怠っておりました。このことについてお知らせしていれば、質問ができるというように指示できたわけなんですけれど基本的なその部分で大変落ち度があったというふうに考えております。この手続の慎重さと適正さを欠いたということに対して責任を感じております。今後このようなことのないように、徹底しまして進めてまいりたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。なお、今回の設備工事でありますけれどもこの指名競争入札はリース価格を決定するために入札やっているわけでありましてけれども、よりまして落札価格が決定したところでリース会社と入札を行って、町と契約を結んでいるという形であります。したがってこの業務用のエコキュートの機械はリース期間中については町がリース会社から借り受けているというようなことであるのでご理解いただきたいと思います。誠にお願いします。

○成瀬（10番）

こういう基本的な作業の問題、怠っていた問題がこのような大きな問題になりました二度とこういうことのないようにお願いいたします。次に私が今回この入札問題で聞いたところによりますと、辰野町には専門的な技術者がおりません。担当者は専門業者に技術協力をしてもらわないと図面、内訳書、見積ができない筈であります。地元業者は当然のこととして無条件でいつも協力しているようであります。しかし町は設計見積をした代理店に指名をしていますが、町外業者の場合は「何らかの条件と引き換えに、設計見積を出す」というようなことだったのではないのでしょうか。この点についてお聞きいたします。

○保健福祉課長

発注条件に技術協力を働き掛けられたことはありませんか？ということでございますけれどもこの件につきましては、このことはありませんのでよろしく願いをしたいと思います。

○成瀬（10番）

本当にありませんか？

○保健福祉課長

ございません。

○成瀬（10番）

ではなぜこの給湯設備の設備見積をした代理店が落札したのでしょうか。

○まちづくり政策課長

なぜ落札したかといいますと、最低入札価格者であったから落札したということでございます。

○成瀬（10番）

今の答弁ちょっと疑問に思います。また今回この入札に関しまして今回のこの案件は7月29日に入札をしておりますね。落札業者はこの5日以内に契約を締結しなければならないことになっている筈です。しかし実際には8月12日に契約をしています。10日も過ぎて契約をするっていうことは違反なんじゃないでしょうか。本来ならこれ無効になる筈だと思います。また更に本工事は8月31日に完成予定の筈であります、それが9月1日に未完成状態のまま中止命令が出ております。ということは8月31日の工期が守られてないということになります、この落札業者はこの工期延長の適切な手続きはきちんと取られているのでしょうか。

○まちづくり政策課長

契約の問題でございますが、さきほど副町長がお話しましたようにこのエコキュートにつきましてはリース価格を決めるための入札でございまして、落札が決定後リース会社による入札でリース会社を決定して、8月の12日に契約をしたものでございまして、エコキュートの工事自体の契約は町との契約はありませんのでお願いをいたします。

○保健福祉課長

完成が遅れている理由でございますけれども、通常1箇月ぐらいの設置で可能というふうに聞いておりますけれども、ときたまあそこがJAが日常的に運営している施設というようなことで給湯それから電気の切り替え工事が施設に支障のない日時で施工しなければならないというようなことで、その関係で工期が遅れているということでございますのでよろしくお願いをいたします。

○成瀬（10番）

じゃこの件でこの工期が延長するっていうことは、延長手続きは必要ないんですか。

○副町長

現在でありますけれども、こういった電設業組合の皆さんが不信感が解決できるまでというようなことの中で9月に入りまして一時工事をストップさせております。

○成瀬（10番）

じゃあ手続は、この延長手続は必要ないちゅうことなんですね、今回のこの件に関しましては。普通手続は必要ですよ。だけどこれ今回に限ればそういう手続はこの工事の場合はいらないうことですか。

○副町長

今回の場合については急遽そういったことの中で申し出ありましたので止めておりますけれども、現実的には工期延長の手続は必要になります。

○成瀬（10番）

はい、じゃあ次の質問であります。見積指示書に「業者の質問は原則として受け付けない」として、配管や電気系統の図面は添付されず現場説明会も開かれていない状況で、これでは入札額を積算できないのは本当に当然であります。白紙の答案用紙に答えを書けと言っているのと同じであります。どう考えてもこのやり方は行政のやり方ではないと思います。しかしこのどうやってこれを「見積を出せ」と言うのでしょうか。書類の中でしかし、また書類の中で「指名入札通知書には質問等は主管課保健福祉課に問い合わせる」と書いてあります。しかし「受け付けない」ということなんですよ。この矛盾。異なったことはどういうことなんですか。

「質問等は主管課保健福祉課に問い合わせる」と書いてある一方で「質問には受け付けない」と書いてあるんです。この異なったこれはどういうことなんですか。

○保健福祉課長

入札通知書とそれから見積指示書これは別の課で作っていたというようなことをごさいますして、非常に誤解を招くような形になってしまったということでお詫びを申し上げます。それから各不足と言われるその図面の関係でございまして、町の方から提示いたしましたのは、細部フロー図、細かい部分のフロー図と位置図、というものをらせていただきました。専門家の方が見れば私どもは積算、また現場を見れば積算可能ではないかなというところで判断をしたところでございます。また2つの業者さんからは配管図や部材の資料がないという問い合わせには付帯工事なので現地を見て配管工事について見積をお願いしたいという説明をさせていただいたところでございます。本当に他の業者について同様の回答を怠ったということは誠に申し訳なく思っているところでございます。

○成瀬（10番）

ちょっと異なったようなこの書類の書き方、この書類はこういう書類はどういう方がこの書類を作成するのでしょうか。

○保健福祉課長

見積指示書につきましては保健福祉課の方の担当がさせていただきました。

○成瀬（10番）

その時、課長はこの書類に目を通したんですかね。

○保健福祉課長

はい、目を通させていただきました。

○成瀬（10番）

で、これは別におかしいってということではないんですね。

○保健福祉課長

ちょっと詳細の所まで目が届かなかったということで、申し訳なく思っているところでございます。

○成瀬（10番）

はい、次にこの指名競争入札の業者選定委員会では7人の方が委員の任についていますが、その長が副町長であります。ほかには具体的にどういう方が就いているのか、またその一人ひとりに書類というものは渡されるのか。もし渡されるとしたらその7人の方がきちんと書類の一枚一枚に目を通していただいているのでしょうか。もし目を通してしっかり読んでいけばこういうことがまず起きなかったのではないかと私たちは思うのですが、今までのこの業者選定委員会のあり方に問題があるのではないのでしょうか。見直してこの選定委員会のあり方、また見直していく考えはないのでしょうか。

○まちづくり政策課長

選定委員会につきましては辰野町建設工事請負人選定委員会設置要綱によりまして、運営をしているところでございます。議員もおっしゃいましたように委員長以下、7人の委員で運営をしております。選定委員会ではですね、工事名、施工場所、竣工期限、工事概要、設計額等が入りました調書によりまして担当課から事業の説明を聞きまして、業者選定をしております。設計書、仕様書、または見積指示書等の審査につきましては担当課から事業金額によります決済区分によりまして、審査

がなされるところでございます。ですので選定委員会の中で設計書等の書類を審査はしておりません。以上です。

○成瀬（10番）

じゃこの書類というものは別に工事名とか施工場所等の書いてあるのだけで、ほかはいつてないっちゃうことなんですね。

○まちづくり政策課長

今申し上げましたように調書につきましては、工事名、施工場所、竣工期限、工事概要、設計額という調書が選定委員会が見るだけです。

○成瀬（10番）

じゃこの選定委員会の中では工事に関する議論等は全くないってことですか。

○まちづくり政策課長

さきほど申し上げましたが、担当課から事業の詳細等を聞きましてその中で議論をするということでございます。

○成瀬（10番）

今後また辰野町入札がいろいろありますが、選定委員会のあり方、是非見直していくべきではないかと思っておりますので要望を出します。

で次に辰野町ではここ数年でいくつかの建設業者が倒産しております。そういった中、地元業者は大変な経営の中、必死で頑張っております。実際に「自分の会社が明日はどうなるか分からない」そうつぶやいている方もおられるのです。それでも「辰野町のため税金はキチンと納めなければ」との思いで皆さん一生懸命働いております。町内の業者を軽視して町外の業者にやらせてよいのでしょうか。地元業者を潰して町は何のメリットがあるのか町長にお聞きいたします。

○町長

ご指名でございますのでお答えをいたします。常日頃総体的には私の方からできるだけ地元業者は優先して落ちるような、合法的にですね、指名をするならあるいはまた受注希望型一般競争入札ですか、というようなことで指名する機会を増やすようにということは申し上げてあります。多分また副町長がお答えすると思っておりますが、そのように取り計らっている筈であります。ただ特殊なものなどはこのようなケースも起こり得たのではないかと思います。また担当課の方から私が答えちゃう

と間違っただことがあるといけませんけれども、まだこちらの方もいろいろ調査中で最終的な見解はまだ出さなきゃいけないと思ってますので、そういう段階ですけれども今日まで我々が知り得た状況の中でいくと、特殊なもの、町外でできるものだってありますので本来ですと法的な見解などもやってみるとこういった方法も間違いではないけれども、本来でいくと随意契約の対象であったんじゃないかという見解も出てきます。しかし随意契約ということで担当課の職員が考えまして、それをリリースで入札すれば良いというふう考えたようではありますが「いやいや、待て待て」と。また私が言うんじゃないで担当の方から言いますが、選定委員会の方ではやっぱりこれは入札掛けて辰野だって絶対取れないということではない。通常取引の中ではもしかしたら辰野の方が有利に展開できることもメーカーの考えによってはあるわけでありますので。例えば車買うにしても一つの理屈ですけれども、じゃ代理店必ずしも安いかっていうと代理店が高くて末端の自分たちの販売先の方が安いことだってあり得るわけでありまして、現実には辰野町でも過去、大手一流メーカーが出してきたけれども辰野の業者が落としたという一つの、こういった電設ではありませんけれどもこういったことも現実にはありまして、少しでも可能性を含めて、だから私がさきほど謝る中で申し上げたとおり、少しでも良かれと思ってやったことがこう裏目に出てしまった。もちろんそれは町の専門知識のなさだとか至らんところでありますけれども、そういった結果になってしまって残念だっていうのはそこなんです、そういった意味だろうと思います。ちょっとそこにつきまして副町長の方からお答えいたします、具体的に。

○副町長

8月の9日の日に第1回目の電設業組合の皆さんとお話をさせていただきましたけれども、その時にも今回の入札手続の落ち度についてはこの段階で陳謝したところであります。その中で町内業者の育成について振興についてという話が出てまいりました。その中でやはり今の不況の状況の中でなんだかんだ合法的な中でやはり町内業者のなんだかの加味した、町内業者に対して加味したことができないだろうかっていう要望は出てまいりました。その段階ではすぐこうするという段階にはまいませんでしたので、その段階では今後今、入札等の審議会っていうのが行われているわけですけれども、その中で今の問題については審査委員会の皆さんにもお話をしてできるだけ町内業者の何とかならないか、検討はできないかっていうこと

で「検討する」というお答えをしました。現実的に8月に入札のその審査委員会を開催されましたので、その中でも委員の皆さんからもできるだけ今の状況を考えるとやはりそういったことを加味してなんだかの方法取るべきでないかっていう意見が出ました。そういうことの中で今後も引き続きこの件については、この審査委員会の中で話をしてより良い形について構築していこうということをお答えしたところでもあります。ですからその時点では完全に「こうであります」という形ができななだんで「引き続いて検討していくのでよろしくお願いします」ということを話したところでもあります。そういう中でこちらとしては組合の皆さんとすれば、認識、ご理解いただいたかなというふうに理解したところでもありますけれども、それが現実的には理解してなかったということで、私自身の理解の甘さがあったかなということの中で責任を感じ反省しているところでもあります。以上であります。

○町 長

もう一点いいですか。

○議 長

はい。

○町 長

あまり私が言っははいけないことなんです、今回のことではありませんので。町外業者に落札をする機会が多く、っていうような形の中でもし申し上げたとすればということでもありますからお話申し上げておきますが、もう7、8年前でしたか電設業者の皆さんもそうです。また設備業者の皆さんもそうです。例えば今回には該当しませんけれども、建設本体工事が普通入札なりますと電気及び設備一体化された入札になります。そうするともしその落とされた業者が電設だとか、設備を辰野町の皆さん方をお願いしない限り、例えばその一番建設の大元が落とされたのが町外だとする、あるいは町内であっても自分の傘下に電設及び設備の方が入ってないとよその他町村にいつちやう話になるということで、陳情を受けたこともあります。それでできるだけプロポーザルとか特殊な場合は別ですが、普通の一般工事の場合、そうかってあまり小さな全額で50万以内だとかそんなもんじゃあれですけども、ある一定のランク以上の、そうですね介護予防センターの中でもプロポーザル以外はそうしている筈だと思いますが、最近あまりチェックしていませんがちょっとよくまた聞いてみますけれども、多分言われたとおりにやっていると思います分離発

注という形を取ってます。建設、建設の本体、電設、設備、それぞれが分離に入札をしてしたがってそこで、だから結局辰野町業者の皆さん方が取る機会を多くするようにお願いを私の方からしてあります。多分そのように進めてるものと思います。今回の件でなくて総体的な流れです。以上であります。

○成瀬（10番）

町内業者の皆様は本当に辰野町のために一生懸命働いております。もうその苦しい中本当に税金を納めているんです。今後まず町内業者のことを考えていただきながら行政は進んでいただきたいと思います。次に私も実際にこの現場を見に行ってきました。で機器を見てきました。本当に素人で分かりませんがあの機器が1,500万円もするのかと正直驚きましたが、予定価格が1,500万円と同額で落札したことに対して町長は「おかしくない」と言っております。また副町長は「あり得る」と言っておりますが、確かに入札で同額はあり得るんですよね。あり得ますが今回のこの入札の場合、配管や電気系統の図面は全く添付されず、現場説明会も開かれない、そういう中さきほども言いましたが全くの白紙で積算できない状態で同額ということはありません。私もそう思います。ちょっとそれ確認したあり得ないっていうこともお聞きしております。さきほども言いましたが本当に用紙に問題も何も書いていない白紙の答案用紙で、100点満点を取ったと同じことではないでしょうか。私たち素人が考えてもあり得ないと思いますが、その点について「おかしくない」「あり得ない」と町長、副町長は言ったのはどういうことで「あり得る」「おかしくない」と言ったのでしょうか。

○まちづくり政策課長

一般的なことを申し上げますけれど設計書等に基づきまして、落札予定価格を決めます。それでこれは辰野町の財務規則第107条に決まっております、予算執行者は決めなければいけないということになっております。今回落札予定価格と同額での落札となったということでございますけれども、設計額以下で落札予定価格を決定をしておりますので、落札予定価格と同額になることはあり得るということだと思います。辰野町内だけに関しましても年に数回予定価格と同額落札という入札はございます。以上です。

○成瀬（10番）

全く、こういう本当に何もなしで同額っていうことは今までもあったことある

んですか。配管とか全く何も添付されない中で、同額っていうこと今まで過去にもあったんですか。

○保健福祉課長

今回の設計の関係でございますけれども、まず機種決定に伴ってタンクと熱源と制御盤につきましては代理店から見積を取りました。全体設計っていうのは建設物価とか商社2者から見積を取って保健福祉課の方で見積を行いまして、それが設計工事、設計額というようなことで選定委員会の方に上げてるということでございます。

○成瀬（10番）

それで私も素人ながらも見に行った時に「1,500万円もこの機器がするのかしら」ってちょっと思っちゃったんですけど、それを見た方たちも「ああ、あれが1,500万円もするのかしら」ってちょっと驚いたっていう声を聞きましたが、この1,500万円という金額、町は高いと思わなかったですかね。

○副町長

さきほど今保健福祉課長の方から話をしましたけれども、実際にその機種っていうか機器については当然その納入する業者からやっぱり、見積を取らないと分かりません。そのほかのことについては、歩掛って言いますかそういった公表されているものがありますのでそれが担当課としては、その担当者が材料とか歩掛についての試算をして、それと併せて全体の設計額っていうのが決めれるわけでありまして。そういう中で全て見積がそれじゃ実際にそのものを使っているかっていうとそういうことではなくて、やはり近隣の状況等それぞれ入札の経過とかいろいろのところを調査してその見積を立てたのがそのまま設計額に反映しているわけじゃないんで、とりあえずは担当者の中では歩掛で載ってない部分のものとしては、ほかのものについても材料についても一応見積とかそういうことをしますけれども、基本的にはそういう歩掛とその見積とを合わせた段階で全体の状況を加味しながら担当者がその額を決めるという形にはなっています。実際にそういうことであるので、はい。

○成瀬（10番）

じゃこの1,500万円町は妥当の金額と思ってるっちゃうことですね。

○副町長

はい。

○成瀬（10番）

ああ、そうですか。じゃあ次にいきます時間がないので。この見積指示書で「質問は原則としてお受けできません」との文言について、保健福祉課では「以前の文書を参考に指示書を作り、消すのを忘れた」と説明しております。町は単純ミス消し忘れ、で済ませておりますがたった1行のこの消し忘れが普段辰野町に対して影の力となり、本当に一生懸命貢献している町内4業者が見積を出すことができなかつたのです。できなかつたために辞退するほかなかつた状況に追い込まれたわけでありまして。このことの重大性を分かってらっしゃるのでしょうか。更にこの担当者が消し忘れたとしても、担当者以外の起案に印鑑を押した方は目を通してれば気が付く筈です。それとも全くこの起案書、書類に目を通さないでただ印鑑だけ押してポッポッポッと次の人に回していつちやつたんでしょうかね。

○副町長

今のご指摘の、結局決済とかそういった部分の中でその細かいと言いますか、その項まで目が届かなかつたということのご指摘でありますけれども、大変その事実は今のこの流れの中ではなかなかチェックができないということでもあります。この点については今後の一応、入札のそういった選定委員会に掛かるまでの流れにつきまして今後改革っていいですか、その制度的な流れの改革をこれから取り組んでいきたいふうに考えてます。またこのあとも岩田町議の方からもそういった今後そういった、どういう改革をしてけば良いっていうようなことが出ておりますので、総合的にいろいろな改革のことについてこちらとしても今検討して、それに対してどういう改革ができるかと、今ご指摘のあつたそういうことについてもやはり改革していく必要があるだろう。それから専門的なこういった技術に対して役場の職員が今の段階ではなかなか2、3年で代わってしまう。こういった中でやはり専門的な技術を持った第三者を入れてそういった中で内容についても検討してくっていうことが必要であるということをご理解しておりますので、今後の改革の中で是非それも謳っていきたいというふうに考えておりますので本当にご理解いただければというふうに思います。

○成瀬（10番）

チェックができないのではなく、やらなければいけないんです。是非今後厳しい細かなチェックをよろしく願います。まだまだ私は言いたいことが沢山ありますが引き続いて岩田議員、根橋議員が言いますのでその方たちに言っていただきます。最後に町長に要望いたします。町民の真意に応えるためにも今回の入札についてはもう一度スタートライン、原点に立ち戻りやり直すべきだと私は思います。是非考えてもらえたらと思います。二度と町内業者を泣かすようなこと、納得のいかないようなやり方はやらない。町民を裏切らないと町長にお約束をしていただきこの件につきましての質問は終わります。時間がありませんので、もう1点だけやらさせていただきます。

新町保育園園庭の芝生化モデル事業について質問いたします。ここ数年の間に新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどで学校や保育園の校庭、園庭の芝生化が取り上げられ、全国各地で取組みの様子が報道され、芝生化がブームになりつつあり長野県でも保育園の園庭芝生化にしているところが増えております。近隣市町村でも、箕輪町、南箕輪村、伊那市などで新築の保育園は芝生化にしています。芝生化にはさまざまな効果があり、例えば子どもたちに精神衛生面でも良い影響を与えております。子どもたちが芝生の上で転んだり、倒れたりしても芝生がクッションのように優しく安全に受け止めてくれます。また砂ぼこりが問題になっている校庭、園庭は芝生化にすることによって風による周囲への砂ぼこりの飛散を緩和する効果があります。また今年の夏のようなヒートアイランド現象の抑制など、環境対策としても注目をされております。反面また課題も多くあります。「工事費が高額」「管理が大変」などが上げられておりますが、芝生化は多くの恩恵を与えてくれ子どもたちの育成を考えるとメリットの方が高いことは証明されております。辰野町も来年の3月に新町保育園が新築完成されますが、砂ぼこりが非常に問題になっている場所です。近隣の住民からも普段から「砂ぼこりがすごい」との声もあります。砂ぼこり対策、また情操教育、体力向上、ケガの防止にもつながります。是非、新町保育園の園庭を芝生化モデル事業にする考えはないかお聞きいたします。

○教育次長

お答えします。議員ご指摘のとおり芝生にしますと非常にメリットがあることは承知をしております。ただ近隣の例を参考にお聞きいたしましても日常的な管理、

その人員経費に多大なものが掛かるということでございます。造る時はできたとしても後年度のそういった負担に現状では耐えられないという見通しでございますので、新町保育園については芝生にする考えはございません。

○成瀬（10番）

さきほども言いましたけど、課題は沢山ありますが子どものことを考えるとメリットは大であります。是非「ありません」じゃなくて検討をしていただきたいと思えます。

以上で、もう一つありますけどこれは次回にさせていただきます。以上で終わります。

○議長

只今より暫時休憩をします。なお再開時間は3時00分といたします。

休憩開始 14時 45分

再開時間 15時 00分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席11番、宮下敏夫議員。

【質問順位6番、議席11番、宮下 敏夫 議員】

○宮下（11番）

それでは予め通告してあります1.介護老人施設「福寿苑」の今後の運営について2つ、デジタル化に対応した地域情報化計画の推進状況について、3つ一般会計・特別会計の統合について、3項目を質問項目に沿って質問していきます。

まずはじめに、介護老人施設「福寿苑」の今後の運営についてであります。この福寿苑は平成4年開所以来65歳以上の高齢者で要介護と認定された人が、病院を退院後家庭生活ができるようになるまで、入所・短期入所・通所リハビリや医療ケアを受ける中核施設であり、昨今の核家族化、生活習慣の変化などを背景とした老老介護や家庭内に介護者が不在という実状の中で介護は専門施設に任せたいとの潜在的ニーズはますます多くなっております。福寿苑での21年度施設利用状況では、入所者は一日平均48.2人、前年度より0.2人の増加。また通所利用者は延べ1,123人で前年度より82人の増となっております。この実態を見ても福寿苑は老人保健施設として今後もこの使命を再認識し存続させなければなりません。しかしここで福寿苑存続に対し大きな課題が起きております。福寿苑に併設されている辰野総合病院

移転新築計画であります。既に5月より上伊那地域医療再生計画事業、辰野総合病院建設部会が設置され、平成24年度中の新病院開院を目標に進められております。病院に併設されている福寿苑を今後も介護老人保健施設として存続させてゆくためには、さまざまな課題を解決してゆかなければなりません。この際、指定管理者など民間に運営を移管して進めるのか、現状の町、町営で運営をしてゆくのか更に施設の現地存続か、新築病院隣接地へ移設するのによりまた新たな課題が発生します。質問します。福寿苑を現地存続で民営化及び指定管理者への考えはあるのか伺います。

○町 長

それでは質問順位第6番の宮下敏夫議員の質問にお答え申し上げます。最初が福寿苑の今度病院と分離されるという方向が出てきている中でどう対処するかというご質問であります。老健施設ということでスタートいたしました福寿苑であります。ああいった類の施設を公営で行っているのは佐久の病院の併設のこういった老健施設と我が辰野町2つだけだというふうに聞いております。よそは実際にはあるんですがみんな民間で運営されていると。どういうわけか辰野の場合はその時の時点で判断されたんでしょうが、公営でやって現在も公営でいるとこういうのが現状であります。したがって民営化に踏み切っていけないことはないわけでありまして、ただし請け手がどうかということでもあります。時あたかも民間の企業の老人施設経営というのがここではたはたと出てまいりまして、皆様方もご存知かと思えます。民間でおやりになれるものは民間にやり、行政的なバックアップをいろいろな意味でしていけば良いというふうな考え方も国もありますので、そういった形の中からいくと今度福寿苑を単独で辰野として今までどおりやっていくべきかどうかということはここで一応議論の対象になろうかと、こんなふうに考えてるところであります。したがって新病院地の方へ移設ということもちょっとこれはすぐにはお金の問題で難しいわけでありまして、あのまま民営化していくのか、あるいは現状で直営で続けるのか、指定管理者と言っても請け手がなければダメだということもあります。丁度希望的に50床ぐらいだということになると非常に効率の悪いような意味の中です。例えば80人とか100人とかの施設であっても例えば事務長は1人で良いでしょうし、っていうことは大勢の入床の皆様方の経費の中から事務長、例えば事務長だけを取ってみると事務長の経費を払う。お医者さんも指定

の方を置かなきゃいけない。それも50人の収入に払うのか100人でも1人で良いでしょうから、80人でも1人で良いでしょうからその中から払うかと、こういう意味で非効率という意味を言うわけです。大小もあるでしょうけども同じスペースがあって電気をやるにしても、これを50人、30人ぐらいの入所者の費用で電気を持つのかお風呂を持つのか、80人100人ぐらいの中の入所の中で少しは電気料もあるいはまた風呂の使う水道料も増えるでしょうがそれ以上に少ない方が経費が掛かってしまうとこういう意味であります。そういった意味では80床ぐらいのまた考えた方が良いのかというところで、早急にボツボツ考えていかなきゃならないような状況に入ってきております。至急検討の対象というふうに考えております。施設長からもお答えを申し上げます。

○福寿苑事務長

只今町長さんの答弁に出ておりますが、福寿苑の今後についてでございますが、病院移転にともないまして、すぐに今後じゃあ民営化になるかということにつきましては、作業部会の方でこの5月に立ち上げました作業部会の方で今後福寿苑を考える中で、運営上のことも含めてここで考えるべきだということが出てまいりましたので、その中で今現在検討をしているところでございます。以上でございます。

○宮下（11番）

今町長の答弁の中で新病院の方へは移設しないということで、現地存続ということは一応そういう方向でいるということは分かりました。それで民営化についてもこれから検討していくということですが、もう2年しか開院まで日がないわけですので、もし現地存続となれば新たに病院新築移転時までに解決しなければならない大きな課題があるわけでありまして。その1つは常勤医師の確保であります。現行では辰野病院と併設であるため常勤医師は施設長として辰野病院院長が兼務してこられたが、病院との併設でなく単独現地存続となればその利点がなくなり福寿苑は

「100人未満の施設には常勤の医師1人が配置されなければならない」とする運営に関する基準に縛られ、常勤医師の確保を求められております。2つ目として「入所者の食事はどうするのか」であります。現行の辰野病院給食室で調理し配食されている食事も、病院移設後は福寿苑単独の給食室が必要となります。現病院の給食室を残しての活用か、新たに給食室を設置するのか、また新病院からの給食を配食するのかこの課題もあります。3つ目として増床計画されている30床はどうするの

かであります。現病院西病棟を活用するのか、新たに増築するのか、現施設の増床改修を行うのか、増床は見送るのか、これの選択を急がなければなりません。いずれにしても、この3つの大きな課題は早急に決断し病院の建設計画と同時に並行して進めなければなりません。質問します。専従医師の確保・入所者の食事対応・増床計画の3点について町としての考えをお伺いします。

○福寿苑事務長

それでは只今の質問に対しましてお答えをいたします。常勤医の確保につきましてはこれは介護老人保健施設につきましては特養老と違いまして常勤の医師が原則1名必要ということでございます。これにつきましては今現在福寿苑の施設長でもあります土屋院長の方と今話を進めているところでございます。また丁度福寿苑の判定委員会の委員の中に辰野町医師会の会長であります、新田先生も含まれておりますので、またそちらの方とも相談をしていきたいと思っております。次に給食対応につきましてはこれは現在辰野病院の栄養科にて治療食を含めまして、提供をしているわけでございますが病院の新築移転にともないまして給食室をどうするかということでございますが、これにつきましては現在辰野病院の西病棟1階にあります現厨房室を改修して使用して提供する案と、新規に厨房を造りましてそれで提供する案とこの2つに案につきまして、今現在さきほど申しました作業部会の方で検討をしているわけでございます。なおこれらにつきましてはいずれも調理は全て外注発注ということでもありますのでよろしくお願いいたします。また次の増床計画についての質問でございますが、これは第4期介護保健事業計画として今現在30床の増床計画を示してございますが、これにつきましてはここにきて民間による老人介護施設サービスへの参入が非常に盛んになってきているということでございまして既に辰野町内にも小規模の特別養護老人ホームや高齢者のグループホームなど3つの介護施設が建設するという事の中で、今後非常に待機者に対する狭隘的なものも出てくるのではないかとということもなります。またこの介護老人保健施設の増改築そのものに対しまして補助金制度が全くございませんので、そうしますと全額町の負担になってしまうということで非常に過大な負担が生じるということの中で、今すぐという建設に踏み切るべきではないというようなことも出てまいりましたので、これにつきまして今後様子を見ていきたいと。動向を見ていきたいということで今検討をしているところでございます。

○宮下（11番）

医師の確保については今辰野病院の院長、また医師会の会長等とこれから詰めていきたいという回答でありましたけれども、この問題はそう簡単にできる問題ではないと思います。そこで私からの提案ですのでその会合の中にまた1つとして入れていただければありがたいと思いますけれども、専従医師の確保についての提案ですが、現在の町内にある2つの診療所を廃止した提案をこれからしたいと思います。町内2箇所の診療所で長年多くの患者さんの健康管理に携われてこられた医師に対し、心から敬意と感謝を申し上げ、また先生の指導の下、通院されながら健康管理を続けておられる患者さんには大変申し訳なくと思いますが、医師不足により福寿苑の存続が危ぶまれることを私は懸念して次の提案をさせていただきます。第一診療所及び川島診療所を廃止し、新たに福寿苑内に診療所を設置する。両診療所は同一医師に委託しており、この委託医師に福寿苑での専従診療をお願いする。両診療所に通院している患者さんは今まで通りの委託医師のもと福寿苑内診療所で受診できるよう通院に必要な交通対策は保障する。具体的な提案理由としては、現状において辰野病院から医師を回すことは全く不可能と思われまます。ただでさえ少ない医師を辰野病院から抜いてここの専従にするということは、これから検討されてもできないことと思います。それから医師確保の保障がされなければ福寿苑の存続はありません。診療所通院者の高齢化による患者数の減少、これは第一診療所受診者16年度1,063人、21年度受診者642人、20年度に比べますと133人の減となっており、第一診療所は週2日の診療日ですがこれを1日に換算すると1日約7人の人がここで診療を受けているということになります。それから川島診療所受診者は16年度806人、21年度受診者は349人、これも前年度比57人の減となっており、川島は週1日限りの診療としてこれも1日7人、この7人の内、両診療所とも診察でなく薬だけを貰いに行くという人もこの人数の中に入っている状態であり、経営面でもこれから非常に厳しい実態で今後の存続も危惧されるわけです。福寿苑の診療委託料は両診療所の委託料分へ上乘せしてもそんなに負担が増えるとは思いません。全く新しく福寿苑へ専従医師を頼むよりは今まで両診療所で収入があった分もここで診察してそれに委託料も加えればそんなに大きな負担にはならないと考えます。また患者の通院はリハビリ通所者の送迎車両利用等が可能と考えます。以上の理由に提案するが町長の考えをお伺いします。

○町 長

それでは福寿苑にまつわります医師確保の中で第一診療所と川島診療所の運営する先生に今までのその両診療所の推移などを見る中で、福寿苑の中に入れてもらうと、あるいはそのへんのお願いをした方がいろいろの場合に良いのではないかというような提案ではありますが、なるほど名提案であろうかと思えます。しかし現在辰野病院で受け持って現在いるわけでありますので、そちらの方の先生方の話、あるいはまた第一、あるいはまた現在診療所2つをやっていたら先生の考えそれぞれありますので、良い提案として、提案型の第1候補としては考えて、また進める中で検討をさせていただきたいとこのように思っております。施設長の方で何かこれに対して考えがあればお答えを申し上げます。

○福寿苑事務長

只今町長さんの答弁のとおりでございまして、時、こちらの事務局としてはございません。また今言ったとおり大事な提案としてまた検討をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○宮下（11番）

いずれにしてもこの問題はもう期限が限られておりますので、検討は結構ですけれども、早い時期に決めてその担当してもらう先生の了解も得るとかそういう手続もあると思えますので、早めにこの福寿苑の問題については辰野病院の計画以上に早めに答えを出していくのが正しいことと思えます。是非2年間経って辰野病院開院してみたら福寿苑は法的にもうどうにもならなくなったということのないようにこれはしっかりしていただくことを約束していただきたいと思えます。

2つ目としてデジタル化に対応した地域情報化計画の推進状況についてであります。今、世の中のあらゆるもの家電、放送、映画、自動車、電話、記録、媒体、医療、などがデジタルへと大きくシフトしている今日、社会のデジタル化がもたらす影響は大きく、先取りした対応が求められております。また放送も従来のアナログ方式からデジタル化、デジタル放送に変わり膨大な量の情報量になるとも言われております。こうした中、町民は情報伝達手段の早期確立を求めております。町は情報伝達手段として防災無線、有線放送、携帯メールへの配信、行政チャンネルの

「ほたるチャンネル」、『広報たつの』を主としているが緊急時の防災無線の難聴地区解消策など情報伝達手段はいまだに整備されておられません。また有線放送にお

いても審議会の答申を受け以来、進展のない状態であります。最近のゲリラ的集中豪雨など住民の災害への不安が募るばかりであります。早期の対策が求められております。しかしデジタル化への移行など大きな過渡期であることも承知しております。町民に対し現状を理解していただくことが必要と考えます。質問します。防災無線の難聴地区解消策の現状と今後の取組みについてお伺いします。

○町 長

ご指摘のように防災無線の難聴地区はなかなか解消できない部分が技術的にもあったり、また新たに出てきたり、家が建ってしまうとかいろんなことがまた回りで起こりますので、今まで聞こえてきても聞こえなくなるとかいろんなことで出てきております。逆に聞こえない所が聞こえるっていうふうにはなかなかならないようでありまして、難聴地域が増えるという形では若干は増えてきている。この問題とアナログからデジタルに変わるという問題。「ほたるチャンネル」の問題、あるいはまた有線放送の問題、複合的にいろいろ考えなければならぬところに来ております。あれもこれもまた違う方法でやるっていうこともまた非効率でもあります。総体的に前向きに今取り向こうとしているわけでありまして、また最近では携帯電話へそれぞれが番号を言って行ってこちらへお貸しいただければ、そこへそういった防災無線の連絡がメールとして入るようにはできるというようなこともありますので、相合わせてこの近代化に伴って何が一番的確であるか。例えば岡谷のように18年、18年災の経過後FMの小さなラジオを無線で聞けるように一部分担だったか、岡谷市が相当持って各戸へ配布したっていう例もあります。しかしそれが実際には使ってみますと常に電気を入れておかなきゃいけない状態にありますので、なかなか雑音が出たりなんかして結局うるさいからって切っちゃってある。切ってしまうとこれはもう何としても、電池にでも切り替えてない限りそこが応答って言いますか受信できない状態にある。さりとて電池ではまたやっておけば、切り替えておけばまた同じうるさいという現象も出てくる。またなお若干うるささは我慢するとしても電池だと知らないうちに切れてる。その頃災害が起こったんでは何もならない。じゃAC線でいくとさきほどのような現象が起こると、こういうふうなことが続いてきております。なかなか名案ないわけでありまして、担当課長の方からお答え申し上げます、今の検討、現在の推移をお話を申し上げたいとこんなふうに思います。

○総務課長

防災行政無線の現状でございますけれども、これも年数が経ちましていよいよ更新の時期になってきているわけでありまして。総務省としましては今度更新になりますと今のですね、周波数帯防災無線使っている400メガヘルツ帯を止めてデジタル波の部分で更新を認めていくというそういうことでその現在のところのアナログは自然減を目指しているところでありまして、これからするとなればデジタルしかないという状況にあります。現在の防災無線のアナログ波は波長が違うためにですね非常に好都合でございますという山間地には向いている波長帯と認識をしているわけでありまして。子局を増やして広範囲にわたって難聴地区が増えれば子局を増やすという方法を今まで取ってきたところでありましてけれども、近い将来にそういうデジタル波への切り替えが迫っているということになりますので、少しここ控えているわけでありまして。一番良い方法としましてはそのデジタル化を進めてそして屋外拡声子局と言いますか、今54局あるわけでありましてその支柱を建ててトランペットのスピーカーを付ける。そして各家庭には戸別受信機といったものを全部配布をすればこれは無線でもってどんな災害でも家の中にもいて聞け、外でも聞けるという完璧なわけでありまして、これには大変大きな財源を要すわけでありましてちょっと今の段階で手を着けるというわけにはいかないような状況であります。ですので地域からそういうお話をいただければ、苦情をいただいたりすればメンテナンスをやっている所が年間契約でございますので、その所でできるだけスピーカーの方向を変えるですとか出力を少し上げるとか、そんな方向で今対処をしておるところであります。どうしてもということになればそういう戸別受信機、電波の届く所であれば戸別受信機を買っていただいて中へ置くという方法も1つありますのでそんな方法も合わせながら今検討をさせていただいているところでありまして。いずれにしてもこの後のご質問にあります有線放送の更新の時期を迎えておりまして、そのへんとも複合的に考える中で防災面についても考えていきたいと、そんなふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○宮下（11番）

携帯メールの配信についてですけれども、今デジタルの戸別受信機導入ということ既に決めた近隣の自治体もありますが、デジタルは今課長が言われたように山間地、大きな建物等による電波障害もあるとのことであって町はもしこれを導入した

場合、3億から4億ぐらい掛かるということも聞いております。そこで今のようなせっかく入れても障害があつて聞けないようでは高額な資金を投入して慌てて入れることは私は逆にすべきでないと思っております。近隣の宮田村等も今導入計画を進めているようですので、その実績を精査した中で導入すべきかを考えることが良いかと思ひます。それではこの難聴地区をどうするかという問題が残りますけれども、その精査するまでの間は防災無線難聴地区解消についてはさきほど町長が言われました携帯メールの配信登録者数を町内全世帯数に近づけることで解決できると思ひます。さきほど午後の議会が始まる寸前に防災無線が流れました。多分だれもこの中では難聴以上に誰も聞けなかったと思うんですが、私の携帯メールに即この防災無線で流したのがメールに入っております。そういうように何か外で防災無線が鳴ったなあということ、速やかにこれが防災無線の危険サインと受け止めてそこで携帯メールを開けてみれば文字としてあとに残っております、記録で。これをもっと町から町民にこういう便利なものがあるということ発信してもらえれば防災無線以上に正確な情報を町民に伝えることができると思ひます。今辰野町内で殆どの家庭でも携帯メール一人ひとりが持っていますので、それが徹底すれば十分な情報伝達ができると思ひます。ただこの受信に対してお金が掛かるではないかとか、そういう心配をして入らない人もいますと思ひますけれども、私の経験からいうと1箇月のパケット通信料金は数十円にもならない料金で、受信の配信を受ける方ですけども、そういう金額ですので是非この携帯電話所持者に対して必要性を指導する。町がしていただきたいと思ひます。そして私の知り合いでも「どうやったらいいだいい」っていうのが多くいます。私自身も自分では入れることが、『広報たつの』の裏に手続が書いてありましたけれども、娘にちょっとこれ携帯出して登録しろということを入れましたけれども、これ今でもそういう話をすると「どうやったらいいだいい」という人が、年配の人たちがいます。それを解決するために役場庁舎内に登録指導窓口を開設していただいて、誰でも来たらそこで役場に「ちょっと携帯メールに登録して欲しい」と言つて言うところで受けられるような窓口を作っておけば、多分この登録者って増えると思ひます。「クマ情報だとかいろいろ、いやこういうのがクマが出たよっていうのどうして分かる？」って「いやメールに入っているよ」ってこうメールを見せてやたり。行方不明者のこの間もありました。朝5時の、それもメールにちゃんと入っています。そういうように下手なね、防災無線の難聴地区で

聞きづらいよりは誤った情報を受けるよりは記録として手元で見れるということでこれは本当にお金を掛けなくてもできることで、ただ役場の職員がこの時間に入力するということは大変かもしれませんが、この3億4億のお金を掛ける労力があれば、やる気さえあればこの難聴地区解消は必ずできると思います。それに対して町はどう考えてるかお伺いします。

○総務課長

現在このですねメール配信サービス登録をしていただいております方は900人ぐらいいらっしゃいます。一昨年広報でもって周知をさせていただいて少し途切れてしまっているかとも思いますので、今ご提案をいただきましたいくつかの参考ご意見を基にしましてもう一度PR、周知方について検討をして少しもう少し大勢の方に参加をしていただくようなそんな手続を取ってまいりたいと思いますのでよろしくお祈りします。

○宮下（11番）

町も積極的に取り組むということですので、期待しております。

次に有線放送及び「ほたるチャンネル」の現状と今後についてであります。地上アナログ放送は23年7月終了し、新たに地上デジタル放送へ完全移行となりますが現状のLCVによるデジタル放送では県内放送7チャンネルのみであり、アナログ放送が終了すれば「ほたるチャンネル」の視聴はできません。LCVに加入してなくてもUHFアンテナ、また専用チューナーを設置すれば視聴できます。「この状態が継続されればLCVとの契約を解除したい」との話しを多くの人から聞きます。LCV契約解除となれば「ほたるチャンネル」放映も不可能となります。伊那ケーブルテレビジョンは、来年7月の地上デジタル放送への完全移行に対し、加入世帯にケーブルテレビ専用デジタルチューナーの無料貸し出しにより、専用チューナーを設置すれば県内放送7チャンネル、東京キー局5チャンネルデジタル、BSデジタルなど全部で30チャンネルぐらいは見えると、今も既にそのチューナーを入れている家庭から聞きましたけど、30チャンネルぐらいは入るといっております。またこの記事も新聞記事に出ておりました。本当に我々から見るとうらやましい限りであります。質問します。今のLCVは静岡県にあるビック東海の子会社でありそのLCVとの交渉をどう進めているのかお伺いします。

○町 長

概要をお答え申し上げまして担当課長の方からお答えを申し上げますが、確かにこの今のデジタル変換の中でデジタル化されてしまうと、今のLCVは今までのようにこの2年ぐらい前のように東京波がドンドン入るという状態ではないわけですから、デジタル化されていってしまうとやはり東京波の映らない所が出てきてしまう。それを獲得するのに一所懸命LCVも今頑張ってるわけでありまして。ご指摘のようにビッグ東海とかいろんな会社も入ってまいりまして、交渉を続けておりますし、我々もそういったところで「ほたるチャンネル」もその一系列に入りますからLCVがダメになれば「ほたるチャンネル」独自で別個でまた回線を辰野町で引き込まなきゃいけないと。これは何億円も本当にそれぐらい掛かっちゃうということですからできるだけ今までと同じような付加価値を付けないと、住民の皆さんもお金を払ってインターネットちょっとやるぐらいでLCVへ加盟しているとも思われません。それでそういったこと言う機会は先日もいってまいりましたけれども、一応株主になってますので辰野町、行政体への全部ですか、ある一部が株主になってほかに民間でも株主になっておりまして、株主総会などで発言ができますのでとにかく何があってもこれは前と同じように東京波取れるようにして、それから同じチャンネルの中で「ほたるチャンネル」36なら6、すなわちリモコンを変えてまた画の流れを変えてそれからそっちで見ろなんてのは誰も見ない。お年寄りなんか殆ど見ないだろうと。だから同じNHKが出てきてSBCが出てきて、東京波が出てきて36へいくと辰野が出ると、そんなふうなふうに今と同じようにならないうと利用度が落ちるよという話はしてあります。交渉はしているようでありまして。最終的には総務省の見解になるだろうかというようなことでもありますので、早くそれを取り次いでもらいたいなあと、大問題だと私も思っております。課長からお答えいたします。

○まちづくり政策課長

議員ご指摘のように「ほたるチャンネル」につきましてはLCVへ加入しなければ見られないというのが今の現状でございまして、今町長が申し上げましたように2年ほど前から東京キイ局は見られなくなったような状態でございますが、LCVさんにつきましては1年7箇月ぐらい、この再発防止計画という計画を立てましてこの7月に信越放送通信局長からその計画を認めていただいたところだと聞いてお

ります。ただし区域外の再放送につきましては再度放送の許可をいただくように今努力をしているところでございますけれども、その時期については不明であるということでございます。またLCV内のですね行政チャンネルとしての「ほたるチャンネル」の放送の枠と言いますか、そのネットワークIDっていうのを取得しなければ放送ができないような形になっております。その取得につきましてもLCVさんとデジタル放送推進協会のとの間で今交渉をしております、これもまだ、いまだと言いますかまだ明確な時期が明らかになってきておりません。なお7月の来年の7月以降もですね現在のアナログ放送が見られるようなデジアナ変換をですね、視聴者、加入者の負担にならないような方法でやっていきたいというようなとりあえず調整中でありますのでご理解をお願いいたします。以上でございます。

○宮下（11番）

このLCVとの交渉に対しては諏訪地区においてもこの7チャンネルしか見られない現状において、個人的に抜けるというような人たちが多く出ているということも聞いております。これに対しては諏訪地区の各市町村長、団体でこのLCVと交渉するようなことも必要かと思えます。今急いでこの町内の中でも急いで脱退したいという人もおりますけれど、一度抜けてしまうとまたこれが見れるようになった時に新規に加入する加入料、それから工事代等も取られることが懸念されますので、この経過については町としても町民に今こういう折衝中だというようなことを知らせることも必要かと思えます。今本当に7チャンネルしか見られないならもうUHFを付けてここでテレビ買い換えたり、切り替えたいという人もLCVに毎月の月額を払うだけ無駄だという考えの人が大分おります。それでこの東京キイ局のチャンネルの視聴の改善がされなければLCVの加入者も急減し、この加入率が50%を切るようになれば町今独自で政策している「ほたるチャンネル」の意義がなくなり有線放送から撤退するようなことになるかと思えます。今政策にあたっている職員にも影響されるものと考えますし、一番大事なのは町の情報手段、町長がこの「ほたるチャンネル」で挨拶をするのを楽しみにしている人もいますけれども、その番組がなくなることも考えられます。是非これは日がありませんのでただ交渉するだけでなくもう来年の1年をもう切っているんですから是非交渉は早くして町民に情報を出していただきたいと思えます。

時間がありませんので次に3つ目として一般会計、特別会計の統合についてであ

ります。町は一般会計予算、特別会計予算に基づき行政運営を図り各会計決算において財政運営、財産の管理、予算が適正であったかなど、チェック、審査されておりますが、辰野町においては、独立採算制を重く見て区分された特別会計が多く見られます。内容を精査し統合できるものは統合すべきと考えます。そこで診療所会計の統合についてであります。現在の会計処理は辰野町国民健康保険第一診療所特別会計及び辰野町健康保険川島診療所特別会計となっております。両診療所とも町内開業医との診療管理委託契約により歳入、歳出管理は単純経理であり、統合により業務の簡略化が図られるものと考えます。辰野町国民健康保険診療所特別会計条例の一部を変えることで可能と判断しますが、町の統合についての見解をお伺いします。

○議長

時間過ぎてますので完結をお願いします。

○住民税務課長

今議員が提案いただきましたように特別会計条例がございます。診療所事業収入一般会計繰入金、その他収入をもって歳入として事業費その他支出をもって歳出としていることから、一般会計の中へ繰り入れるということは事業の性質からして適切ではないと考えられます。2つの特別会計は設置時においては複数の医師がそれぞれの診療にあたっていたことや、条件の異なる部分もあり1つの会計とすることは考えられなかったことと思われま。しかし現在は同一医師が2つの診療所の診療にあっていること。業務内容も殆ど共通していることから2つの特別会計を統合して1つの特別会計とすることは可能であり、事務処理面からも効率的と考えられます。いずれにしても現在お願いしている医師が継続して委託がお願いできるのか、また行政改革推進部会の方からは両診療所ともに患者数の減少から診療所のあり方自体を問われている中ではございますが、特別会計のあり方も含めて施設設置条例及び規則、また特別会計条例を検討し財務会計担当課、県など関係機関に照会確認の上、来年度以降に議員の提案をもとに結論を出していきたいと考えております。以上です。

○宮下（11番）

以上で私の質問は終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 8 番、岩田清議員。

【質問順位 7 番、議席 8 番、岩田 清 議員】

○岩田（8 番）

それでは通告書にしたがいまして保健福祉センター業務用ハイブリッド・エコキュートの設備設置業務入札について質問いたします。先にですね同僚の成瀬議員が町民の心からの叫びを代弁して質問しましたがけれども、それを補う形で私の方は法律的な問題それから製品のもので技術的な問題、それから施工管理の問題などについて質問したいと思います。なお明日は根橋議員も予定しておりますので、できるだけ重複は避けたいと思っております。質問が多岐にわたりますので簡潔な答弁を求めます。まずですねエコキュートという言葉はですね議員の間でもですね、深夜電力くらいしか意識がなくて本当のところはなかなか分からないと思っておりますので今回ですね業務用エコキュートとは何か。保健センターでこういう設備がどうしても必要になったのか、その点のところを完結にご答弁いただきたいと思っております。

○町 長

お答えする前にさきほども申し上げましたがそれぞれ質問がこの入札、今回の電設の問題に触れておりますので町長といたしまして、同じことになると思っておりますが少し話を変えてお詫び申し上げたいと思っております。この度の町内業者の入札辞退となった時点は大変残念なことであります。さきほどのとおりであります。本日までの調査段階でこともあろうに町の発注者側の書類に不備を生じたり、あるいはまた説明に 2 者が来たのにあとの 2 者に説明をしなかった。正確にはあとの 5 者に説明をしなかったというよな不備があったということは町長として大変申し訳なく、まず責任を感じ、まず指名をさせていただきました、特に町内業者の 4 者の皆さん、ご心配いただいている今岩田町議はじめ、議員の皆さん方、更には住民の皆さん方にこの場をお借りして深く厚くお詫びを申し上げる次第であります。この件にはさきほどちょっと話を変えて見てまいりますと、担当者自体がそれぞれの立場で責任を持って解決しようというふうなことに専念された時期が相当の間あります。責任の強さが逆にいうと仇になったっていう部分も見えます。しかしこれだけの大きな問題は早く組織全体での対処に切り替えるべきであり、早めの報告が欲しく町全体として早く対処をすれば良かったというようなこと、これも合わせて私の責任だということ

とで深くお詫びを申し上げたところであります。ここにまいりまして今も岩田議員の方でも言われておりましたけれども、ここまでまいりますと悪くて見えてる所、あるいは今後に対しての対処の仕方、あるいはまだほかに法的にも落ちがないかどうか今精査しているところでございますので、精査してまずは業者の皆さん方と話し合いを設け、お詫び申し上げて今後に対して改革方針なども若干の希望もあるようでありますので、取り入れながら解決の場に持ってまいりたい、このように感じるところであります。当初にあたりましてお詫びを申し上げました。それで質問のエコキュート・ハイブリットということではありますが、このハイブリット・エコキュートは簡単に申し上げますと例えばこういった給湯するのに今考えられるのは3つのエネルギーがあると。今現在ありますボイラーの灯油を使ったボイラー、同時にまた今は富みに昔もありましたけれども最近強くそれが出てまいりました電気業界の方の、電気業界って言いますか中電の方の深夜電力のエネルギー、それから昼間（ちゅうかん）、昼間って昼間って意味ですが昼間エネルギーの電気。この3つがありましてそれぞれをどの時節に、あるいはどの時期にどこを動かして良いかというようなことで、車でハイブリットで今電気がなくなればエンジンを回し、そして電気が溜まってくりゃエンジンを使うというこの切り替えをさせていくというようなことで比較的効率的にエネルギーあるいはまた経費節減につながってくると、こういうような意味のハイブリットでありエコキュート、ですからまさにエコというのはそういう意味のキュートだというふうに認識いたしております。以上であります。

○岩田（8番）

これは私が調べましたところですね、正式名称は自然冷媒ヒートポンプ給湯器というものなんですね。これはデンソーなどが基本特許を持ってましてコロナが世界で初めて発売したものでありまして、メリットとしては今町長が言われたこと。それからですねフロンの冷媒を使わずに二酸化炭素を利用しているという機種の種類ということでございますけれども、このことをベースにですね話を進めたいと思います。さきほどですね今回なぜハイブリットの業務用エコキュートをその保健福祉センターに採用したかということについてはお答えがなかったと思いますので、簡単に言ってください。

○保健福祉課長

なぜ保健福祉センターに入れたかということでございますけれどもまずCO₂の削減それから経費の削減、これが一番の目的でございます、あとぬくもりの里なんですけれども13年を迎えているということで、ちょっとボイラーの方も老朽化してきているという中でボイラーが例えばちょっと具合が悪くなってもエコキュートで大分カバーができるというような中での導入に踏み切ったものでございます。

○岩田（8番）

それで分かりましたんですけれども、これがですね実際に工事としますとさきほど成瀬議員もですね素人ながらこれが1,500万円の機械がするのかと、それは1つの要するに専門家がというか正しければ良いわけなんですけれども、その及ぶ工事にも拘わらずですね6月議会、私、民生費のこれは社会福祉教育委員会の担当だと思っておりますけれども、そのこのところ見てもですね予算が上程されてもいなく、それからですね社会福祉教育委員会の方でですね審議されたという話もなく、専決処分でもなく、まちづくりにこのことですね何か7月末にですね120万円を流用という言葉が使われて、ちょっとそれも分からないんですけれどもして、今回の補正予算の所に8箇月分のリース料101万円がですね民生費保健センター管理費の所で19ページに計上されていますね。その間にですね8月9日に臨時議会もあったのにね、なぜ議案化して議会で審議しなかったのか、この理由についてお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

8月の9日の臨時議会につきましては開発公社の関係の部分に特化して開いていたというような観点から出してございません。なお今回の流用につきましては入札終了後、価格が決まった時点でリース料を予測をいたしまして流用をしたものでございまして、今回の補正予算にお願いをしましてその流用分を戻すという形を取らせていただいたところでございます。以上です。

○岩田（8番）

説明を伺うと字面では納得できるんですけれども、実際にですね議会の審議を経ないまま工事が進行し8月31日がですね完了の予定日にこれなってますので、それに既にしてる筈の工事を予算化してこれで議決するというところに私ちょっと納得いきませんが、これはですね議会が何のためにあるのか？今回の件について町民から議会のチェック機能についてですね「議会が特別委員会を設けたのとか現場

行ったのか」とかいう町民の厳しい言葉もありましてですね私もですね、非常にですね自分自身も自戒の念を込めましてここで質問させていただいてるわけですが、これについてはですね根橋議員がですね更に詳しく質問する予定ですので、この項は終わります。

既にですね成瀬議員の質問にもございましたように、7月13日の入札通知日から7月29日の入札日、更に指名入札書にも明記されているですね工事完了日8月31日までですね極端に短いわけですよ、それはなぜでしょうか、それが1点と。それより前にですね保健福祉課内で当然起案書というものが担当課へ出ていますが、その提出日、それが提出日と課内の稟議を経て入札委員会に掛けられた期日、のこの2点をちょっと伺いたいと思います。

○まちづくり政策課長

入札通知日が7月13日で入札日が7月29日ということですが、これは通常の入札、一般競争入札及び指名競争入札も含めて通常の期間というように私の方では思っております。以上です。

○岩田（8番）

起案書はどうですか。

○保健福祉課長

起案書、今ちょっと手元に持っておりませんので至急調べてあとで回答させていただきます。

○岩田（8番）

そうしますとですね、その大事な日をですね今保健課長が覚えていないということも不思議なんですけれども、どうもですね新入社員の教育じゃないんですけれども、俗に言う「ほうれんそう」ですね、報告・連絡・相談っていうことがですね何かキチッとできていないように、役場組織の上意下達と言いますか上下の意思の疎通ができていないように私は思われてなりません。それでですね『たつの新聞』9月4日付にもございましたように、8月9日に地元4業者からクレームがついた時にですねその担当の最高責任者は副町長であると思いますけれども、なぜ中断の指示をしなかったのか？また町長に連絡を取ればねこういう筈はないと思うんですけれども、町長の裁断を仰いだのか、この8月9日という時点でどうだったんですかね、そのへんのところは。

○副町長

さきほども8月9日の件については若干触れましたけれども、とりあえず8月9日については電設組合の方と懇談を持ちました。その中で手続の問題についての不備についてはお詫びしました。その他、組合としての要望事項もございました。その中で今後引き続き懇談の機会により良い入札制度をとということの中で、懇談を引き続き行っていこうということで了解したというふうに私自身では理解しました。ただこの認識が自分としては甘かったと。認識が甘かったということは私も責任感じますし、反省するところであります。

○岩田（8番）

そうすると町長は知らなかったということですね。よろしいですね、それで。その時点では。

○副町長

はい。

○岩田（8番）

4業者にその説明するだけじゃなくて発注者側とね、論理としてですね、倫理としてですね当然行政というのは1つにはコンプライアンス、これは法令遵守ですよ。それからアカウンタビリティ、これは説明責任ですよ。そういうものが果たされていないようなものについてね、すぐにストップを掛けるのが常識だと思うんですけども、このへんのところがですね私は非常に甘かったと言うか基本的なことができてないかとそういうふうを感じているわけです。それでですね更にですね、9月2日に全協でその説明があったわけですけども、新聞記事によりますと9月1日にですね工事をストップさせたということを副町長が言っておられますけれどそれは9月1日のいつの時点で誰に指示をしたのか。

○副町長

9月の1日の時点でこちらの方でストップを掛けました。っていうのは電設組合の方が不信感を抱いているということの中で、その解決をなされない上で工事を進めることはまずいんじゃない、ということの判断の中で私の方の判断で工事をストップさせました。

○岩田（8番）

副町長がその現場へ行って指示をしたわけですか。

○副町長

担当課の方で、電話でしました。

○岩田（８番）

それは電話でも良いんですけども、この事案の説明が行われました９月２日の全員協議会のあとですね、私と同僚の矢ヶ崎議員と午後３時にですね保健福祉センターの現地を視察しております。ところがですね、工事は堂々と続行中であり、しかもですね多数の高齢者がサービスを受け、共同作業所もある福祉ゾーンにも拘わらず、工事の看板や「危険・注意」のですねそういう表示の掲示もなく、しかもですね専任の工事者も見当たりませんでしたし、作業員はヘルメットも着用していない技術者というか職人たちがですね４、５人作業をしている様子はですね、普通の建設現場とは非常に、私はその建設現場は見慣れていますが安全第一を旨とするですね建設設備工事としてはちょっと異様な風景であったんですけども、一体ですね工事会社のこういうことの管理指示というものはどうなってるわけですか。

○保健福祉課長

副町長の指示によりまして、こちら担当のものから携帯ですぐ中止を求めたものでございます。業者の方の工事に対するものに対してこちらの方で特に見にも行かずですね、任せていたということでございます。

○岩田（８番）

キチツとしたね、建設設備業者ならですね、こんなずさんなことはしないかなと思ひまして私はですねこの日本テスの多分社長と思われまますけども、直接電話して聞きました。建設設備のですね資格は持っておられる。これは多分そちらの方で案内が出ていると思ひますけれども、私は確認はしてませんけど本人はそう言っていました。ところがですねこれは１,０００万円以上の工事というのはですね公共工事標準請負約款によればですね、常駐の専任管理者が必要であり第１０条の第２項においてはね必ず現場に常駐ということになっているわけですよ。で当然ですね毎日のですね工事の進捗状況の報告や作業日報ですね、当然工事工程表があるわけですから、そういうものについてもですね保健福祉課の方でねキチツと確認していたかどうか。で当然その専任管理者がいる筈ですから施工管理の資格を持った、そのへんのとこの確認はどうなんですか。

○副町長

今回の件ですけれども、最初は工事の競争入札ですけれども今回の関係についてはリース契約に現在では辰野町とリース会社との関係の中でリース契約をしていますので、工事に関してはリース会社はその機種については所有権がございますのでその関係についてはリース会社と工事関係の関係になるというふうに理解しています。

○岩田（８番）

それは良いんですけれども、リース会社のものだと言っても工事を要するにするのはですね町ですから、町の発注者側も管理責任とその工事についてですね、そのリース会社についてですねそういうものを提出させる義務があると思いますけれども。そうしなければ安全じゃないじゃないですか。老人ばかりいる所で。要するに1,500万の建設設備工事なんですよこれは。それで管理状況っていうのは保健課の方で毎日見ているわけですか、ちゃんと。

○保健福祉課長

毎日行っておりませんが、担当の方で定期的に行っていたように思います。

○岩田（８番）

専任の工事管理者の名前は？

○保健福祉課長

ちょっと担当に確認をさせます。

○岩田（８番）

確認してみてください。

○保健福祉課長

それとさきほどのですね、起案の日でございますけれども今手元に届きましたので、お知らせいたします。22年の7月1日でございます。

○岩田（８番）

それではですね3番目の質問にまいりますけれども、地元4者が入札を辞退したいきさつについてはですね成瀬議員が質問したとおりでございますけれども、この7月12日付の見積指示書がここにあるわけですけれども、その中のですね1番から11番まであるわけですけれども業務用エコキュートの使用機種は書いてありますけれども、11番目にですねさきほど問題になったですねその他という所にですね、設備の納入期日は1番、「設備の納入期日は平成22年8月末とする」としっかり書い

てあります。2番目に「質問は原則としてお受けできません」で、さきほどですねまちづくりの課長の方から答弁があったわけなんですけれども、納入期日は8月の末じゃなくてリースだからそれは工期が延びても良いという、そういうちょっと答弁は納得できないんですけれども、もう一回説明していただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

さきほどの成瀬議員に対する質問ですが、契約日やの問題で10日過ぎてるからいけないんじゃないかということですので、今回の日本テスと町との工事契約は存在はしないわけです。あくまでもリース会社との契約でございますので、工事契約のその部分はないわけですから、違反ということではないというお答えをしたところです。

○岩田（8番）

ただしできた製品について完成期日は、それじゃいく日の契約になっているわけですか。

○まちづくり政策課長

工事の完成期間はリース会社とはリースでございますのでございません。

○岩田（8番）

町がリース会社から引き渡される製品の期日は？

.....

○岩田（8番）

ちょっとですね、そのへんの説明納得いかないんですけれども、時間がないので進みますけれどもいずれにしてもですね、非常に不明瞭だなあとと思います。4番目の質問に移りますけれども、今回ですね指定機器である密閉式ヒートポンプですね、これ私はね世界でO n l y - O n eあるいはですね日本で唯一つの物でそれが非常に優れているものならば、さきほど成瀬議員に対して答弁されたようにですね特命・随意契約にしても良いと思うんですよ。それにはですねやはりですね第3者の専門家が入った公平な機種選定委員会というものが機能しなければいけないと思うんですね。素人のね人たちが集まってもこれは分からないんですよね。で今回は本当は設備設計業者にですね、キチッと積算させてやれば良かったんですけれども、多分私の考えではその費用を惜しんだのかなと思って返って高い物を買ったかなとこんな感じなんです。その密閉式ヒートポンプについて私が調べたところに

よりもすと①番のですね、今回採用した（株）日本サーモエナー、資本金は4億9,000万円余です。これのGEC-20型というものでございます。貯湯タンクはですね6,000リッターの形のTS-Q-60-D型ですけれども、同等品がないかということで調べましたらですね昭和鉄工（株）、資本金16億円余、SMHP-40B、貯湯タンクはEWTH-61Mという殆ど同能力のものがあります、同等以上のものが。それからですねもう一つ、日立アプライアンスという資本金200億、これは有名な日立でございますけれどもRHK-1503XJSという同等品があることが分かりました。私はこれはメーカーに問い合わせ聞きましたけれども保健福祉課ではこれを比較検討したのかどうか。

○保健福祉課長

今議員の申されたとおり、大手3社について比較検討をさせていただきました。それで今回主に3つの点においては、日本サーモエナーのものが適切という判断をしたものでございます。1つは設置面積が非常に小さくて済むということです。約8㎡でございますけれども、他社のは約19㎡っていうことで約倍以上というようなことで現在の所には馴染まないという判断をいたしました。また既設ボイラーに接続するハイブリット方式の制御ということでシステムもプログラム化され自動運転をするということで、他社のものにつきましては蓄熱、追い炊き、切り替え方式っていうようなことでより効率的に日本サーモエナーのものが良いんではないかということでございます。それと県内の福祉施設はじめとして190件以上の納入実績があるということでございましたのでそのへんも含めた中、比較検討した中で日本サーモエナーのものが当町の保健福祉センターに一番適切であるという判断をいたしました。

○岩田（8番）

さきほどですねまちづくりの課長の方に言われてた入札委員会はそういう方の審査はしないということですので、それを決定したのは保健福祉課のどういう形で決定したわけですか。

○保健福祉課長

保健福祉課の方、担当また私、また副町長等交えた中でこの機種を設定をいたしました。

○岩田（8番）

そうするとですね、全然そういうことですね知識のない人たちがですね言わばですね業者の、売り込み業者の受け売りのような形でですね決定したかなという私は気がしているんです。5番目に移りますけれどもその応札の3者ですね、入札に応札した3者はですね私が調べたところによると日本サーモエナーの長野営業所、それからそのメーカーの施工代理店たる今回の日本テス、それからそのメーカーの販売たるオーケーエンジニアリングですかであり、結局ですねメーカーとその責任施工代理店とそのメーカーの販売店というね、4者を除けばですねその要するに3者という、さきほど相撲の話も出ましたが、相撲で言えば同じ部屋のもの同士のね、要するに、が土俵に乗っているという形でですね非常に公平な形のものと思われるような状態になっているわけですよ。これについてどうですか？不思議に思わなかったわけですか？

○保健福祉課長

私どもは日本サーモエナーの機種、これの納入実績があつたり導入可能の業者を選んだところでございます。

○岩田（8番）

納入実績については私があとで調査したことを触れますけれども、本来ですねそうすると入札ではですね機器製造メーカーたる、この場合で言えば日本サーモエナーがですね普通が一番有利になる筈なんですけれども、そうでない場合はですね私も多少そういうことの建設関係は知ってますけれども、施工代理店と話ができています。悪い言葉ですけども業界用語で言うといわゆる「出来レース」と考えてしかも今回の同額落札、という考えるのがねこれが普通の解釈なんですよね。あり得るとかそういうことでなくてあり得るわけですよ、それは。その業者の見積やってるからその業者だけが分かると。こういうことはですね要するに「同額落札」した時にはですねキチツとした自治体はですね、そういうですね話し合いがあつたか、談合があつたかとかね、そういうことすらねこの場合は疑うわけですよ。そうでないとしてもですねそういう形のものへの危機管理意識というものがなければですね、もっと違うライバル会社を入れるとか、メーカーならメーカー同士の戦い、施工代理店なら施工代理店同士の戦い、これならねフィフティ・フィフティで分かるわけですよ。もう別の流通過程で別のメーカー、工事屋、販売店この3者の入札じゃあ、本当はですね正規の入札とはなかなかないっていう認識なんですけれどもこの

へんについてですね保健福祉課の方でキチッと認識していたかどうかね。それちょっと伺います。

○保健福祉課長

私ども方は単純に日本サーモエナーの機種納入ができる可能性のある業者、ということでこの3者を選んだものでございます。

○岩田（8番）

ここにですね入札の時の数字も入ってますけれども、質問も受け付けないわりにしてはその1,500っていうその落とした所は良いですよ。まあきれいな数字が並んでいるなあというふうに私は考えます。作った数字かなど。でこういうことがですね本来ですね私は保健福祉課の要するに業務には馴染まないんじゃないかと、沢山そういうことを場数を踏んでいる建設水道課にそういう工事の管理そのへんを任せておけばですね、こういう自体にならなかったんじゃないかと思えますけれどもその点、副町長どうですか。

○副町長

今のご指摘でありますけれども、保健福祉課ということの中では工事、保育園であるとかいろいろな建設、介護予防とかそういったのでは設計は見ているというふうに思います。ただ今回のような特殊な事案については確かにご指摘のとおりこちらの職員のやはりチェックっていいですか、見る目がやはり専門的な目が必要であるということの中で今後そのことについては考える必要があるというふうに思います。考えてみます。

○岩田（8番）

それでは6番目に移りますけれども、私が伺ったところでは町と工事会社とリース会社3者の契約ということですが、さきほどまちづくりの課長に言わせるとリース会社と町だけの契約と。そうしますとですね工事補償という部分についてはどこが負うのか。実際にリース会社はですねリースに掛けるだけだから、リース契約のですね期間についても伺いたいと思います。

○保健福祉課長

工事補償につきましてはリース会社の方で掛けております。リース総合保険で対応できるということでございます。それからリースにつきましては5年リースでございます。以上でございます。

○岩田（8番）

それは分かりましたけれども、ヒートポンプを調べますとヒートポンプは5年間は大体みんな無事なんですよ。5年計画後からですね非常に故障が生じると。そのあとのメンテについても予測していたかどうか、どういうふうに考えてます？

○保健福祉課長

とりあえず5年リース、その後につきましては残存価格等見て再リースを組むか買い取りにするか、またメンテナンスにつきましても今後ちょっと課題っていう中でメンテナンスについても、今後考えていかなきゃいけないなあということは現在思っております。

○岩田（8番）

それでですねランニング・コストですね、燃料費ということでしょうけども月あたりですねどの位ですねダウンするのか、その計算の基に発注、要するに今回ですね予算を組んだと思うんですけれどもどのくらい減るんでしょう。今、月の使用料と燃料の使用額との差をちょっと教えていただきたいと思います。

○保健福祉課長

こちらの方に私の方で申し上げたいと思います。灯油の削減額でございますけれども、年間295万9,993円という数字で試算がされております。月々に直しますと約24、25万っていうことで計算の方、試算の方は出ております。

○岩田（8番）

それを導入するとどのくらい下がるかっというのを聞いているんですけれども。

○保健福祉課長

灯油の削減、またエコキュートに伴う電力量、この日本サーモエナー社の場合には夜間の深夜電力とそれで足りない分については昼間の電力を使って、更にそれが足りない場合には灯油を使うという中で差引をした中でリース料を引きますと、年間約50万の経費削減がなるということで試算をしております。

○岩田（8番）

そうするとまあ月約4万、機械を入れてもなるということでしょうけどもちょっと時間がないので最後の方の質問になりますけれども、他市町村のですね導入実績が190箇所にも及ぶということを言っているけれども、その自治体をどのくらい、何箇所調査したのか。

○保健福祉課長

私どものところでは3箇所とりあえず調査をいたしました。

○岩田（8番）

調査した所がダブるかどうかは別ですけれども、例えばですね私が調査した豊丘村ですね、これはですね最初やはり日本サーモエナーの営業を受けましてしたけれども担当者がですね、調査して3者の見積りにして入札したと。でサーモエナーではなかったという話があります。それからですね旧長谷村の仙流荘ですね、これではですね今回の機種を導入したもののコストダウンせずして困惑していると。ただ詳しい内容はですねなかなか教えていただけないので、ちょっとそのへんのところが問題なんですけれども、一応ですねそういうことをですねキチッと精査した上でですね導入を決めて欲しかったなあと思っているわけです。決して良い評判だけではないわけですね。どうもですねその導入機器がね特許だという説明で言っているわけですけれども、ほかのメーカーに聞くとですねそのつなぎの所の特許なんて関係ないよと言うんですけれども、今回の工事はですねうんと特許を私に最初説明する時に言って、特許だからもうこれは関係ないということを保健課でお聞きしたんですけれどもどういう特許、システム特許なのか私も特許は3件ほど出したことがありますので、ちょっとそのへんのところ伺っときたいと思います。

○保健福祉課長

それでは特許について申し上げます。システム特許が3つでございます。まず1つ目でございますけれども、施設が温水を使用する時にはタンクより従来のボイラーが沸かず温度でボイラーの給水回路に供給をいたします。ボイラーは水でなく炊き上がりの温度の水が入ってくるためボイラーが着火しない。要するに温水温度を自動的に保持し人手がいらないということで特許番号2006-349201でございます。2つ目の特許といたしましては、夜間蓄熱した温水の温度が低下してきますとエコキュートが稼働して施設の要求に合わせて自動で追い炊きをします。昼間追い炊きするということでございますが、特許番号でございますが2006-349202でございます。3つ目でございますが仮にエコキュートが追い炊きをしても、供給量が足りない場合には従来のボイラーも自動的に着火し湯切れや温度低下にならないように動作する。特許番号で言いますと2006-170770っていうことで今回入れる機種にはこの特許のものが付いているということで認識をしております。

○岩田（８番）

またこれ特許は専門家に任せないとあれですけども、それで結局ですね10番目の質問に移りますけれども6,000リッターのタンク、40kwのヒートポンプの工事としてですねさきほど成瀬議員がそのスタイルを見て「これで1,500万円なの？」という素人的なこと言いましたけれども、私は実はこの有力2者から見積を同じ条件で取ったわけです。ざっくりばらんに言いますと、このヒートポンプとタンクとねこの機器の部分がいくらで、地元業者ができる、殆ど地元業者ができるって言うんですよね、ほかの2者はね。要するに指導の下にやってくれば地元のそういう工事業者のあれにもなると。ためにもなるということですけども、機器とですね、工事費とのですね内訳ですね1,500万の内、これを教えていただきたいと思えます。

.....

○岩田（８番）

答弁がなければ私ですら有力2者に見積依頼をしたところですね、機器が700～800万、工事費が250～280万、結局ですね正規のね競争入札と言いかたになるんですけども、総額で1,000万を少し切る数字が出ているんです。ですからですねこのへんのところを考えてもですね、今回の入札のね非常に何て言うのかな、どうしてこういう形になったか知らんけど、高いものを買わされそしてこういう問題が起きたと。もう時間があんまりありませんので最後のところへまとめへいきますけれども、これはですね今回の入札について言いますと、発注者たる町側に議会へのですね議案を提出する義務についてというかですね、説明についての重大な瑕疵。それからですね不透明なですね機種選定のプロセス。入札方法の根本的な不公正。工事契約の期間やさきほど申しました工事管理の方法の杜撰（ずさん）さ。どれをとってもですね町民の行政に対するね信頼性ということはですねもう非常に不信がもう極まっております。特にですね、もう言いたくもありませんけれども役場における最近の不祥事や行政ミスの多さに役場組織の統率・管理能力すら疑念を抱かれている状態であると。私は昨日あるですね工事も良く知っておられる町民のですね識者にあつたらですね「何でこんな基礎的なことですね、顧問弁護士に相談して大騒ぎするような形になるんだ」と。チェック機関たる議会・議員もですね「これじゃいけないよ」と喝破されました。でここはですね私どもですね自戒の念を込め

てきちっと議会としても調査しなければいけないと思いますけれども、さきほどの話に出ましたが原点に戻って、町側はですねさきほど町長も潔く非を認めているわけですが、専門家、例えば設備設計事務所とかですね法律の専門家を入れたですね機種選定委員会を設け、一からですねやり直すことが信頼回復への第一歩であると考えております。過去ですね、入札関係の公正を訴える質問を私は4回以上してきたのに、今回の事態はですね本当に誠に残念と言うしかありません。「透明性」「公平性」「機会均等」さきほど成瀬議員が言いましたけれども、これ私が作った入札3原則ですがここに戻ってですねきちっとですね改革していただきたい。これはね途中まで工事の途中までやったら「もうもったいない」とかそういう問題でなくてこれはもう2000年も前になりますけれども、論語の中にですね孔子は政の基本についてですね「信なくば立たず」。どっかの元の首相も言っておりましたけれども名言を残しております。最後にですね改革への決意を町長、副町長に伺ってですね質問を終わりたいと思います。

○副町長

今回の問題につきましては大変皆様にご心配を掛けているところであります。そういうことの中で入札の選定委員会としての改革の決意を述べよということでもありますけれども、1つとしまして公平、公正な透明性、競争性の確保について今後も徹底していく。2つ目として今回の質問の問題等あった場合は指名業者全体に周知する、徹底するというを確認したいと思います。3番目には入札前の不備があれば早期に入札延期等の必要な措置を取りたい。4番目に電気、エコ等の特殊な技術が必要とする案件については辰野町の入札等の審査委員会に諮りまた県、他市町村との状況を調査し専門家を入れるなどの良い方法を検討してまいりたいと思います。5番目に今後も地元業者の育成の基本的な考え方は守っていきたいと思います。6番目として、辰野町の入札等、審査委員会等、町の関係業者間での入札制度について意見交換を実施してより良い適切な入札制度の構築を図ってまいりたい。そういうふうに思います。以上です。

○岩田（8番）

質問を終わります。

○議長

ここでお諮りいたします。本日の会議はこれにて延会といたしたいがこれにご異議がありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦労さまでした。

9. 延会の時期

9月9日 午後 16時 31分 延会

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成22年9月9日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	矢ヶ崎 紀 男	2番	前 田 親 人
3番	三 堀 善 業	4番	中 谷 道 文
5番	中 村 守 夫	6番	永 原 良 子
7番	船 木 善 司	8番	岩 田 清
9番	根 橋 俊 夫	10番	成 瀬 恵津子
11番	宮 下 敏 夫	12番	宇 治 徳 庚
13番	山 岸 忠 幸	14番	篠 平 良 平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	林 龍 太 郎
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	小 野 眞 一
総務課長	小 沢 辰 一	まちづくり政策課長	松 尾 一 利
住民税務課長	松 井 夕 起 子	保健福祉課長	野 沢 秀 秋
産業振興課長	中 村 良 治	建設水道課長	増 沢 秀 行
水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	金 子 文 武
教育次長	林 一 昭	病院事務長	荻 原 憲 夫
福寿苑事務長	宮 原 正 尚	消防署長	赤 羽 守
両小野国保診療所		社会福祉協議会	
事務長	向 山 光	事務局長	林 康 彦

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	赤 羽 裕 治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第3番	三 堀 善 業
議席 第4番	中 谷 道 文

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さん早朝から大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので、第6回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。8日に引き続き一般質問を許可してまいります。ここで昨日の岩田議員の一般質問について答弁したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○保健福祉課長

それでは先日の岩田議員からの質問の答弁をさせていただきたいと思っております。まずリース会社との契約におけるエコキュートの納期でございますけれども、工事会社とリース会社との契約の中で8月31日でございます。次にエコキュート工事における、工程表における期間、起工日と完成予定日でございますが8月12日から8月31日でございます。次にエコキュート工事の専任工事管理者名、及び工事管理資格の証明ということでございますが、専任工事管理者につきましては白倉賢二。白倉、賢い、数字の二でございます。それから工事管理者の資格でございますが中嶋豊氏でございます。資格でございますが電気工事施工管理士、2級電気管理技士、第1種電気工事士でございます。それから先日の質問にあたりまして、こちらの方で答弁漏れがあった件につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。2点ございます。まず今回の導入にあたっての実績ある市町村の現況把握ということでございますが、私どもの方では佐久、上松、松川の福祉施設に問い合わせした中で把握をしております。灯油の使用料につきましては40%から60%の削減が図られております。また灯油代から電気料とリース料を差し引いて年間約50万から100万くらいの削減効果が出ているということで聞いております。2点目でございますが今回導入した機種は適正なコストかということでございますが、機種が違うために一概には比較できませんが、今回選定した同機種につきましては設計価格や他施設と比べても適正な価格ということで考えております。以上でございます。

○議 長

進行いたします。質問順位8番、議席9番、根橋俊夫議員。

【質問順位 8 番、議席 9 番、根橋 俊夫 議員】

○根橋（9 番）

おはようございます。それでは通告をしてある 3 点について質問をしていきたいと思っております。昨日の、まず最初の保健福祉センターのエコキュートの入札関係ということで昨日の 2 議員の質問、それからそれに対する答弁を踏まえまして簡潔に質問をしていきたいと思っておりますので、事実関係のみを簡潔にご答弁をいただきたいというふうに思います。単刀直入にお伺いをしてまいります。まず時系列の順序にしたがいましてお伺いをいたしますけれども、通常給湯設備に不具合があればまず施設を使用している J A さんが、この方から町に対して修理の依頼、あるいは燃費を改善して欲しいというような依頼があったかと思っておりますけれども、それはいつありましたか。また今回の事業について国から補助金があったようですけれども、金額はいくらで誰にこれは交付されるのか。それからリース会社について入札により決定したということですが、今ちょっと答弁漏れでの答弁がありました再度いわゆる入札、リース会社の関係の入札年月日、落札業者、落札金額、契約年月日をお答えいただきたいと思っております。それからさきほどの答弁でもう一回再確認ですが、日本テスが設備工事に着手したのが 8 月 12 日で竣工予定というのが 8 月 31 日というふうに理解してよろしいか。以上まずお答えいただきたいと思っております。

○保健福祉課長

保健福祉センターの J A の関係でございますけれども、昨年 3 月まで町の保健福祉課がこちらの方であった関係もありまして、管理の方についても私どもの方でやっていた中でまあ 13 年を経過している中で、そろそろ老朽化してきているのだというような認識をしておりました。また施設長さんからは特に今のところ問題なく使われているというようなことで、特に話はございませんでした。次に 2 点目の国の補助金のご事情でございますが、先着順ということでリース契約時 8 月 12 日に申請をしております。金額はあの容量のものでございますと 80 万円、ということでございます。であの施設につきましてはリース会社所有でございますので、補助金が認められればリース会社に補助金が入ることになりまして、リース額が減額となるということで現在進んでおります。リースの入札の関係でございますがリースの入札につきましては 8 月 11 日に行われております。契約日が 8 月 12 日、月額 14 万 4,900 円ということで 5 年リースでございます。以上でございます。

○議 長

もう一回言ってください。漏れている部分。

○根橋（9番）

答弁漏れ、落札業者名。

○保健福祉課長

失礼いたしました。落札業者名N T Tファイナンス株式会社でございます。

○根橋（9番）

更に、答弁漏れ。日本テスが設備工事に着工した年月日及び竣工予定年月日はさきほどの8月12日着工、8月31日竣工でよろしいですか。

○保健福祉課長

はい。リース会社と工事業者の契約の中ではそのようになっているということでございます。

○根橋（9番）

そうしますとですね、今回の入札に落札をいたしました日本テスと町との間には請負契約は存在しないということでありました。で今のお話日本テスはそうしますとN T Tファイナンスと契約をしたということですが、それは役場は日本テスとN T Tファイナンスの契約はいつ契約したか知っていたら言ってください。また今回の事業の予算について予算措置をしたのは昨日の答弁で8月になってからということですが、この間、議会に対しては専決処分の承認を求める議案は上程をされておられません。7月1日で起案をしているわけですが、予算の裏付けのない事業を起案したことになりますけれども、このようなことは辰野町で許されているんですか。過去にもこのようなことがありましたか？ご答弁ください。

○保健福祉課長

日本テスとN T Tファイナンスの契約の状況につきましては私どもの方では存じておりません。それから予算措置でございますけれども、私どもの本来ですと補正予算を組んだ中で進めるものだったわけでございますけれども、国の補助金が先着順というようなことで予算措置をしている時間がなくて既存の予算科目の中から流用し対応しております。今回の補正予算の方へ盛らせていただいて可決後、元へ戻すというような処置を取りたいと思います。以上でございます。

○まちづくり政策課長

予算のない事業ということでございますが、原則的にはそれはないものというように思っております。

○根橋（9番）

これはですね非常に異例、全く異例なことだと思うんですね。時間がなかったとか何とかっていうそのために専決処分という制度があり、後日議会にこれを求めてきているのが全てでありました。私は約11年数ヶ月議員をやらせていただいておりますけれども、建物をこのような1,500万規模のものを流用というような手段でやり、しかもこの間何の議会に対しても報告がないということは一切記憶がございません。このような手続きについて町長はどのように考えてますか。

○町長

この件につきまして辰野町としては確かにあまり例のないことかもしれませんが法的な中では款、項、目の中で目の流用は許されてるとこのように私は認識いたしております。詳しくは副町長の方からもし分かれば答えていただきます。

○副町長

なし

○根橋（9番）

答えになっておりませんが、このようなことは過去にはあったんですか？

○副町長

ちょっと詳しいあれは持っておりませんが、今までの中では財務規則の中ではそういった件については目の中での流用は可能っていうふうに、中ではあったと思います。

○根橋（9番）

そんな一般論を聞いているんじゃないかと、このような1,500万規模の建物ですね修繕というような大きな工事についてあったのかって聞いているんです。多分なかったと思うんですよ。それで課長に率直にお伺いしますけれども、今回の事業は理事者からのトップダウンによって日本サーモエナースへの設備を導入するようになっていう指示があったのではないですか？

○保健福祉課長

そのようなことはありません。

○根橋（9番）

非常にこれからまた述べますが非常に不自然であります。今回の事件は入札手続において職員の事務的なミスは確かにありました。そのこと自体はあってはならないことではありますけれども、私は問題の本質がそこにあるとは全く考えておりません。そもそも論ですけれども、今回の入札はリース価格を決めるためのものであります。リースというのは他人の物を借りて、リース料という使用料を支払うものであり、今回は月額14万8,365円を5年60箇月にわたって支払うということになっております。したがって入札に付した設備一切について町のものではなくリース会社のものだという説明であります。すると町はリース会社が設置する設備の工事に関して入札を実施したことになりますけれども、なぜ町はこのような入札をしなければならないのかご説明をしてください。

○まちづくり政策課長

リース価格を決定するための工事の入札でございました。

○根橋（9番）

いやそんなことを聞いているんじゃないくて、なぜ町はリース会社のですね、やるべきことをなんで町が入札するのかってことです。しかも時系列から言うと今さきほどの説明では8月12日に初めてリース会社と契約しているんですよ。ところが入札は7月29日なんですよ。その時点ではいったい町はこの事務、行政事務というものをなんの根拠に基づいて入札をしたんですか？町長名で入札通知書を出しているんですよけれども。説明してください。

○まちづくり政策課長

さきほども申しあげましたようにリース価格を決定するための基の工事価格を決定して、それを提示した上でリース会社からの見積を取る、いう前提でやったものでございます。

○根橋（9番）

いや、私の言っていることが理解していただけないようですけれども、リース会社は町にリース料で物を貸しているんですよ。これリース会社の物なんですよ。ですからそれはリース会社が自分で入札をしてですね決定をしてできるだけ安い価格で町とリース料を交渉すれば良いことであって、町がそこにする事務じゃ全くないでしょう。だから、そのことについて説明できないじゃないですか。どうしてこ

んなことしたんですか。

○副町長

今回の件についてはさきほどから何度も申しておりますけれどもリース価格の基の数字を決定するためということでありましてけれども、ただ今後の根底には工事を可能ならば地元の業者が入れる、事業に参加できるという判断の中でそういった形を地元業者も入れた中で入札を行ったということで、大意はございません。

○根橋（9番）

全然答えになっていないので、ちょっと私としてはこれで、これ以上質問続けることができないんですけれども、1度この分については留保いたしまして次にちょっと進めたいと思います。

入札の経過も整理してみますとですね、一番の問題というのはミスに気が付いたあとの実は対応なんですね。ミスの連絡を会社全部にしなかったとか、現場説明も行わない、質問は拒否する、あるいはいってみれば入札を成功させるための努力は一切せず町内業者の実務的な指摘も殆ど聞き入れず、入札辞退という異例の事態になっても問題がないという認識。そして8月27日の『信毎』の紙報道までは何の対応もしないし我々も全く知りませんでした。私は思うに町職員の殆どは入札制度や行政実務には精通をしておりますして、予算もないのにですね1,500万もの投資を理事者に相談もしないで、事実上随意契約に取り組むなどということは日常あり得ないことだと思っているんですけれども、辰野町ではこのようなことが日常茶飯事なんですか？

○副町長

そのようなことはないというふうに思っています。

○根橋（9番）

さきほどの福祉課長の答弁ではね、これはトップからの指示はなかったってことは課長なり担当者が勝手にやったってことなんですよ。だからあり得ないことがあったんです。起きているんですよ。町長は昨日も職員のミスだというふうに言い切ってます。私は再三言うように「これはそんな問題じゃない」っていうふうにまず指摘をせざるに得ません。総括しますと今回の本質は一体何だったのか私の解釈ではこのエコキュートの導入について業者から相当のセールスがあり、国から補助金が貰えるという有利な事業ということから、まず理事者が導入を決定を

し担当者に事務を進めるように指示をしたと。しかし補助金を受けるにはリース会社を経由するということがどうしても必要だったので、また規則上随意契約はできないということを判断し、指名競争入札の形を取ることにしたと。一方地元業者に配慮する必要もあったので急遽指名に加えたが地元業者は極力落札できるような形にしてきたと。こうした一連の流れというのは建物関係の修繕など大きな事業については本来起債なり、一般財源で行うべき事業を予算措置もしないでリース料という形の実質借金の年賦払いという方法により行ったものであって非常に脱法的な手法であり根本的に無理があったんです。公用車をリースで手当することとは根本的に違っているんです。結論として今回の入札は予算の根拠がないこと。入札行為の根拠も全く不明であること。落札予定価格の決め方に疑義があること。町と業者との工事請負契約が存在しないこと。リース会社と町の契約関係に疑義があること。など入札行為全体が著しく公平公明性を欠き官製談合防止法、地方自治法、町の財務規則、入札心得などの諸規定に抵触する可能性が大きく、その有効性を認めることは極めて困難です。また建物修理、改善をリース事業として取り組むという全く新たなこうした手法についても疑義があります。よってこの事業については全て白紙に戻しやり直すべきと考えますけれども、町長の今後の対応についてのお考えをお聞きします。

○町 長

今のご指摘でありますますがさまざま、いろいろ言われたわけではありますが私どもとしては確かに昨日から申しているとおりの問題点は確かにあったと。そして行政としても早くこれは組織的に対処すべきであったというふうな申し訳を述べているわけではありますが、今日の根橋議員のそのいった質問に対して全体を認めないとか、脱法行為もあるんじゃないとか、理事者がトップダウンをしてこれを決めたんじゃないとかいうようなご指摘がありますが、そういったことに関しましてはそういう町長発言という形でお答えをするということで、法的な問題も私どもも調べてあります。法的な問題から全部申し上げてまいりますと、今回は今のような脱法行為ほか、入札を取り消して白紙からもう一度やり直す、そこまでの脱法行為はないとこのように解釈いたしております。顧問弁護士対応でももちろんそのように調べられております。以上です。

○根橋（9番）

そのような答弁で到底町民は納得しておりません。これについてはさきほど言いましたようにまずもう入札のそのものが説明、答弁不能という事態になっておりまして非常に今後大きな課題になっておりますので私自身も今後更にこれについては継続的に調査を行い必要な対応をしていくということを述べて、入札制度の改善について質問に移りたいと思います。昨日の答弁でも今後特に落札価格の決定、業者の選定など改善しなければならない課題があることが明確になっていますけれども、これについての取組みを一刻も早く進めることを要望し、このことについては入札制度の改善については終わりますが、重ねて申し上げますけれども、只今の答弁は答弁一部、そのなぜ役場が本来リース会社がやるべきことに対して入札をしたのかということについては説明、答弁漏れというか答弁してごさいませんのでそのことをまず議長にも確認したいと思いますが、いかがですか。

○議長

ここで答弁できますか。

○町長

その点につきまして私の今現在感想的にまず述べるわけではありますが、また担当課長ほか詳しく分かればお答え申し上げたいと思いますが、リース会社と一般消費者の一般例であります。に対してあくまで消費者はリース会社と価格設定あるいはまたリース料の決定をするだけ。買おうと思ったもののメーカーに対して消費者が交渉するのがおかしいという話だと多分思います。しかし一般通例では一般消費者は買うものを選定し、価格も交渉し、その価格によってリース会社がいくらになるかという交渉をまた消費者とすることはあり得ると私は思っておりますが、担当課長の方でそういうことが分かれば、お答えをしたいと思います。だから消費者はリース会社から最終決定をするわけですからそこへお支払いを月々していくわけですからそこだけと交渉でしかできないんでなくて、メーカーともできるということも十分にあり得ると、このように思っています。

○議長

それではですね、のち程、のち程と言いますか一般質問終わったあとでも結構ですので、答弁できるように明確な答弁できるようにしてください。いいですね。

○根橋（9番）

それでは続きまして職員不祥事に対する対応について質問をしたいと思います。昨日もありましたがこの間、不祥事が続いておりまして開発公社のこの2、3年見てもみますと開発公社職員の横領、固定資産税の課税ミス、カラ封筒の発送事件、教育委員会事務職員の横領だとか、今回の入札の不手際等々であり町民からは「いたい役場はいったいどうなっているのか」という声があがっております。町長はこうした事態を招いている根本原因はどこにあって、その責任は誰にあると考えていますか。また過日の横領事件を巡っての処分について給与10%の減給は町長は2箇月、教育次長は3箇月となっているんですがなぜ次長の処分が町長より重いのかもご説明ください。

○町長

それでは次の質問にお答えをしていきたいと思います。職員不祥事事件に関する問題ということで、不祥事に対する問題であり特に開発公社などの問題が続いたことがあるとこういうことでもあります。このことにつきまして一切ないのが当たり前で、我々もそのように指導していかなきゃならないということでもあります。ご存知のとおり辰野町でも出てしまったし、そしてまたこの次長の方が3箇月ということですか？ほか2箇月とかいうふうな形の中の処分のことだと思いますが、これは懲罰委員会の中で決定したものであります。我々が会議をして決めたものではありませんが、ただ今回の場合、こういった職員の先日申しあげました正に法に触れる不祥事件でありました。よそにも例えば中信の方にもありましたし、この上伊那にもありました。そういう中で辰野町はこの懲罰の処分についてそちらのいろんな慣例、あるいはまた先例よりも少し強めの処分をしたつもりでいるということでもあります。私どももそういう希望だけは言っておきました。そういう中での懲罰の中ではありますが、その比較対比につきましては懲罰委員会の方で決定をされたことでもあります。根本原因につきましてということでもありますけれども、非常に苦しい中でいろんな業務、人を少なく進めております。いずれにしましても監督不行届であることだけは事実でありますのでこれは深くお詫びを申しあげ、再度またこういったことが起こらないような対策も併せて進めてくべきであるということでも覚悟して掛かっているところであります。そういう流れであったということでもあります。懲罰委員会のことを答えていただく。

○総務課長

私の方から懲戒処分審査委員会の内容を報告を申し上げます。この職員の公金の不正費消につきましては近隣の最近の例等も比較をする中で具体的には松本市、伊那市の例に照らし合わせてここで判断をしたところであります。そこによりまして次長の処分が決まり、そして理事者の処分もそれに見合う形の中でこのような結果になったものでございまして、伊那市さんの例につきましてもよその県と比べると一般よりも少し厳しい処分をしてあるかなという声はありましたけれども、上伊那の近隣の例に添ったということございましてご理解をいただきたいと思っております。

○根橋（9番）

組織の始末っていうのはそのトップに全ての責任がありまして、部下はその責任の度合いに応じての処分が世間の常識であります。ましてや自治体の長であれば率先して責任を取り、町民に対して謝罪をし再発防止に向けての具体策を明らかにするのが責務であると考えます。以前からこういった起きる度に一番その問題を起こした職員、確かに問題なんですけれども、それが一番問題でその直属の上司なり町長は管理監督責任だけであるというようなニュアンスの処分と言いますか答弁をしているわけなんですけれども、私は今のその考えで町民の皆さんが到底納得するというふうには思っておりません。実は私の方も投書もいただいたりしておりますけれども、これはまた世間の常識からいってもいろんな今あちこちで会社もいろいろ問題が起きてテレビでしょっちゅう頭下げてますけれども、一番責任を取っているのはまずトップなんです。組織っていうのはトップの姿勢で全て決まるんです、これは。ですからその教育次長よりも町長の方の処分が軽いなんていうこと自体がですね、根本原因なんです。だからトップの意識改革、職員の意識改革じゃないですよ。町長自身の意識改革が最大の課題だと思いますがどうですか？

○町長

このいちいちごもっともな部分もあるわけなんですけれども、具体的に進めていく中で処分に関しましては辰野町の規定によりまして只今申し上げました、懲罰委員会の決定によることであると、それに対しましてはさきほどくどい話でありますけれども、近隣の例以上の強い処分にしたいということだけは私は申し入れ、なおまた法的な見解を持つ弁護士などにも相談した上での決定であったと、こういうふうに思っております。なおまた町長責任でありますので町長としてこういうことの再発

しないようにいろんな方策は取ってる最中でありますので、そのへんはお分かりをいただきたいと、以上であります。

○根橋（９番）

確かにここにね、あるんですねその懲罰の要領、要領っていいですか町の指針ですか？これは職員なんですよね。職員に対する懲罰なんで町長じゃないですよこれは、町長は政治家なんですからそんな懲罰委員会があるとか弁護士に相談するなんてことはいったいどういうことか、私には全く理解ができませんね。理事者としての自覚、責任を放棄した言葉ですよそれは。そんなことは町民は到底納得しておりません。で問題は再発防止であります。自治体の危機管理に造詣が深い植村昭文さんという方はこの自治体の『危機管理マニュアル』って本の中で「一般に悪い情報は表に現れにくく上司は悪い情報は喜ばない。中間管理職は保身意識や不祥事の発覚を恐れるため悪い情報は上司に伝えず、上司も部下の行動をチェックできていない場合がある。トップも自らの組織の不祥事が現実化することを望まないため、あえて公表はすることはしない。このように組織全体が上から下まで法令違反行為や問題行為を見て、見ぬふりをする風潮のある組織においては違法行為が悪しき慣行として黙認されたり、前例踏襲的に繰り返される場合が多い。また首長が多選の自治体ではトップの回りはトップの言うことを聞く、イエスマンで固められていることが多くトップに組織の問題点を鋭く指摘する参謀役の幹部が少ない。このような組織においては組織の文化を変えるという決意の下に思い切ったマネジメント改革が行われな限り組織の問題点が蓄積され、不祥事となって突然に表れる可能性が大きい」と指摘をしております。この指摘が正に辰野町の現状を言い当てていると思うのは私だけではないと思います。さて民間企業においては組織の危機管理への対応として内部統制システムの構築が課題となっております。法令遵守、情報管理、リスク管理、効率性の確保、監査環境の整備などが多岐にわたっておりますけれども、不祥事の対応は極めて重要な柱の一つです。なぜなら自治体はとりわけ住民の信頼の上に成り立っている組織体であり、法令遵守違反は厳しい世論の批判の対象となるからです。法令遵守違反については組織構成員としての法令遵守違反と飲酒運転、交通事故などの組織とは直接関係のない法令遵守違反とに分けられますが今回組織構成員としての法令遵守義務違反への対応について質問いたします。具体的に質問しますが、この間の不祥事が発生するために町長は当該職員の意識が問

題との立場から、さきほど言いましたように本人と上司の監督責任を重く考え処分を行ってきました。それでこれではさきほどの指摘のとおりこれだけではダメで、今のトップの意識改革という強いメッセージ、これが必要だと言われてるわけです。そのために内部統制システムという今、各企業ではそういう取組みを進めているわけですが、具体的には内部通報者の保護など内部通報システムのルール化、内部監査体制の構築、監査環境の整備などが具体的に取り組み最も更に、その中で最も重要な課題として理事者、幹部職員の意識改革が問われてきています。こうした内部統制システムの構築に急いで取り組んでいく必要があると考えますけれども、取り組んでいく意思はありませんか。

○町 長

今回のこの電設業の問題、以前からも今のご指摘の問題は今民間でも捉えられている問題でありまして、危機管理体制、今までは自然災害とかそういうことでありましたけれども、内部の人的危機というふうな問題で我々も捉えております。なお研究中であります。まだまだ決定の段階ではありませんけれどもこういったこと、簡単に言うと内部告発というような問題でありお互いに職員同士があるいは幹部同士が告発を、告発と言いますか告発と言うとチクリになってしまいますので、情報をしかるべく所へドンドンと通達していくと、こういう慣習を付けていくというふうな考え方でありますが、そのことをやって成功する所もありますけれども辰野町の規模ぐらいでそれやるために、ほかのもっと大事な点が薄れるだろうというふうな指摘も少しは出てきております。なおまたそういったことが現在ありますので、現在進めているものはまた副町長の方からお答え申し上げますが個人面談の方法を現在取ってますので、具体的に副町長からお話申し上げます。しかしこういった内部告発というような機構というふうな言い方はちょっと不適當かと思いますが、現象的に見ればそういうことでありますから、しかしチクリがいけない。また人のことを情報を人に話すことはいけないというような日本独特の昔の武士道みたいな精神に偏ってますと危険であつてもいけない。言わなきゃいけないこともしなう。報告事項もしなうということがあるわけでありまして。学校教育の子どもの中でもそういうことが起こってますし、大人の世界でもそうであります。しかし言わなきゃいけないことは言わなきゃいけないわけでありまして、やはりこの言いやすい環境を作っていくにはこの方法も良いだろうと思つて現在研究中であり

ます。副町長の方から現在その応用と言いますか、まずスタートやってきたところをお話を申し上げます。

○副町長

只今根橋議員の指摘でありますけど、この内部統制システムでありますけれども確かに大きな市では現在その統制システムが進められていることは分かっております。この中で当町としては大変小さな町でありますんで、その中でそのものをそのまま入れてくると大変職員のやはり人間関係意識しギクシャクしてしまう。あるいは職員が思いきった改革に向けての取組みの中ではなかなか萎縮してまう部分が出てくるかなということは、このことだけをこうしていくのかっていうと大変な部分があると思います。ただ今現在、辰野町で行っていることは人事評価制度の中で年3回の個人面談を実施しているところでもあります。当面は今やっていることの内容ですけれども、職場の環境あるいは日常の生活も含め個人の仕事に対する目標のこと、町民からの苦情の対応とか職場の人間関係とか幅広くその中で個人面談の中で実際に個々の中の話の中でどういうふうに対処していくかっていうことを、今その個人面談の中で取り組んでいます。そのほかは研修とかそういうのもありますけれども、毎年社会的な倫理観とか法令の遵守とかそういうことが基本であることについては新規採用職員、あるいは係長、管理職対象の研修会、長野県の市町村の職員研修会に積極的に資質向上のために積極的に派遣はしています。私のこれはこれからのことでもありますけれども、監督職はじめとしてこれを進めるには職員の意識がそこまでいってないとなかなか、強引にやるとなかなか難しい部分があるというふうに判断しています。今現在この不祥事の中で、不祥事の発生する原因、元々というもの、それから不祥事の発生に際しての対応の問題がございますので、現在私とすれば事前にやっぱり対応をどういう形で対応するかということのマニュアル作成は必要だろうというふうに私は感じておりますので、今後職員の意識改革も含めてその職員も意見も聞きながら更に検討をしていく、そういうふうに考えております。以上であります。

○根橋（9番）

いずれにいたしましても理事者の姿勢が最大の課題であります。この理事者の姿勢、本当に組織の責任者としての自覚、自らの厳しい処分に科してくということがない限り組織は発展しないし、いくらそんなそういうマニュアルを作ってみても有

効にはならないというふうに思います。それとこの関係では内部監査体制の充実ということで今度監査委員事務局が辰野は 0.5 ぐらいというふうに聞いてますけれども、箕輪では 1.0 の専従職員を配置しております。そういった点で内部監査体制の充実のために職員 1.0 の配置を検討すべきだと思いますがそれについてどうか、それについて伺います。

○町 長

今回のこの入札問題の始める前から、この監査体制ということで前回の職員不祥事の問題からの中で町の発想、また監査委員の皆さん方の考え方、相一致しましてこのことを進めてきたところでありまして、1.0 とか 0.5 とかいうことではありますが、急にまだ年度途中でもありますし更にまたお分かりのように辰野町は職員の数を相当減らしてきております。そういう中でありますのでまずは、それは 1.0 も 2.0 にもしたいところでありまして、大きな所は 3.0 ぐらいでやる所もあるかもしれませんが、まずは事務局を作ってそして例え 0.5 でもスタートして中身の方を濃くしていただくと。こういう考えでスタートを切っているところでありまして、以上であります。

○根橋（9 番）

いずれにいたしましても内部統制システムを充実させていかなければ、職員の研修だけでは到底対応できないということは自明でありまして、いわゆる人間の性善説、性悪説だけでなく性弱説と言われておりますけれども、人間やっぱり弱いものであるということで、それに対する対応を組織的に検討することを要望し、最後の辰野病院のことについて伺います。

ご案内のとおり辰野病院については21年度決算も非常に収支だけでも 1 億 2,500 万の赤字、累積は 8 億ということになっておりますが、あと病院開設まで 2 年という時期を迎えてこの 4 月 22 年度に入っても毎月 3,000 万円を超える赤字になってきているか現状かと思えます。このままではこの病院開設前に 2 年間の内に破綻してしまうのではないかという心配が町民の皆さんからも寄せられております。こうした現状の中でこの現状を打開していく具体的な改善対策は何なのか。向こう 2 年間の実際の収支計画、資金繰りについてはどうなっていくのか、またその結果町の一般会計からの負担はこの病院開設までの、具体的にはどのぐらいになるのか、この改革プランと大幅にズレてきているというふうに認識をしております。そういう点

で以上の点について明確にお答えをいただきたいと思います。

○町 長

細部に至っては病院の事務長からお答え申し上げます。辰野病院の移転新築に対しまして経営的な問題、資金的な問題ということではありますが、ほかの質問にもありましたしほかでも述べていますとおり、確かに現状では苦しい状態が続いております。辰野だけでなくて公立病院、主だった所は殆どが赤字ということでもあります。特殊なことをやって特に急性期を重んじて進んだところは比較的良いような方向にもあるようではありますが、亜急性期、慢性期、あるいはまた療養型などを導入した所は大変難しい状況にあるわけでありまして。これも何か悪いことしてるように見られるわけでありまして、ご存知のとおり原因は医師不足とそれと同時にまたその扱っている種目としているところの診療報酬のダウン、このことが大きく傷手になっております。したがっていまして日本の地方の公立病院の多くがしばらくはなくなっていく方向にあるだろうと私は見ております。しかし全部なくなってしまうかといえば国策としてそんな日本はあり得ないということで、ある一定減ったところでまたそれを助けてくれるような方策も当然取られるだろうと見てます。したがっていましてその国の今の方向、厚生労働の流れの中で乗って辞めたり休んだりしたら負けだということで辰野病院は住民の皆さんと話しをし、また選挙の時も話をしましたが死守してとにかくどうあれ頑張って最後まで残るんだと。残る過程においてはまだまだお医者さんも減るかもしれない。赤字も増えるかもしれない。行政の方で負担するかもしれない。あるいはそれが超えて病院の独自のまた借入をしなきゃいけない可能性も出てくる。しかし守っていこうと。しかしズーッと一生そのままでいくとは私は思いませんので、お医者さんも今大都会へ流れていますが、これはまた地方に戻ってくる時代もあるでしょうし、あるいはまたこんな診療報酬をこの推移をもっていけば殆ど辰野だけじゃなくて移転新築したとかそういうお金を掛けた所ばかりでなくて相当の所が閉鎖しなきゃいけないところに追い込まれますので、その時点で段々また元へ戻るだろうとこういうふうに見ております。したがって非常に大変苦しいところではありますが、現状は我慢した今いる先生方に頑張ってもらって一人でも多くのお医者さんにまた入っていただき、しかし推移でお医者さんも人間ですから逆に増やそうと思ったらもう少し減る時もあるかもしれません。この4、5年は乗り切らないとこの辰野におきましての病院がなくなる。一旦休んでし

まうと再度認可をされない。このように考えております。したがいましてこれから事務長の方からこんな方向の方向性を持った辰野町の病院の特質性というような形も少し簡単にお話申し上げて、今後の辰野病院の構築にあたっての計画とさせていただきたいとこんなように思っています。なおご存知のとおり地域医療再生計画の中でおそらく5、6億円ぐらいの今まで全く辰野病院の新築移転に対しては補助金が国からないわけでありますので、公立病院は全てありませんので、昔は僅か1割ぐらいあったようですがそれもなくなってしまった。しかしこの地域医療再生計画に乗った状態におきまして国から5、6億円というお金が取れるわけでありますからこれもまた、その点だけに関しては待ったかいはあったと、補助金が来たということと同等になりますのでそれも有効に使わせていただく中で立派な病院を造りまた立派な内容の持てる病院にしていきたいとこのように思っています。事務長から細部をお答えいたします。

○辰野病院事務長

病院の方向性につきましては町長答弁のとおりでありますけども、新病院の方向性もここで皆さんに提示しているわけでありますので、新病院できる前にしましても新病院の方向性に添って逐次進めていくつもりでおります。具体的には「亜急性期の病床を」というのを取り始めたんですが、そんな患者さんについては診療単価が上がっておりますので在宅までの復帰に医療提供を辰野病院でしていくというそういう方向性は持っていきたいと思っております。資金収支の見通しであります、議員指摘のとおり大変厳しい状況であります。医師確保と連動する部分が病院の診療収入、経営の場合は大変あるわけでありますがまずは医師の確保をしたいというのが本音でありますけども、22年度決算につきましてはなんとか一般会計の繰入金絡みもありますけども、一時借入金の回避はしたいと思っております。23年度は建設の予定をしておりますので、23年度の資金繰りにつきましては一時借入金もせざるを得ないという状況と今の認識はしております。一般会計からの繰入金であります。病院と財政との私どもがこういうお願いをしたい、しかし財政の方は大変厳しいという、今折衝している最中でありまして21年度は3億8,000万を入れていただきました。本年度の当初予算は3億5,500万円でありまして現状では、プラス6,000万を超える程度の病院としてはお願いをせざるを得ない状況かなという状況であります。以上ですが。

○根橋（9番）

時間がありませんので、これにて終了いたしますけれどもこの病院経営についても非常に大きな議論を必要とする事態に立ち入っているかと思えます。いろんな場面で議論をまた更に継続調査、継続していきたいことを表明して終わりたいと思います。

○町長

質問がもう終わりのようではありますが、答弁漏れを言う機会をちょっと失いましたのでお話申し上げておきます。さきほどのこういった不始末に対します処分の問題でありまして、なるほど根橋議員のおっしゃるとおりに職員は懲罰委員会であります。理事者、私どもの懲罰に関しましては近隣のさきほどもう松本と伊那と出ちゃいましたのでそれらの首長並びに副首長などの取った一つの懲罰、自分で選んだ懲罰より厳しくしたつもりです。以上であります。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席5番、中村守夫議員。

【質問順位9番、議席5番、中村 守夫 議員】

○中村（5番）

さきに通告いたしました件につきまして質問させていただきます。また大変申しわけございませんが、通告書の1番3番2番の順序にて質問させていただきたくよろしく願いいたします。

不登校のことについて質問いたします。8月初旬、文部科学省の学校基本調査速報で小中学生の不登校が発表されましたが、病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席した児童、生徒を不登校と言われるようですが、同省の調査速報による昨年度不登校、小中学生の生徒数の割合は1,000人当たり12.9人、これ長野県のことですが、全国で5番目に多かったそうです。全国で一番多かったのはさる県の14人だそうですが、長野県の例を取りますと小学生は一昨年から0.8人減の4.2人で5位。中学生は同じく2.6減の5位から7位となり人数でも一昨年より小学生が98人減、中学生が160人減となって割合も全国順位も一昨年より減少しております。長野県が全国で5番目に多かったとは昔の教育県としては驚きですが、一作年の小学生は全国最多だったそうですからなお一層の驚きでございます。質問いたします。辰野町での昨年の小中学校不登校の実態と一昨年よりの増減についてお答えください

い。

○教育長

不登校についてのご質問にお答えをしたいと思います。昨年も不登校についての質問がございましてお答えをした経過があるわけでありましたが、平成20年度21年度そして今年1学期までという数字がございしますので、お知らせをしたいと思います。20年度につきましては昨年もお知らせをしましたが、辰野町の場合小学生は数値がかなり多い状況でございまして千分比にすると5.5でした。中学生の場合は20年度です。中学生の場合は27.5で全国平均よりも少ない状況でありました。両方合わせますと、小中合わせますと12.1というのが20年度の数字であります。21年度であります小学生は数値がかなり減りまして3.9ということでかなり低い数字になりましたが、中学生がかなり多くなってしまいましたので35.4という数字でかなり多い数字になりました。小中合わせた数字で言うと13.3ということで全国平均よりやや多い数字になってしまっているわけでありまして、22年度今年ですけれども、今年はまだ年度の途中でありますので最終的な数字は出ないわけでありまして、1学期末までの統計で言いますと現在のところ小学生はゼロでありますので千分比で言ってもゼロであります。それから中学生の場合は現在1学期末で22.1という数字になり、小中合わせた数字で言うと6.7というのが千分比であります。しかしこれはこれからあと2学期、3学期とあるわけでありまして、欠席の累積が多くなってけばこの数字はこれから先増えていく可能性はあるというふうに思っているところでありますが、年によって増減があったり小中の関係が多くなったり、少なくなったりいろいろありますのであまり細かい数字で一喜一憂するというよりは全体的に大きく見ていくことが大切かなというふうに思っております。長野県平均並のところかなというところがおおざっぱな数字であると、こんなように思います。なおまた千分比で表す数字であります1人増えたり減ったりすることによって千分比の数字がかなり大きく動きますので、たった1人、2人の増減で大きな数字の変動があるということも考えておかなければいけないかなというふうに思っております。それからもう一つ昨日『信毎』にも出ておりましたように不登校の数をどのようにカウントするかというカウントの基がキチンとしていないじゃないかという指摘がありまして、私どもは文部科学省がやっている基準に基づいてやってるわけでありまして、文部科学省の基準が非常に曖昧になっていると

ころがありまして、不登校にカウントした方が良いのか、しない方が良いのかというギリギリのところへいくとよく分からないところが出てくるというのが正直であります。したがって県でもそのへんのところをキチッとした基準を作りたいというふうに言っているところでもありますので、そんなこともご承知おきの上数字を考えていただければと思うところでもあります。

○中村（5番）

只今教育長の方からの答弁でございますが、確かに年度によっては増減があるということでございますが、県の教育長の方も同じようなことを申しておりました。年度によって増減があるので一概には増えた、減ったと喜んで一喜一憂してはいられないという話がございます。長野県では小中学生が減っているようでございますが、辰野町では小学生は不登校は減っているようでございますが、中学生は増えていますがこのへんの理由についてお願いいたします。

○教育長

今も申し上げましたように、1人2人のことで数値がかなり変動しますので、あまり何て言いますか正しい考え方ができるかどうかということが難しわけでありまして、理由につきましても文部科学省が言っておる理由の中のどこかへカウントするようになっていくわけでありまして、その理由のカウントを見ますと本人に関わる問題というのが一番多くて、全国でもこの所へ分類されるのがおよそ50%ぐらいというふうに数値があるわけでありまして、辰野町のカウントにおきましても本人に関わる問題というところがおよそ70%ありますので、ここが一番多いかなと。本人に関わるというのはつまりどんなことなのかと言いますと、例えば対人関係への不安とか緊張、それから集団への不適應とか無気力、本人の性格的なものとか家庭生活の乱れ、被害妄想とか過剰反応というようなことが、本人に関わる問題というところに分類されることでありまして、そこが一番多いというふうに分析をしているところでもあります。そのほかの所でありまして親子関係12%、これ複数回答ですので足し算して100%以上になりますけれども。それから友人関係これが12%。学業不振これ今言っているのは辰野町の数字であります。学業不振につきましても20%というようなことでそのへんのところが全体的な理由であります。それから小学生が減ったけれども中学生が増えたというのは、小学生で不登校であったものがそのまま中学まで続いてくるというようなことになると、そういう現象が起こるか

なというふうに思っているところでもあります。なお今年度現在までの状況でありますと小学校の時に不登校であったものが、中学へ来て登校しているというような状況もあります。そしてまた小学校の時の不登校が治って現在、治ってって言い方おかしいんですが、現在登校しているというような状況も見られます。以上です。

○中村（５番）

これから質問していこうと思いましたが、先にお答えされてしまいましたので質問することがなくなってきてしまったんですが、増減につきましては１人２人のことで変わるということはよく分かりました。また学年が上がるにつれ不登校が増えていく、さきほど教育長が小学生の不登校がそのまま中学生行ってって話がございしますが、６年生と比べて中学１年生は３倍以上に増えるような傾向があるそうでございます。最近の世の中では親が子どもを、子どもを親が殺傷するような世知がない世の中ですが、辰野町内ではそんな悲しいことが起こらぬように学校だけでなく地域の課題として取組み、地域の実情に合った政策を進め学校、地域、家庭が一体となって取り組んでいきたいものであると思います。

それでは３番目の県道整備についてご質問いたします。県道伊那辰野線平出下町地区東側歩道工事の件でございますが、確か平成19年度から始まっているかと思いますが、最近耳にした話によりますと工期が、工事が予定より１年程遅れているようにお聞きしました。県の県単事業のことでございますが現在の進捗度と今後の見通しについてお伺いいたします。

○町 長

辰野町の竜東線ということで完備目前にして、今下町の歩道を拡幅するということを進めております。ご指摘のようにもう既に用地買収、今何もやっていないように見えますが大体まあ40何%ぐらい半分に近づいてぐらいまでの予算が執行されておりまして、用地買収に入っているところであります。今年度末ぐらいからもう着工するやにも聞いておりますが、ただ総体的な流れは議員ご指摘のとおり今国全体の流れがコンクリートから人へというような形が出てきております。したがってこういった新たな事業はなかなか取り入れが難しいようではありますが今までの継続だということ、何でも強引に引っ張ってお願いしているわけではありますがそれでも若干遅れは出てくるというようなことは否めない事実として受け取っているところであります。しかしあとは陳情を更に強くして何としてもそれ以上の遅れはない

ようなふうにといいうふうに努力しているところであります。担当課長からお答え申し上げます。

○建設水道課長

現在平出の下町の歩道につきましては交通安全等の整備事業という形で平成19年度に着工しまして、昨年度までの工期予定がさきほど議員おっしゃるとおり平成24年度まででありました。今年度事業の見直しをする中で、平成25年度という形で工事が1年先送りといいますか、国の公共事業の事業費の削減という形の中で予算の付きが少し悪くなりまして1年先送りになった形であります。全体延長520m、平出の四つ角の改良が終わった区間から東小の前までの約520mにつきましては全体事業費8億5,000万円で工事を現在実施中です。工事と言いましてもさきほど町長答弁のとおり、用地補償あるいは建物補償が主な工事でありまして現在現場の進捗状況が分からない状況にありますけれども、予算だけで申しますと現在までの平成22年度今年度が1億5,000万付いておりますので、その数字を含めて平成22年度末でもって3億6,900万円の消化、パーセンテージにしますと43.4%の進捗状況、進捗率になります。残工事がまだ4億8,000ほどありましてこれを23、24、25の中でやっていくわけです。現場の声も「3年も経つけれど何にも現場に変化がない」というような地元の皆さんの声もございますのでさきほどの町長答弁のとおり、JAの朝日支所ですかの前辺りの歩道が大体100m区間ぐらい用地補償、建物補償が終わりましたのでその間につきましては今年度中には歩道の2.5mの歩道でございますけれども、設置工事をしていく予定でございます。今後25年という1年延ばされた状況でございますけれども、辰野町も事業完了に向けて努力していく予定でございますのでよろしく申し上げます。

○中村（5番）

最近になりまして、下町の通りを通ってみますと東側の住宅が引っ込んだり、改築中だったりしておりますので、遅ればせながら進んでいるということは感じております。その方は一生懸命進めていただくといまして、一つ中長期的なことですがお聞きしたいことがございますので。竜東の平出、赤羽、樋口、沢底4区で作る竜東地区振興会という会がございまして。毎年各役員と地元選出の町会議員とで4区内の道路、河川、水路などの修理箇所を検討し町へ工事依頼の要望書を出しております。今年の要望項目は45項目ほどになりました。竜東以外ほかの全町内でも同

じような要望をしていると思います。全町内からでは相当な項目になるかと思いません。これにつきまして全町内から提出されたそれらの工事要望書について、早期に必要な工事など優先順位等を付けて順次実施されているかとは思いますが、全町から提出されました工事についてどのような順番で実施されていくのか、分かればお答え願いたいと思います。

○町 長

具体的には課長の方からお答え申し上げますが、確におっしゃるとおりこの辰野町だけでなく日本全体を取れば、要望希望箇所ものすごいことになるだろうと思います。しかしそれも上げていただく中で、また毎年毎年順位なども入れ直したり、あるいは着工した所は、終わった所はカットしたりということで常にやはりその危険性だとか、あるいは必要性を行政は町ばかりでなくて県、国の方へも伝えていく義務がありますので、そのようにしているわけでありまして、何が優先かということでありまして、まず住民要望にもありますがそれ以前に専門的な見方もありまして、やっぱり危険度合いの高い所、それから投資効率の高い所などを優先させて順位を決めてくというふうに指示はいたしてあります。課長からお答えいたします。

○建設水道課長

議員おっしゃるとおり平出の竜東地区振興会のほかにもですね、羽北の関係の委員会、あるいは国道 153 の全体の委員会、あるいは川島の地区の委員会等いろいろな要望を受けて、それをまとめて県の方へ上げているわけでありまして、一番具体的な方法としまして毎年春になりますけれども、地区からの要望を上げていただいたものをまとめて、この辺の県、国道、河川の関係は伊那建設所になりますけれども、その伊那建設事務所の現地調査というのがございまして、その現地調査の方へ要望箇所全部を上げていくわけでありまして、この要望箇所上げてく中ではやっぱり選択権は県にございましてので県の方も町の要望を聞く中で、箇所付けをしていただきまして、大体 1 日掛けまして 20 箇所から 30 箇所ぐらいを現地調査してみているわけでありまして、辰野町には国道 1 本と県道が 7 本ございましてその他 1 級河川が多くありますので、そういう中での箇所付けがありましてなかなか目に見えた事業は上がってきませんが、町が優先順位等を付けていく中では遅々としながらも事業は進んでいると思います。今年度も地元のここで要望が大体まとまりましたので県要

望としまして10月に入りまして10月の8日の日でございますけれども全体の事業まとめまして県の方へ要望を上げていく予定でございます。以上でございます。

○中村（5番）

先日私の裏のTの字になっている道路、角でございますが1m四方くらい10cmぐらいに舗装が、アスファルトでございますが剥げまして車が行き来するのにガタガタンガタンしておりました。それが近所の人たちが「ここん所何とかしてもらおうようにどっかに頼んでくれ」という話がございます、区長の方へ「あその所、竜東振興会の要望項目に小さすぎて入っておりませんが、区長の方へあその所コンクリー剥げちゃってガタガタしていけないって近所の人に文句言われるで、何とかならんかねえ」なんて話をしておきましたら、昨日気が付いたのですがいつのまにか直っております。近所の衆に私が話をしてくれたので「できた、できた」と喜んでいますが、実際は私も特に何もやってるわけじゃございませんが知らぬ間に完成しております、大変うれしく感じました。町内道路事情につきましては、なかなか整備等進まず大きな問題となっております。多くの苦勞、諸問題が沢山あると思いますが、十分検討し何とか進めていただきたいと思います。道路が整備されるのも町民の大きな希望の一つでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは高齢者の所在不明とその実体についてお伺ひいたします。7月下旬に発表された日本人の平均寿命は女性が86.44歳でこれは25年連続世界一だそうでございます。男性は79.59歳で一昨年の4位から5位に順位を下げましたが、女性男性ともに4年連続で最高記録を更新しているそうでございます。平均寿命延びているのは大変すばらしいことだと思いますが、今年7月下旬頃から8月上旬頃に掛けましての時期に新聞に目立つようになりましたが、8月初旬『信毎』に100歳以上のお年寄り所在不明者が33人になったと掲載されました。翌日の新聞を見ましたら56人に増えておりました。その次の日は更に75人、長野市から30年以上も前に伊豆へ行ったきり現在110歳になっている筈ですが、所在が分からないと。ただその現在74歳の息子だそうでございますが、20数年前から長野市より敬老祝い金などをいただいているそうでございます。15年ほど前から老齢福祉年金までいただいて息子はそれを使っていたと。「昔のことは覚えていません、悪気はなかった」と話しているようでございます。更に東京では104歳の母親が白骨死体となり64歳の息子のリュッ

クの中に入っていたそうでございます。さては押し入れの中、開かずの間、最近やたらと発見されまして「よく遺体や白骨と一緒に暮らせたものである」と驚いている次第でございます。111歳の父親の遺体が見つかり81歳の長女と51歳の孫が遺族共済年金を915万円も不正受給。大阪では152歳を筆頭に120歳以上が5,000人以上おるそうでございます。長野県でも16市で719人、最高年齢は162歳だそうでございます。山口県では勝海舟より1歳年下、西郷隆盛より3歳年上、186歳の戸籍があるそうでございます。120歳で亡くなった沖縄の以前世界の長者番付けに載っておりました、泉重千代さんという方のおじいさん級の200歳という方も戸籍上ではおるそうでございます。全国的にも数多くこういう例があるかと思えます。こういった手違いが全部末梢されましたら日本の平均寿命はどのくらい下がりますか、誰か計算する人が出てくるかもしれません。こういった登記上だけの高齢者がおるといようなことでございますが、こういった手違いはどうしたところから生まれ、現在も残っているのか町長にその見解を、見解というか感想をお聞きしたいと思えますのでよろしくお願いします。

○町 長

何でも町長責任でございますのでそのようにお尋ねになってもごもつともだと思えますので、お答え申し上げますが、これはなかなか難しいことで辰野町だけの問題でなくてこの戸籍、住民票のあり方に問題があるとこんなふうに思います。ただ日本の高齢、要するに平均寿命が延びているのはこういったいい加減な部分があるからだとは言い切れない。きっとこれを精査してもそんなに平均寿命は落ちないだろうというふうに思います。カウントする時にどうもそういった計算が外されて計算されている部分もあるやに聞いております。なお、こういった個々プライバシーとかいろんなものがいきすぎている、でも大事なこと。権利でありますけれどもそれをあまり杓子定規に表へ出しっぱなしで裏の弊害っていうものを見ていきませんと、亡くなってても知らない。あるいはまた犯罪までそこで起きてしまう。安否確認に行っても子どももお年寄りもあるいは犠牲者も正に犠牲になってしまうということもあるわけですからこのへんはある一定の限界の中でプライバシーよりももっと優先する法律を作らなきゃならんだろうというふうにも私ども考えて国の方へも要望したいと思えます。この戸籍も住民票もそこにずーっといけば分かることではありますが、でも大都会は「隣は何をする人ぞ」というところでなかなか安否確認が

さきほど言ったようにできない部分もあります。辰野町の場合はおかげさまで民生委員さんあるいは高齢者でありますと91歳以上は町長訪問だとかいろんなことでお顔出しをするようになっておりますが、そういうことで少しはそういった弊害は除かれる紀綱が偶然紀綱が揃っておりますし、また人々を大事にしお行き会いできるというようなことも大事なことだというような政策を執っているわけであります。しかしどうにもならぬ部分もありますし、やはり住民票、ただ今大騒ぎになっておりますように住民票を亡くなったあとも置いてあって、しかもその家族がその生きているがために受け取れるいろんな恩典、社会保険とかですね、そういったものを取ってるとこんなような事態は辰野町にはない、と思っております。ただ住民票を移動して行って戸籍をそのまま置いてありまして、亡くなったあそこちの方へ連絡がないとか、それをないもので放っておきましたら今のように高杉晋作だかなんか分かりませんが、その隣のような方もまだ残っているとかそんなようなことが各市町村にあるということでもあります。これに対しまして国一斉にまたこれを考えてかなきゃなりません、さりとて乱暴なこと言う人がありまして「100歳以上だったら戸籍消しちゃえ」って言うんですけど、それもえらいことで今100歳以上辰野町だって10何人の方も現実に現存して生きているわけでありますからそんな乱暴なこともできませんし、また良い方法を考えなきゃなりません。担当課長の方から詳しくお話をもう少ししたいと思います。

○住民税務課長

ご説明申し上げます。今回のことは全国的に年金の不正受給者等が多発したことによってこのようなことが言われたわけですけれども、いわゆる住民票ですね、住民票上で所在不明の考えられる理由についてでございますけれども、家族から死亡届けあるいは提出届けなどの移動届けが提出されていない場合です。また本人が提出届けをせずに町外にまた移動して行ってしまっただけでまた更にその次の所に移動しているといういわゆる住所不定って言われるようなそういう関係のもの。また行路人等で身元が不明なまま亡くなられているため届け出ない、家族が捜索中もしくはどこかに住んでいると思っているような場合、ということが考えられます。また職権削除という処理がなされていないということが住民票上では考えられます。また戸籍の場合でございますが、やはり行路人等で身元不明者となっているため届け出がない。また戦中などの動乱期で死亡届けや転出届けを出さなかった。また海外に移

住をして死亡の届けが本籍地に提出されない、といったようなことが原因かと思われます。なおまたこういった手違いって言いますか戸籍に関しましては 100 歳以上のものについてはその関係者がなく、または関係者が不明のため本人の生死及び住所につき調査資料を得ることができない場合は、戸籍謄本及び戸籍の付票の写しのみによって死亡を原因とする職権消除の許可をして差し支えないということでございますので、実際には生きているかいないか不明な場合はなんでもかんでも職権消除をしなければいけないということではなくいずれにしてもこれが間違っているようになっていう事態ではございません。ただ現実的には 130 歳、140 歳ということはまああり得ないということでございますので、昨日届いたところでございますけれども 9 月 6 日付けで法務省の通達で 120 歳以上の方に対する職権消除の仕方について整理したものが届けられているような状況でございます。

○中村（5 番）

町長にこういう事態が発生したことにつきましてごく一般的な感想をお聞きするつもりでございましたが、町長の責任だとは思っておりませんのでそのへんよろしくをお願いします。

○町 長

全部、責任です。

○中村（5 番）

この次はちょっと町長の方にも関係してくるのではないかと思います、先日 7 月 20 日の日でしたが町長が敬老の日を前に町内 91 歳以上の高齢者を訪問すると発表されましたが、町内では 105 歳を筆頭に 12 人の 100 以上の高齢者がおるとということが報告がございました。その 10 日後でございました。某新聞に 100 歳以上の戸籍上生存者が辰野町では 120 歳の男女 3 人を筆頭に 25 人、その新聞社の取材で分かったそうでございます。上伊那他市町村の分も掲載されておりましたが、伊那市が 139 歳の女性を筆頭に 100 歳以上の高齢者が戸籍上 116 人おるとということが掲載されておりました。100 歳以上の高齢者、辰野町の発表では 105 歳を筆頭に 12 人。某新聞社の取材では辰野町の管理する戸籍上で 120 歳を筆頭に 25 人。町ではこの違いが確認されるのでしょうか。また 100 歳以上の戸籍上生存者というのが実施に辰野町におるのかどうか、このへんをお聞きいたします。

○町 長

この間の高齢者訪問なども含めましてであります。ご指摘のとおりであると思います。100歳以上の方で生存者が12名、施設入所者が4名、在宅2名、本人面会町長ができましたのが6名とこういう形であります。しかし実際に戸籍がある方だということになってまいりますと、100歳以上で80名近くあるわけでありまして生存者がさきほど言ったように12名、合計であります。住所歴のない方が48名、住民票職権消除者3名、最終履歴で国外の方が11名、最終履歴で町外の方が6名とこんな形になっております。担当課長の方からお答えいたします。

○住民税務課長

議員申されました先日の新聞報道の方で25名というのは、100歳以上の8月の時点での戸籍の人数でございます。その時はカウントの方法が上伊那管内情報センターの方からの調査の仕方がその時点では25名でございましたけれども、その25名の中に今言いました12名の100歳以上の方が含まれております。ですから25名、それから今町長が申しあげました数字はそれより更に増えておりますけれども、その後センターの方で抽出する方法が変わりまして、これはうちだけではないんですけれども上伊那共通で検索方法が変わって80名という数字が出たわけですが、ですので25名といった12名以上に増えたというのは戸籍上の生存者ということでありまして、住民票上では生存確認ができていないという方は1人もおりません。また人数が増えたということでございますけれども、これに関しましても一人ひとりの戸籍を今手作業で確認するということはまずこの短期間の内にはあり得ないことで、センターの方の力を借りながら指導によって抽出した数でありまして、8月の末に報道した数字とそれから今回新たな数字とは若干違いがあるのはそういったことによるものでございます。

○中村（5番）

ここで早急に何とかしろというわけではございません。ことがことだけに順次確認していただいて、なくしていけばよろしいのではないかと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議 長

只今より暫時休憩をします。なお再開時間は11時45分といたします。

休憩開始 11時 31分

再開時間 11時 45分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席12番、宇治徳庚議員。

【質問順位10番、議席12番、宇治 徳庚 議員】

○宇治（12番）

それでは私は有害鳥獣1点に絞って質問させていただきます。有害鳥獣とされるニホンジカ、イノシシ、クマ、サル、ハクビシン、カラスなどが農作物を荒らす被害が今年各地で多発し、地域で人が集まればイノシシやサルの話になる程で町でもクマは昨年の1.5倍の件数に及び、小野地区においてもクマの出没2回、サルの群れは20～30匹、50匹という住民もいます。これが飯沼地区の山口から中村・下村まで下りてくるなど、更にはイノシシの被害も加わり飯沼地区は極めて深刻な実態にあります。この程、飯沼地区として異例の「猿害対策要望書」を町長に提出しております。地球温暖化の影響もあるのかサルは年2度出産するようになったとか、美ヶ原の上空からヘリがシカの群れを追いかけるシーンからはこれがとても日本かと、いやアフリカの草原ではないかと錯覚に陥る映像を見せられたり、霧が峰ではニッコウキスゲをシカが食するといった、今まで考えられないような事象が生まれています。こうした中での農業従事者の高齢化や不在地主の拡大に加えて、鳥獣被害での耕作放棄地も増加し、僅かに残った耕作者が集中的に“痛い目”に会うといった事例があとを絶ちません。そこでまずお尋ねいたします。こうした近辺の状況を踏まえて、町の認識は有害鳥獣自体、個体数ですけれどもこれが増えていると考えますか、それとも減っているというように思いますか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○町 長

詳しくは担当課長の方からお答え申し上げますが、今の質問……。質問順位、申し訳ございません、10番の宇治徳庚議員の質問に答えてまいります。概要私の方からもご説明、と言いますか認識を明らかにしたいと思いますが、確かにここへきて有害鳥獣は個体数は増えているというふうに捉えております。サル、イノシシに

限らず個体数は増えていると思います。特に山間部などであります。また暑い気候のためかクマなども目撃情報が昨年に比べて2倍ぐらいになっている。小野、川島地区から全町に広がっているように思います。まず認識でございますので、認識ということで以上であります。

○宇治（12番）

まずそのへんの認識を抑えてといていただければありがたいと思いますが、こうした近辺の状況を踏まえて町の認識は今のような話でございますけれども、山沿いの農地を守るため地元の住民はイノシシの通り道にある、例えば飯沼川ですけれども橋にドアを取り付けたり、土手草はもちろんですけれども、河川のヨシの草刈りなどできることは懸命にやっています。下村地籍では昨年、町の補助で設置した電気柵によって、今年はイノシシの被害は多少減ったと聞きます。しかしサルについては「追い払い」や「電気柵」も効果は一過性で正に知恵比べ状態にある中、先月は食べ物の端境期のせいか「稲」にも手を出す始末で、田んぼ1枚全滅という今まで考えもしなかった事態に直面しています。続いてお聞きしたいのは、電気柵の有効性を知る意味で電気柵がかなり普及し始めた数年前と平成21年度、昨年の有害鳥獣の種類別被害実態を比較していただいてですね何かこの違いが判別できるものかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○町長

次の質問であります、一つの傾向ということではありますが捕獲数自体は全国でも増えているようでありまして10年前と比較いたしますと、イノシシが約5倍ぐらい捕獲が増えてます。ニホンシカも約3倍、ニホンザル約2倍であります、被害金額自体が日本全国では200億円程度ということで、今の3種、イノシシ、ニホンシカ、ニホンサルこの3種で大体9割を占めているというふうな状況であります。詳しくは担当課長からお答えいたします。

○産業振興課長

町の状況でありますけれども、21年それから前の17年と比較しますと被害面積につきましては若干の増ということであります。17年におきましては2.3haで昨年21年が2.9haで最も多いのがサル、イノシシとなっております。被害額におきましては平成17年が416万5,000、それから21年が677万4,000ということで1.6倍ほどになっておりますので額として増えている状況であります。この額、面積の把握であ

りますけれども年度当初、区長会におきまして区長さんに被害がありましたら報告をいただくようなそんなお願いをしておりますので、そちらの方の報告、まとめの関係が正確かどうかという部分がちょっと疑問に思うところもあります。以上です。

○宇治（12番）

農業従事者の財産や時には生命をも脅かす有害鳥獣は「駆除」が最も有効であり多くの農業従事者も望んでいる対策であると思います。それだけに“自衛策”としてできる「わな」の免許取得者が全県的、特に上伊那では着実に増加し2008年比で2.2倍、広域圏では上伊那が最も伸びていることが8月23日付『信濃毎日新聞』が報じています。「わな」は24時間効果があり銃より安全性が高いとされています。実は今年の春先、小野においてベテランの狩猟者が山中で滑落し死亡する事故が発生いたしました。前年には新人会員1名増えたと喜んでいた本人でしたから、悲しみと同時に大変な痛手となっています。銃はこうした危険とも隣り合わせであります。一方で狩猟免許を持つ長野県内の猟友会員も高齢化し、しかも犯罪対策で銃の所有規制が厳しくなったこともあり、免許を更新しない人がこの5年間で543人14%増えている。これは辰野町も同じ傾向ではないかと思うわけであります。捕獲の実効性を高めたくても、片方では“撃ち手”がどんどん高齢化と会員が減少するダブルパンチで増える「個体数」とのギャップは大きくなるばかりで、猟友会組織もますます深刻化しているのも事実であります。そこで町における有害鳥獣の捕獲実績ですけれども、この5年間でどのように推移していますかお尋ねしたいと思います。

○町 長

捕獲実績の方は課長の方からお答えいたしますけれども、今お話がありましたように猟友会の会員、有資格者、捕獲の、という皆さん方の高齢化、同時にまた若い人たちが入って来ないという数字が非常に合計数が下がってきておりまして、非常に憂慮いたしております。辰野町ではたまたま県営の射撃場を持っておりまして、そこにシューティング・シミュレーターというものをに入れて疑似体験が相当の実感とともに、実際に弾が出るわけじゃありませんけれども、音と快言と言いますかそんなふうに感じていただいて若い人たちもこんなにあれなら、自分でやってみようかというような興味を誘うようなそういった器具もありますので、また貸し出し移動もできるようですからできるだけまた多くがそういった趣味を持っていただいて

入っていただければありがたいと、こんなふうにも考えてるところであります。なおまた今の質問総体的関連の中では出てまいると思うんですが、捕獲あるいは檻に入った例えばクマでも何でもそうですが、じゃ全部それを射殺して良いかっていきますとなかなかやっぱり自然動物愛好会というような名前は違いますがいろんな団体がありまして、時によってはどちらが正しいかはちょっと別といたしましてクジラを追っておりますシーシェパードみたいな抵抗もある部分もあります。その人たちともよく話をしていけないといけないと思いますし、しかしその人たちはやっぱり自然界というものを守るべきだと一つの理念もありますが、そのへんの調整しないとこちらを進める、向こうは抵抗される、いろんなことが出てまいります。クマなどは先日あれは神戸の向袋の下の方へ出ました。檻に入りました。それもハチミツを飼ってる、ハチミツと言いますか養蜂家の巣へ入ってきたと、そこへ仕掛けたところすぐに入ったと。もう住民の皆さんもカンカンで「こんなものはもうこんな所まで出てくるんだから」ってわけで、で地方事務所をお願いをして住民の皆さんの要望は射殺して欲しいとこういうことだということ言ったんですが、さきほどのやはり一つの規定とかシーシェパード的な考え方の皆さん方と話し合いをしたわけじゃありませんけれども、そういったことの抵抗その他からいろいろ見ていきますとやはり最初に入った時はやはりお仕置きと言いますか、タグって言いますか耳へ何かこう付けてそして発信器もできれば付けて、山間へ持って行って放すと。できるだけ遠くということで結果的には権米峠までお持ちしたっていうか持って行って信州大学の教授の麻酔をする先生の下でそこへ運ぶようになりました。それでタグの付いたものが今度はまた同じような檻に入った時はこれは駆除できるというふうなことですから二重、三重の手間でそんなことやっているうちにドンドン個体が増えてる。また味を覚えてしまったクマや、味を覚えてたってということでいくとほかの有害鳥獣全部そうでありますけれども、簡単に美味しいものが食べれるということを知ってしまった。同時にそういった有害鳥獣は人間の理性のように物を人の物を盗んで食べるという意識がないわけでありまして、罪悪感なくてただそこへ食べる所へなんか行けば自分の餌が人間が捕りに来たっていうように刃向かってくるわけでありまして、そういったところの問題点があって動物の倫理観を持ってということ自体がもう既に無理な状態でありますから、個体調整する以外ないとこんなように思います。個体調整ほかの動向につきましては課長からお答えいたします。

○産業振興課長

それではこの5年間の捕獲実績について数字を述べさせていただきます。ニホンジカにつきましては平成17年が35、18年が77、19年が76、平成20年が246、21年が300であります。この20、21の数が多くなっているものにつきましては広域の捕獲で数が多くなっているというものであります。諏訪、上伊那の猟友会が相互に支援体制を取りまして広域捕獲をしているということで数が多くなっております。ニホンザルにつきましては、17年が36、18年が40、19年が40、20年が66、21年が61であります。イノシシにつきましては平成17年が39、18年が68、19年が77、平成20年が149、21年が141であります。それからカラスでありますけれども平成17年が30、18年が62、19年が96、20年が188、21年が256であります。21年カラス多くなっておりますがこれは渡戸に新しい檻を設置したため、新しい所で捕獲数が増えたというものであります。ニホンザルにつきましては猟友会員の皆さんがやはり射殺っているか捕獲するのを嫌がっているという部分も見えますので、あまり数が増えていないという状況であります。以上です。

○宇治（12番）

さきほどの町長の話の愛護団体の問題もありますけれども、住民を守ることからそもそも始まるべきじゃないかなというふうに思いますし、今のお話、遡上をお聞きしてもですね結局サルがいろいろの面で数字の上でもいたずらしているんじゃないかという、こういうふうに思うわけでありまして、私はやはりサルについて重点的に捕獲し撲滅していただきたいとまずいうように思うわけです。3年前のことですけれども小野で“はぐれザル”を「わな」で捕獲して牛首峠で放したんですけれどもそのサルが戻ってきて人に危害を加えるようになり、区と猟友会であげて山狩りを2回実施して、ようやく捕獲処分するという具合に1匹のためにどれだけの手間とお金が掛かってしまうかという大変なことであります。そんなこともあった折りに、自衛隊松本駐屯地三上司令と話す機会がありまして「自衛隊が訓練の一環として、特にサルを撃つことはできないか」ということをお尋ねしました。しかしその返答はですね「われわれの任務の相手は人間です。人を想定して訓練しており、それはムリです」ということであります。言わればそのとおりかというように思いますけれども、住民の心情としてはですね「個体調整」が一番という思いは特に最近では強くなっています。ただし銃による捕獲には国の法律だけでなく、狩猟

期間の問題や報奨金のレベルそして狩猟技術の維持・向上など課題も確かに多くあることは承知しております。そこで質問いたします。毎年度の予算では有害鳥獣捕獲の報奨金が計上されています。平成20年度では132万円、21年度では152万円、22年度では182万円と一応増加しておりますが、その前提となる「捕獲頭数」というのはどのように決められているかということについてお尋ねいたします。

○産業振興課長

捕獲の頭数でありますけれど、猟友会の役員の皆さん等と前年度の被害状況あるいは捕獲頭数などを考慮いたしまして、数的なものにつきましては決めさせていただいております。以上です。

○宇治（12番）

この程、町からサルの捕獲数50匹の通知が届いたわけですが、サルの電気柵はコストも高く効果も限定的ということもあって、農家の悩みも大きくて20、30匹の群れで稲まで荒らすということになりますと「小野の群れを一気に捕獲全滅させていただきたい」とこういう声を私はお聞きしているわけであります。そこでサルの捕獲数50匹を更に増やすということはできるかどうかをお尋ねしたいと思いません。

○産業振興課長

捕獲頭数の関係でありますけれど、町といたしましては4月から一応9月30日までを第1期というようなそんな考えの基にですね有害鳥獣の駆除の頭数を決めております。ですから9月30日までの間に頭数を超えれば当然、頭数増やしていくことを考えております。それから更新時につきまして実績等踏まえながら数を増やしていく、そういうことはできます。サルにつきましては昨年100匹の許可を得ております。以上です。

○宇治（12番）

是非お願いしたいというように思います。実は全国のどこかでですね長野県下よりも先進的な取組みをしているような市町村はないものかということでちょっと調べてみました。幾つかある中で人口が辰野町に近い2万1,045人というあの余部

（あまるべ）鉄橋という結構有名な高架のですね鉄橋のある町ですが、兵庫県の香美町というこれ3町村合併でできた新しい町であります。ここではですねサルについて昭和50年代に餌付けをしながら徐々に捕獲檻を組み立てていく方法により、

群れを一網打尽にしたというふうにあります。そこで香美町事務局の課長に直接伺って見たんですけれども、最近再びサルの群れによる被害が目立ってきているのでその対策として今年12月から3月にかけて同様に餌付けをしながら群れが分離独立する前に25匹を同時に捕獲檻で「個体調整」と申されました。「個体調整」という言葉が即出てきたことに私は大変びっくりしました。そこから香美町の有害鳥獣対策活動の内容を聞きましたら、『平成20年度に制定した「香美町鳥獣被害防止計画」を見るように』ということを言われました。そこで実は見た資料がここに取り出してありますけれども、そこからはですね香美町の要するに過去10年以上の被害や捕獲に関わる実績データとその分析が20ページほどあります。それから今後の課題と対策に関する内容が10ページ、合計30ページで編集をされておりました。ちゃんと実績をデータ化してですね事実をキチンと把握して、そこから分析と対策を展開されていることに感心しました。話の中で耳に残っているのは平成21年度の有害鳥獣防止活動にかけた予算実績はハード・ソフトで約2,000万円という課長の言葉でした。ところで、辰野町の有害鳥獣対策関連の概予算はどのくらいでしょうか？また昨日も話題になりましたけど、本年度国が事業仕分けで有害鳥獣被害対策予算を大幅にカットしたと言われますけれども実際辰野町ではどの位削減されているのでしょうか。その点をお尋ねします。

○産業振興課長

本年度の町の有害鳥獣の関連予算でありますけれども、農業振興の関係で有害鳥獣駆除対策協議会等への補助金関係が146万、それから林業関係で捕獲従事者の賃金、報奨金、猟友会への補助金等併せて235万3,000、ほかに林業関係で緩衝帯整備等山の整備に200万、里山整備などこちらも山の整備でありますけれども約1,000万あります。それからこれは別途会計でありますけれども、有害鳥獣駆除対策協議会の予算で事務費的な経費が184万1,000、それから本年度檻の防御策の設置等で合わせまして586万1,000円の予算を付けることができました。合計有害鳥獣駆除対策協議会の予算で770万2,000円あります。それから事業仕分けで国の交付金が県への減額があったわけでありましてはさきほど申し上げました586万1,000円全額が確保できました。以上です。

○産業振興課長

こちらにつきましては面積、被害額等、数値的なものを正確性を持たせるためにですね調査方法等を検討いたしまして、さきほど議員の言われました香美町ですかこちらの方から資料もいただいておりますので、そちらの資料を参考に調査方法等を工夫いたしながら統計的にまとめてホームページで公表するなど活用していきたいとこんなふうに思っております。

○宇治（12番）

是非お願いしたいと思います。香美町ではですね副町長をトップとする「有害鳥獣対策協議会」が組織化されて町の役割、有資格者の役割、学識経験者の役割、住民の役割、学校・教育委員会の役割、観光施設・野外活動施設の役割というようにですね、さらには外部機関も有効に活用しながら、町をあげてそれぞれが役割分担と連携協力を行なっているようであります。とりわけ注目したいのはですね捕獲、防除柵、追い払い、環境整備の4分野について過去から対策と近年の対策そして課題を時系列的に整理して、第三者にもよくわかるグラフや表を駆使し、住民にフィードバックしていることです。質問の総括としてお尋ねいたします。やはりトップのリーダーシップによるところ大かもしれませんが、国や県の指示で作成する計画だけでなく町の独自性でこの問題の中・長期的に捉えて「鳥獣被害防止総合計画」なるガイドラインを構築し、行政と住民が一体となって取り組む必要があると私は考えます。結果を見るまでには時間もかかると思いますが、今のままでは住民も手の打ちようがありません。この問題を一例として課題解決型の行政力を示していただきたいと思っておりますけどもこの点町長いかがでしょうか。

○町 長

お答えを申し上げたいと思います。総体的な最終的な方向性ということではありますが、国、県の補助事業を導入するにあたりまして辰野町は現在、鳥獣被害の防止計画を平成20年度に作成をいたしておまして、これが20年から22年までということになります。これもベースに乗せていきたいと思っておりますし、平成23年度にはまたこれを更新していくところでもあります。県の指導など仰ぎながら、またこれは辰野だけがもしやっただとして更にこの個体調整したとしても動物は動きますので、ということでやっぱり近隣とも手を組みながらしていく必要がありますので、そのへんは県との連絡網を取りながら指導を仰ぎながらということになります。いずれにし

まして、鳥獣の保護、駆除は資格を有するものでないといけないという非常に難しさがあありますけれども、猟友会の皆さん方に中心に有資格者の確保を努めていただくようお願いをし、そしてまたいろいろ模索する中で前はイヌをサル防止のためにつないでみるとか、辰野町でも本気にやったことがあります、七面鳥だか何かを実際にサル防止のためにはあの声を嫌がるとかいろいろな実験を試みましたが、どれ一つとして部分的な効果はあったかもしれませんが、これはという名案がないわけであり。是非、更にまた検討をしてもう少し有効な方法はないか、更に前向きに取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。以上であります。

○宇治（12番）

計画をですね、是非もう少しその個体調整という分まで踏み込んだ総合的なものにしていただければ非常にありがたいというふうにも思うわけですが、例えば香美町の事例とか町の現状、それから地元関係者と意見交換した中で「こんなことは実施できないか」というようなことを幾つか申し上げたいというふうに思います。捕獲のための体制としてはですね猟友会まかせではなくて役場職員から毎年免許取得者を1名増員するというようなこと。防除柵では、町単独事業として設置計画作成にはじまり、鳥獣毎の生態・性質が異なる適切な仕様の手段を選定・設置する指導や管理強化を徹底すること。追い払いでは、花火や爆音器・エアガンなどの統一的な利用法、特にサルについては生態調査、出没行動調査、群れのメス成獣に発信機を付け群れの追跡調査を参考にした対処策。環境整備では、緩衝帯の整備、誘因物の徹底除去、耕作放棄地の草刈等の管理、また特にこの被害という問題点ですけれども自然災害や鳥獣被害の経済的損失を最小限度に留め、経営の安定化と耕作意欲の減退を防ぐ農業共済制度の導入というようなことと、加入促進を図ると。そして最後に調査研究としては、県や専門機関と連携してクマやサルの学習放獣、更に重要なのは「個体管理数」の追跡・検証・その上に新しい被害防止技術の研究など、というようなこととございます。これらは今の長野県の市町村では、そこは県の仕事というふうに切ってしまうがちですけれども、是非香美町の例などを参考にさせていただいてですね、辰野町でも本当に困っている地域もその住民も今や頭を抱えたままです。農林環境がますます悪化して行く今日、そして85%が山林の辰野町では町がイニシアチブ（主導）を取っていただいて一住民の力では解決できない問題を行政もまた部署任せではなくて、インパクトのある町の実践に進化させていた

だいてそれによって県も動くし国も動かせるというように私は考えますので是非そんなこともご理解いただければというように思うわけです。以上要望いたしまして私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は13時20分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始	12時	20分
再開時間	13時	20分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。ここでさきほどの根橋議員の一般質問について、答弁したい旨の申し出がありますのでこれを許可いたします。

○まちづくり政策課長

さきほどの根橋議員の一般質問の中で2度入札をしたのはおかしいということですが、今回の部分につきましてはリース会社へ直接入札をしますと本体の価格等が不明でありますし、また価格をなるべく下げるために工事価格を決定をしたのち、この価格をリース会社に提示をしてリース価格を入札により決めてもらうものでございます。例としまして町では町の公用車、車輛のリースそれからパソコンのリース等はこの方法で行っております。また上伊那広域連合でも情報センターの関係の機器等につきましても同じ方法を取ってリース契約をしているものでございます。以上です。

○議長

進行いたします。質問順位11番、議席7番、船木善司議員。

【質問順位11番、議席7番、船木 善司 議員】

○船木（7番）

14回目にして大取りを務めることになりました。最後の質問ですので明解な答弁を求めながら質問に入っていきます。まず最初は分煙対策についてであります。最近、禁煙、分煙、また受動喫煙防止等の言葉を頻繁に目にする機会が多くなったような気がします。分煙対策は、煙草を吸わない人の健康を損なわないため厚労省は平成15年から度重なる通知を出していることは、多くの方々ご存知のところであります。また世論は分煙よりも禁煙を望む声が強くなっている現状です。先日の臨

時議会には煙草に関しての議案が提出され大いに関心が深まり、分煙の重要性を再認識し今回の質問になりました。さて、公の施設での喫煙が大きく取り沙汰されている昨今、役場庁舎での分煙の実態を見ますと、1階の町民ホール、2階第6会議室前には分煙機が設置されているものの、分煙効果はゼロに等しい状況であります。また町民会館は子どもも出入りする施設にも関わらず、入り口外側に灰皿を置くだけで何の対策もないのが実態であります。これはほんの一例であり、公の施設における分煙対策は役場庁舎と同程度かもしくはこれ以下であります。一方、町の財政に占める煙草税収入の割合は大きいこと。また個人の嗜好であることを考え併せ、喫煙者である町長に伺います。分煙の重要性について所信を伺います。

○町 長

それでは質問順位11番の船木善司議員の質問にお答えをいたします。私も自分でたばこを吸う中でこの質問を受けなきゃならんという立場でありまして、非常に肩身の狭い部分もいくつかあるわけではありますが、しかし行政の長として今の時代の背景、あるいはまた健康その他の受動喫煙というような形も出てきております。こういう中で庁舎、特に庁舎とか公共施設などの問題点を取り上げられていると思います。これに対しましては、分煙の方向も取ってはあるんですがそれが不完備というふうなご指摘でございます。キチンとした分煙の推進をしていきたいとこのように考えているところであります。以上であります、まずは。

○船木（7番）

今町長の答弁ではキチンとした分煙対策を進めていくということでもありますんで分煙の重要性というものを認識しているんだろうというふうに理解をしながら次に進めます。受動喫煙防止対策について伺います。受動喫煙防止の措置は、全面喫煙にする方法、全面禁煙にする方法、喫煙場所から煙の出ない“分煙”、この2とおりであります。健康増進法第25条を受けての厚労省健康局長名通知、及び「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」、更には今年2月25日付厚労省健康局長名による通知が出され、受動喫煙防止対策の徹底がなされたことは町長ご存知かと思えます。前の通知では「全面禁煙は受動喫煙防止対策として極めて有効であるが、施設の作り方や利用者のニーズに応じた適切な対策を進める必要があったとの指摘でしたが、今回の通知では「多数の者が利用する公共的な空間においては原則全面禁煙とすべきであるが、これが極めて困難な場合は当面今までの通知と同様な

措置が必要である」というふうにされております。更には2月の通知を受け、長野県健康福祉部長名による「受動喫煙防止対策の細部通知」が出されております。したがって私は分煙の徹底、受動喫煙防止対策の徹底した取組みを強く指摘するものであります。要するに煙が外に出ない喫煙室、また煙を消滅させる機能を備えた分煙機を設置することを強く指摘をいたします。町長いかがですか。町長の所信を伺います。

○町長

キッチンとした分煙を推進するように指示をしていきたいということでありますので、これに基づいて担当課長、総務課長の方からお答えを申し上げます。

○総務課長

公共施設の現在の分煙の状況でありますけれども、上伊那におきますと敷地内、あるいは建物内の全面禁煙をしている所がおおよそ公共施設では66%ぐらいあるかと思えます。残りは施設の中でなんらかの分煙措置をしておりますけれども、町議さんおっしゃられましたようにほかへ全く煙りが流れないのではなく、そちらに行ってしまうというようなこれからまだ改善を要す施設も含めて34%ぐらいが辰野町の役場と庁舎と同じような形の所も含めてあるのかと思えます。町の公共施設におきますと文化施設それから健康保健施設につきましては建物の中は一応、禁煙となっている状況であります。庁舎につきましては昨年もこの議会でご意見をいただく中で間仕切りをして町民ホールをですね喫煙場所を設ける計画をさせていただきました。当初予算をした秋にはですね、その方法でいくということで予算付けをさせていただきましたところでございますが、さきほどのご案内のように2月そして7月といったところで更に、何て言いますか厳しいガイドラインを示される中で総務課といたしましては現在見合わせている状況でございます。できれば建物の中全面禁煙という方向でございますので、そちらの方で検討をしていきたいわけでありますが、予算のまだ獲得ができておりませんので、その方向で担当としましては進めてまいりたいとそんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○船木（7番）

さきほど申し上げましたようにですね、辰野町にとってはたばこ税収入が大きいこと。これらも考え合わせですね喫煙者が肩身の狭い思いをしないように、胸を張ってと言いますか遠慮することなくたばこを吸える、税金を納めて貰う、このために

もですね徹底した分煙対策、さきほど申し上げましたようにですね煙が出ないようにする、または煙を消滅する機械、これを分煙機っていうのは今市販されております。そこまでキチッと検討を加えてですね、今までのような答弁だと今までと同じです。一步踏み込んでここで積極的に取り組むという決意を表明してもらえればというふうに思います。ということですね、22年度予算の中にもこの分煙対策についてはなんぼか計上しておくことは承知しております。8月の対策の中には長野県の健康部長の方からの通知には入り口の近い所でなくして、分煙室を造れというようなことがありますけれども、たばこを吸う人のことも考えですね一つの提案としてはですね、1階の町民ホールの一部キチッと囲って煙の消滅する分煙機を入れてということを考えますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長

ご指摘をいたさきましたように受動喫煙の防止ということに十分な配慮をしながらまた、喫煙される方の気持ちも考えながらということで検討をさせていただきたいと思いますが、財源の確保ができてから具体的な案がまた出させていただくとしたしまして、できれば今町議さんのお話を今お聞きする中ではパーキングエリアにあって誰が見ても一目でたばこの吸える場所というようなイメージとして沸いてくるような、できればそんなようなものを担当としては要望していきたい、そんな今気持ちでありますのでよろしくご理解をいただきたいと思います。

○船木（7番）

只今役場庁舎についての答弁をいただきましたが、各地域の公の施設の徹底した分煙対策、これも行政からの指導が必要だろうというふうに思います。この分煙対策について行政指導、どのように考えておるのかお尋ねします。

○総務課長

現在のところは各公共施設の担当課によりましてその部署部署毎に施設の利用形態に応じまして対応を行っているわけではありますが、庁舎の方がある程度模範的な施設ができればそれに見習っていただけるのかなど。各公民館等も一応公共施設ということであるわけではありますが、こちらにつきましてはなかなかいろんな機会、使われる機会も種類が変わりまして今分煙ということができていないのが現状でありますので、そのへんの方も保健福祉課を中心にPRをさせていただければとそんなふうに思います。よろしくお願ひします。

○船木（7番）

徹底した分煙対策が町のイメージアップにもつながるということを指摘しながら次へ移ります。

2点目は安全安心なまちづくりについて伺います。今までに多くの方々から安全なまちづくりについての質問がありましたが、私は町民の不安解消と安心感の持てるまちづくりに視点を置いて質問をいたします。まず相談窓口の現状であります。少子高齢化、核家族化がますます進む中、人々の悩みごとの大半は他人に話すだけでも大分解決したと思う程、会話不足に陥っている昨今であると指摘されております。しかし一方では人と人との稀薄が招く心配ごと、悩みごとが年々増加の一途を辿っているというデータも示されておます。そこで、町民に対しての相談窓口はどのように開設されているかであります。県と連携した窓口、町独自の相談窓口として月々定期的に開催されている税金無料相談、交通事故無料相談、行政相談、結婚相談、心配ごと相談、等々併せて10種類、12回が『広報たつの』にその掲載日が載っております。そのほか不定期に都度、広報、有線などを通じて案内されてもおります。最近では調停の相談会、司法書士無料法律相談等があげられます。更に役場各課の所管事項については常時窓口を開設していると聞いております。ここで質問ですがこれら多くの窓口が並列的に開設されておりますけれども、相談窓口はどのように機能しているか、また多くの窓口での相談の実態、これをどのように評価しているのか伺います。一例としては心配ごと相談が21年度実績で21件という実績であります。年間24回の開催に21回、この数もどのように評価するか併せて伺います。

○町 長

それでは次の質問にお答えを申し上げます。安全安心なまちづくりについてということでありまして、町民の悩み、相談窓口を開設を町も現在はいたしております。行政上の相談は各担当課で対応いたしておりますし、また社会福祉協議会の方にもお願いを申し上げて行政相談日を月に1遍、取っていただいております。今議員がおっしゃられましたように心配ごと相談が21件あったというのは平成21年度、社会福祉協議会での相談だと思っております。ほか結婚相談とか法律、民生児童委員会、人権擁護委員会、ほか司法書士会では法律相談年1回とか、伊那の調停の協会で調停相談をこれ伊那市ではございますけれども年に1遍辰野からもご案内をして必要があれば行っていただくというふうなことであります。あと損害賠償ほか

沢山あるわけですが、正に個々並立的に存在していることは事実であります。そのことに対しまして現在は相談の受け入れ体制は一応できているものと、このように認識いたしております。ほか機能を更に拡大し、連携を取ったりそしてまた安心安全に結び付くようなもう少し高いグレードの相談ほかということに関しましては、課長の方からも腹案があると思っておりますのでお答えをさせていただきたいと思っております。

○総務課長

この相談につきましましてはですね、総務課の方で一応調整をさせていただいておりますが実際には社会福祉協議会の方をお願いをいたしまして1年間の計画を立て、そしてその日にですね併せていただける相談員につきましましてはできるだけ同じ日にできるようなということで、このところ取り組ませていただいております。各種相談員さんの連絡協議会も年1回は開催をし、その中で調整をさせていただき横の連携も取りながら毎年進めていただいているものでございまして、中心となりますのはやはりさきほど21件ということで心配ごと相談ありましたけれども、民生児童委員協議会の皆さんのやっていただいております日々の活動の中の相談ですとか、支援業務その件数を合わせますと2,500件以上のそういう件数になっているわけでありまして、特に高齢者の関係の福祉相談等につきましましてはこの皆さん中心に相当な数の相談を受けていただいているものと理解をしております。また今年からはですね、もうちょっと専門的な法律相談ということで顧問弁護士が伊那で市民のための相談日を開設しております。そんな形と合わせまして辰野町でも町民を対象とした顧問弁護士による法律相談も2月に1度になるのか1月に1度になるのかそのへんで調整をさせていただきたいな、そんなふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○船木（7番）

私が今述べました相談窓口に加えて緊急性のない悩みごと相談を消防及び、警察へ電話し通常業務に支障をきたす場面もあるようです。一方、住民のニーズ、意見、相談これは年々多種多様しかも多岐にわたっていると聞いており、併せて対応のスピードが求められております。こんな状況下「相談事ごと電話をしたいがどこへすれば良いのか分からない」といった苦情に加え「何とかならないのか」と度重なる問い合わせが寄せられております。多くの相談窓口の開設に当たっては、書面で案

内をし、また回覧をしたり、有線で流してあっても、いざ相談したい時にはどこへ電話して良いのか分からないのが実態であろうと思います。そこで考えねばならないことは“いかにしたら周知できるか”ということであります。更に「困りごとがあったらここへ電話すれば良い」といったような受け皿、すなわち何でも相談窓口、総合窓口的な体制作りが、「住民の真に安心なまちづくり」につながることを考えますがいかがでしょうか、伺います。

○町 長

更に深めた質問でございますが、何でも相談口というような形は取る取らないに関わらず現在も総務課でも、どこかの課へいただければ内容をお聞きしてそれ相応の相談窓口の方をお教えするような体制になっております。いずれにしましてもその相談内容は多岐にわたっておりますので、できるだけ分散化してそれぞれにできるだけ専門家がいるような所をご紹介するような方法が一番良いかと思いますが、『広報たつの』のカレンダーなどをご覧いただいで見つけていただくとか、どこが適当か、いずれにしても高年齢ほかそれが面倒臭い、あるいは見ることもできないというような方になればやはり役場の総務課へでも電話いただければ、今のような対応はさせていただきたいというふうなことであります。いずれにしましてもご相談は種類別に合わせてみますと複雑多岐多様にわたっていることは事実であります。なおまた役場へ電話すれば、あるいはまた専門の相談員がいたとしても全てが行政が介入できるものばかりでも法的な問題でないものもあります。しかしそうだとすることをまたお教えするのも行政の役目かもしれません。非常に内容多岐にわたっておりますので是非一つ分からなければ、もう役場へ。そしてまたできるだけ並立的ではありますけれども、それぞれできるだけ専門が分散できるような形の中へご紹介できるようにというふうに心掛けていきたいとこんなふうに思っております。

○船木（7番）

今までの答弁では今までの進め方がベターかというふうに理解できますけれども、いざ相談をしたい時にですね「どこへ電話したら良いのか分からん」とか、「何とかならんか」というような苦情があるということは今の状況では不十分だということでもあります。その上でですね、私は一つこんなふうに考えます。役場へ相談すれば何でもという今話がありましたようにですね、確かに役場の代表番号へ電話すればそこである程度の答えが返ってくるような電話の受付、今の1名体制ではこれは

不十分でしょう。ここにですね今までの経験ある方々を複数配置をしながら電話対応でまず、第1段階をクリアする。これによって役場職員の業務能率も向上するだろうというふうにも考えます。いかがでしょうか。

○総務課長

もう少し役場の電話をですねPRをさせていただいて、交換の所へ入れればですねそこでおおよその概要が分かれば担当の部署へ回しますし、そしてちょっと行政では無理かなという部分につきましては、総務課の方で今ご案内をしているのが現実であります。さきほどもお話に出ましたように第1にはですね、一つ目はこの『広報』今日持ってまいりましたが9月のカレンダー、これをですね『広報』の中にしまってしまうんでなく、必ず居間のですねどこかの片隅に貼っていただけていただければですね、いつどんな時にもですね対応ができるようなそんな仕組みになっておりますのでこれをですね徹底をさせていただいて、そしてそれで急なことで困った場合には役場の代表番号に電話をいただくということで対応してまいりたいと。職員を張り付けてもですね1日にそれが何件もあるわけでもありませんし、相談の内容がですねその1度で済むわけではありませんので、どうしても違う方にも紹介をさせていただく形になって手間も取りますので、そんなことでご理解をいただければと思います。

○船木（7番）

今まで答弁をいただいた中でもですね、今までのやり方ではいろんな疑問が出てくるんであって、いろんな質問が出てくるんであって、じゃあ今までの方法をいかに周知するかこのへんにまた知恵を絞っていただくことを指摘して次に移ります。

次はセーフコミュニティについてであります。昨日の質問がありましたので私はここで1点だけ確認をしたいと思います。安全安心なまちづくりに向けて辰野町の現状に合った取組みは何か。今辰野町に合った辰野町の現状に合った取組みは何か。今までの安全安心のまちづくりを更に、強く推進するとともにその上で分野の垣根を越えてさまざまな部門が連携し、地域の安全の更なる向上に取り組む組織づくりが一番重要だろうというふうに思います。要は安全安心のまちづくりに取り組んでいる多くの組織の横の連携に基づいた連絡協議会的組織の構築、これを提案するものですがいかがでしょうか。

○総務課長

これにつきましては中谷議員さんですかね、ご質問にお答えをしたように今現在町内で連絡会議を事務局レベルであります但持たせていただいております。ここである程度の方向が出れば、町内の各その活動されている団体の皆さんにも働きかけをしお計らいをする中でそういう連絡調整の会議をですね、協議会的なものを持った方が良いでしょうという方向が示されれば、さっそくそんな方向で対応してまいりたいとこんなふうに考えております。よろしく申し上げます。

○船木（7番）

今申し上げました連絡協議会的なもの、横のつながり、この協議会がですね十分機能することによってこのセーフコミュニティ、この認証取得をせずとも十分な安心安全なまちづくりにつながるものだろうと指摘をしながら次に移ります。

最後の質問でありますけれども、これは昨日の質問の中にもありました「阿部県政に対する矢ヶ崎町政の関わり方」ということで質問させていただきますけれども昨日の一部ダブルところがあるかもしれませんので、私なりに質問をさせていただきます。まず昨日の質問の中では印象はどうかということで、親しみが持てるという答弁でありました。私は別な切り口としてですね、市町村にとってどのような影響があるとお考えか町長に伺います。

○町 長

阿部新県知事を迎えての辰野町、あるいはまた各市町村の関わりということのご質問であります但、長野県の中の市町村にとってどのような影響が出るかという、ちょっと大きな質問になっちゃいまして難しいところであります。ご質問であります但、私どもの感想を申し上げたいと思っておりますけれども、いずれにしても前に田中県政があり、そして村井県政があった。田中県政の時には副知事をやられてた阿部新知事であります。村井知事の時には横浜あるいはまた国の仕分け事務局次長という形で長野県にはいられなかった。そういう方であり、一定の選挙に関しましては最初からはあまり県民党という形で進まれたように聞いておりますし、そのようなパンフレットも来てまいりましたが、またほかの対抗馬ほかの関係でやはり民主党という推薦を受ける形になってきた。民主党から出たのではなくて民主党という推薦を受けるようになったと。それはもうほかの対抗馬の出方にもあったんだろうと思っております。そういった様相を持った現在の阿部新知事であろうかと思っております。影

響と言いますか、田中知事はもう車座集会という形で悪いばかりでもなくて、県政を県民に近づけたという功績はありましたが、車座集会の中では殆ど知事の方の意見の押しつけというような批判も出た時期もありました。村井県政になりましたら、全くこれ県民との距離をまた離れたかっていうとそうばっかでもなくて、各広域の中へ村井さんも飛び込んで来たり、意見を聞いたり、最低市町村長との対話を持ったりしてました。そういう中で今度の阿部県政でございますが、もう既に着任前から各広域だとか特殊な所へお顔だしするとか、隈無くできるだけ歩いたようでもありますし、また県の町村会、連絡協議会っていいですか町村会に対しましても、市長会におきましても知事の方の積極的な要請がありまして、何度かもうお話をしているわけでありまして。そういった中から聞きますと辰野町はほかにまだいろんなつながりありますから、先入観ほかにも多少は残ってはいると思いますけれども、そういうこと抜きにまたフェアな立場で接してみますとやはり、一応聞く耳持っているなというふうな言い方を私どもは直感的に思ったところでありまして。ただまだ財政も動かしたわけじゃありませんし着任前でありますので、県へ入ってみるところやろうと思ったがこっちの財政がなかなか思うように活用できないんで、そっちができないとかいろんな制約が今度出てきます。そういう中でどの程度のまた仕分けをしていくのかっていうことではありますが、この仕分けとて市町村長との話し合いをすることを旨としておりますし、そうかって話し合いしなくても誰が考えても誰も言わなくてもこの医師不足とか医療の現場にある各医師たちの疲弊だとか、大変この医療問題に対しましても問題点は如実に出ていますので、そういったことは相談しなんでもドンドン取り入れていくべきであろうという進言もしていきたいと思っておりますが、そんなことで複合的に理想を持ってスタート、船出していると。それをいかに財政の方が圧迫する。またその圧迫をどのようにこう泳ぎ切っていくかということでもあります。片方が切れば切られた方は足りなくなりますし、その政策はズーッと抑えられますがそれによってほかのものが出てくる。価値論。いろんな価値といってもその時点の価値論でありますので永遠ではありませんが、現在では何を進めるべきかと、財政限られておりますので大変難しい舵取りであろうかとこんなように思います。国の方とのつながりも新知事はあるわけでありましてやはり国からの、やはり予算要求、もう当たり前に戻していただかないと、ということでもあります。昔せっかく付いた予算をお返しになった知事もあったよう

であります、村井県政でそういうことはなくなり今回もそんなことは決してないだろうと思います。趣味趣向その他のような個人的なことになりますと我々があまり関与することでもないし、公の場で申し上げることはいけません。ほぼ普通のノーマルな考え方の趣味であろうとこんなふうに想像できますので、特別な考え方あるいは特別な変更って言いますか、こうねじれ、よじれのようなことは考えなくて良いのかなど、このように現在は判断しているところであります。以上であります。

○船木（7番）

只今の答弁では影響度の予想、これも出てきませんでしたので、それでは具体的に町長はどのように関わっていくかということでお尋ねをいたします。「信州型事業仕分け」これは多くの市町村長が「県と市町村が対等の立場で議論することが必要であり、事業をどう仕分けるか市町村の意見を十分に聞いて欲しい」というふうにも言っておりますし、昨日の町長の答弁の中では「本当の無駄はどこなのか見極めた上で切って欲しい」こう述べましたけれども、阿部知事は「予算の削減だけが目的ではない」とこういうふうに言っております。じゃあ、ならば町長は積極的にどのように働き掛けていくかという姿勢を伺います。あわせて時間もありませんので、まとめて次に入ります。

医療分野では「医師不足の解消」と7文字で括られておりますけれども、病院の移転新築を目前にして辰野町においては最大の関心事であります。昨日の答弁では「知事の力がお借りできれば借りたい」というふうには言っておりましたけれども、上伊那医療圏の再生計画、これの協力的な推進も図るがためには町長の強い働きかけが必要であります。これも合わせてお願いいたします。次はですね、最後は産業力、地域力強化を掲げた経済対策の一つであります。付加価値の高い農林業の振興についてであります。山林が町の85%を占める辰野町にとって林業の振興は大きな課題であります。知事の訴えの中には県産材の活用、遊べる自然の創造、森林セラピー、産業としての林業確立、里山の森林づくりなどが述べられております。知事の積極的な取組みに向けては「森林づくり県民税」が必要不可欠と思います。20年度にスタートした5年の時限立法は平成24年度以降も継続され、日本のエコ対策にも寄与すべきであります。森林税の継続を含めどの様に町長は働きかけていくか、この森林税についてはですね、町長と議会で横浜市を訪れた際、当時副市長だった阿部さんいわく、「横浜のCO₂削減を森林を持っている市町村から購入したい」という

話がありましたが、町長この話を聞いた一人でもありますんで、新知事に積極的に働き掛けるべきと考えます。以上3点伺います。

○町長

大分具体的に絞っていただきまして答えやすくなってまいったわけではありますが、正に同感のところだと思っております。事業仕分けに関しまして総体的にはまず阿部知事が今度ここで新知事として登場する以前に、もう既に県の職員は全体で

7,400、7,500 あったんだと思いますが、現在もう6,000台に減らしてきてます。さてそこでまずそういった公務員、県の公務員としての人数的な割合はどうかと、そんなところからまた掘り出しをしていくだろうと思いますが、大きくは期待できないんじゃないかというふうな感想をまだ持っているところでもあります。しかし更に無駄があれば省いてまた県に付帯するいろんな、公社だなんとかっていっぱいありましたがそれが相当切られておりますので、更にまた減らせるのかもしれないが、そのへんの無駄からやっていただかなきゃならないと思います。その無駄だということに対しては、国の中でやっていらっしゃる仕分けよりももうちょっと具体的によく見えた仕分けだろうというふうに期待をしてくださると思います。ただ理屈しか分からない屁理屈ぐらいの中で切られてるものはとてもたまったものじゃない、やはり現場を知っている専門家を呼んできての仕分けに入っていくと、ただ国会議員になったからといって自分の見識だけでやられた時にはやっぱり単面的になるだろうということではありますが、県の方は大分それが減ってくるだろうというふうに期待を現在しているところでもあります。ご指摘のように鳥獣対策だとか、相そういったものが国の方で4分の1ぐらいに切れちゃったと仮定すればまた県の方で一部復活させていただくとか、今度は県知事として国に要望していただくとか、現状を伝えていくとかこのへんもお願いをしたいとこんなふうにも思っているところでもあります。医師不足解消につきましても、あるいはまた地域医療再生計画も最終決定はまだ見ておりますけれども、いよいよ執行段階に入るにはまだ辰野以外の二つの病院のあり方のちょっとポイント点がまだ少し問題点もありますので、そのへんも辰野として県の指導を得るように進言していきたいと、こんなふうにも思っておりますし、具体的に言えなくて申し訳ないんですがまたしゃべると長くなりますので、という部分もあります。なお医師不足に関しましては県もある一定の医者をプールしてて出し惜しんでいる

とか、先に取りられちゃうとかそういうことでなくて、県自体でもプールに入っていないのが現状であります。たまたま前よりは少しは緩和されてきましたが、大都会から来てそして2、3日いて、あるいは麻酔なら麻酔だけやって帰ってく。東京から通いのような医師も長野県のプールにはちょっと若干入ってきました。入って来ましたがこれは交通の関係でやはり新幹線で1時間ちょっとぐらいで帰れる所というような形で北信に比較的多くと言っても全体的にはまだ3、4名かそんなもんですから、それでもないよりあった方が良いわけですがそんなことから更にまた含めて、この南信の方へも回していただくように話掛けていただきたいと思います。また信州大学の医学部の定数も田中知事で5名ですか、村井知事で約5名、合計10名増やしていただきました。100人の中の10名増えただけですから、しかし枠を増やさなくても入る方もいますので100名の中の13、14名が長野県人かなと思うぐらいですが、これとて10年掛かるわけですがないよりはあった方が良いでしょう。しかしそれが出て来たとしてもパッと消えちゃうというのが現状ですから、ほかにやはり早く長野県もお迎えできるような施策をともに考えて国の方に提示をしていかなきゃならないだろうとこんなふうにも思っているところです。なお上伊那地域医療再生計画に関しましてもご指摘でありますので更に強くこの上伊那広域の中の仕分けで一生懸命、仕分けと言いますか作業部会でやっているわけですが、知事としての見識をしっかりとっていただき指導を強力にさせていただくように働き掛けてまいります。あと付加価値の高い森林は横浜行った時に言われたとおりに間違いなく、そのとおりであります。と同時にそのように阿部新知事もこのCO₂の削減、森林の再生は知事になるならならぬに関わらず関心を持った方です。したがってより更にこの森林税も長野県は取れているわけです、その有効活用、更にはまた県の方の余裕はどうか分かりませんが、ほかの予算の一部を本当に削ってちょっとずつ削ってても森林の方へお金を掛けていただいて除間伐、そしてまたどんな木の植栽が良いのか、ただ戦時中みたいにカラマツだけ植えれば良いということではなくて本当に自然の、自然も放っておいてはダメですからやはり人間が手を入れることによって自然が保たれるという部分も多々あるわけです、そのへんも強く要請をしてもってやはり異常気象、今回の異常気象がその後どうか分かりませんがCO₂の削減に向けて努力するよう、またともに意見交換をしていきたいとこんなふうにも思っているところでもあります。以上であります。

○船木（7番）

町長の積極的な取組みいかんによって町が良くなるのか悪くなるのかリーダーシップの心構えと取組み一つだろうというふうに思います。町長の強い取組みを期待をして私の質問を終わります。

○議長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

9月9日 午後 14時 06分 散会